

郡長諸費は十六年度より國庫支辨とす

農村不況と地方費協議費の節減

戸長役場諸費科目の創定

戸長職務取扱費町村協議費に移る

表も更正し、十五年度分より之に照準して調製すべきものとなし、郡役所經費明細表、即ち俸給明細表、雜給明細表、廳費明細表の書式を一定し、戸長役場明細表も之に準じて調製するものとした。猶ほ郡役所經費中郡長に係る諸費は十六年度より國庫支辨に移し、出張巡回等の時は、明治九年六月の旅費定則に據り支給することとなつた。また前年來郡役所戸長役場の經費は努めて節減を主とすべきことを訓令されたが、十六年當時の不況の漸く深刻化すると共に、十二月十九日、明年の地方税は努めて薄うし、又協議費も輕うせざるを得ざる旨を改めて訓令した。

翌十七年六月十七日、戸長役場諸費科目が創定され、備付品買入及び修繕費、消耗品買入費、小使給郵便税諸備費(十七年八月、備)、運搬費、賄費、役場建築修繕費(十七年十月、借)の八科目とし、更に十月、揭示場建築修繕費、雜費の二目を追加し、爰に戸長役場諸費科目は合せて十目となつた。而して、同年より戸長職務取扱費は町村費の支辨となつたので、六月十七日その豫算は便宜上先づ第一期分(七月より九月まで)の豫算を立て、各戸長役場所轄内町村の聯合會に附して評決せしむべきことと定められた。

歳入出豫算條規の制定

歳入歳出々納規則

歳計豫算の區分

歳入出豫算概定順序の公布

その後十八年三月、太政官達第一一號を以て、歳入出豫算條規が制定され、從來の大小細の科目を廢し、款項目節の編成とし、歳入出豫算各款の流用を禁じたが、各項の金額は大藏省を経て太政官の決裁を乞ひ、又各目の金額は大藏省の認可を経て流用することが出来るものとした。仍て本縣でも、十八年八月六日、新に達示せられた科目表を各郡役所に示し、十九年度より之に準據せしめた。更に八月七日、各郡役所へ對し、公達第一一號歳入出豫算條規第二〇條に據つて大藏省より新に通達せられた豫算書及び報告書様式を示達し、二十年度分より之によつて編製し、前年度分は六月十日限り本廳へ差出すべきものとした。ついで十九年四月一日、十九年度より施行と定められた歳入科目第一部を、同月三十日歳入第二部科目表を、同月三日同じく第一部、第二部、第三部歳出科目表を夫々示達した。また同じく十九年に、歳入歳出納規則が制定せられたので、四月二十七日右に關する心得事項を一般に布達した。

その後二十二年二月、法律第四號を以て歳計豫算は經常臨時の二部に大別し、更に各部中款項に區分すべきことが規定され、又同年四月勅令第六〇號を以て、歳入出豫算概定順序が公布せられた。この概算書に於ては、經常臨時並



前年度との増減比較説明を要す

國庫支出の縣經費

大藏省丁丑役中の本縣廳金穀出納を調査す

本縣經費は征討費を以てす十年中交付の縣經費

明治十年三月乃至六月の本廳經費

同七月乃至十月の本廳經費

元拂差引高

第一編 縣政の整備

に款項を区分し、前年度の豫算に比し増減の理由を説明すべきものと定められてゐた。

第四節 縣の歳計

次に縣の歳計を見るに、先づ國庫支出に係る本縣經費に就き、戦後數年間のそれは最も重要であると思はれるので、特に此期間を考察してをくことゝする。丁丑役後、大藏省は調査官を派遣して、本縣廳金穀出納を總て調査する所があり、審議整理濟次第、本縣に引繼いだのであるが、その完結は十一年三、四月に至つてゐる。而して役中を含む明治十年本縣經費は當時の實情よりして、征討費との區別を明瞭に立て得なかつたのは寧ろ當然である。十年三月以降、縣廳が政府より交附せられた征討費は同六月迄に三回に互り、計二十三萬圓、七月より十月迄に前後六回(内一回は十一月十二日とし、翌年一月二十三日霧島神宮非常臨時費交附あるも會計上凡て十年十月迄に込むるものとす)、百四十四萬七千四百一圓六十九錢九厘(内十八萬五千二百八十二圓四十九錢九厘より、未決算二千二百七十八圓十錢を差引ける越高とす)となつてゐるが、この内廳費として實際に支出した額は、前者の内四萬二千四百三十九圓四十錢一厘、後者の内百十六萬八百九十八

圓八十八錢九厘であつた。今其費途内譯を見るに、十年三月乃至六月分は、

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 4,391.550  | 諸 雇 給 | 計 |
| 16,452.600 | 旅 費 費 |   |
| 2,748.823  | 糧 食 費 |   |
| 34.000     | 被 服 費 |   |
| 2,353.328  | 需 用 費 |   |
| 72.651     | 郵便電信費 |   |
| 178.334    | 運 送 費 |   |
| 3,545.495  | 經 營 費 |   |
| 219.113    | 既 費   |   |
| 8,506.415  | 病 傷 費 |   |
| 42.000     | 賜 金 費 |   |
| 282.747    | 囚 虜 費 |   |
| 1,946.367  | 諸 雜 費 |   |
| 1,665.928  | 賑 恤   |   |
| 42,439.401 | 合 計   |   |

同七月乃至十月分は

|               |        |   |
|---------------|--------|---|
| 2,852.500     | 俸 給    | 計 |
| 17,244.081    | 諸 雇 給  |   |
| 29,539.777    | 旅 費 費  |   |
| 7,605.794     | 糧 食 費  |   |
| 18,885.013    | 需 用 費  |   |
| 969.264       | 郵便電信費  |   |
| 135,049.528   | 運 送 費  |   |
| 24,515.680    | 經 營 費  |   |
| 205.878       | 既 費    |   |
| 50,549.352    | 病 傷 費  |   |
| 17,167.400    | 賜 金 費  |   |
| 980.683       | 囚 虜 費  |   |
| 47,821.725    | 諸 雜 費  |   |
| 807,512.214   | 賑 恤    |   |
| 30,181.371    | 宮崎支廳經費 |   |
| 119.200       | 神 社 費  |   |
| 1,160,898.889 | 合 計    |   |

となつてをり、結局元拂差引高は、未決算三萬九千三百八十九圓八十一錢九厘



十年七月以降  
分經費概算

を控除して二十一萬九千九百圓五十二錢となつてゐる。而して十年七月以後の十年度分經費に就ては、翌十一年十月九日太政大臣達を以て、概算金額を

|                |      |
|----------------|------|
| 金九萬二千七百六圓二十五錢  | 定額常費 |
| 金二萬四千四百四十九圓五十錢 | 額外常費 |
| 金十八萬二千八百三十一圓八錢 | 臨時費  |

但内三萬六千七百七圓八錢

九州地方征討所屬入費

合計金二十九萬九千九百八十六圓八十三錢

年額訂正の費  
大島外支應分  
は別途決算と  
す  
舊石高割豫備  
金

と定め、其分譯費目に就ては、同十月十二日伊藤大藏卿の達があつた。猶ほ、その達に於て、費目中俸給史誌編輯費、招魂社費は年額に訂正し、前年十月以前の分と雖も、通常經費より支出すべき分の金額は更に調査の上申出づべきこと、大島始め島々支廳經費歳計は別途に決算すべきこと、及び舊石高割豫備金に關しては、本縣所定分九千九百圓の外宮崎縣合併による増分を四千二百圓とし、舊宮崎縣豫備金七千六百圓と共に、追て決算すべきことを併せ達した。間もなく同年十二月二日、大隈大藏卿達に依つてこの十年經費仕譯は確定し、且つ右の概計金額の額外常費中區務所諸費金十一萬四千八百二十一圓を臨時

明治十年度本  
縣歲入出

渡に更正した。いま明治十二年の本縣々治一覽概表に據れば、十年會計年度に係る縣歲入出は、

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 費額元請總額 | 三十六萬三千五百四十七圓五十錢八厘 |
| 内定額常費  | 十二萬四千二百八十九圓七十六錢一厘 |
| 額外常費   | 四萬五千六百六十六圓六十八錢六厘  |
| 臨時費    | 十九萬四千九十一圓六錢一厘     |

となつてをり、前掲十一年十月太政大臣達概算額二十九萬九千九百圓餘に比し、六萬三千五百六十圓六十七錢八厘の差があるが、その後にかく増額されたと見るべきであらう。而して其各支拂高の表目及び金額は左の通りである。

同上支出各費  
目額

|             |      |      |               |
|-------------|------|------|---------------|
| 123,308.238 | 可    | 定額常費 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 4,200.000   | 奏任月月 | 奏任月月 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 64,930.687  | 判任月月 | 判任月月 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 1,305.000   | 雇下月月 | 雇下月月 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 484.500     | 給掌以下 | 給掌以下 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 5,662.364   | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 24,898.960  | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 897.029     | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 73.816      | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 25.161      | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 293.911     | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 3,776.132   | 給廳中  | 給廳中  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 36,979.609  | 額外常費 | 額外常費 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 25,134.494  | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 180.000     | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 4,428.154   | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 372.500     | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 235.089     | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 168.888     | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 9.387       | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 10.072      | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 1,210.681   | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 689.100     | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 50.000      | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 2,255.694   | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 1,651.935   | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 583.615     | 秩勳給武 | 秩勳給武 | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 136,624.372 | 臨時費  | 臨時費  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 107.000     | 給病院  | 給病院  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 26,751.718  | 給病院  | 給病院  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 20,473.765  | 給病院  | 給病院  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 78,038.908  | 給病院  | 給病院  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 10,000.000  | 給病院  | 給病院  | 給給給給與費費費費費費費費 |
| 1,252.981   | 給病院  | 給病院  | 給給給給與費費費費費費費費 |



十一年度より  
通常會計に據  
る十一年度本縣  
經費概算

斯く十年分本縣經費は征討費を以て支出せられ、翌十一年十月以後に至り、  
成規に照して形式上豫算決算を遂げたに過ぎず、十一年度以降初めて正常の  
會計によつたのである。即ち十一年度經費は、十一年十月十五日、次の如く定  
められた。

警察官費概算

金十萬五千七百四十六圓二十五錢  
金二萬八千二百四十九圓  
金一萬四千八百九十五圓十三錢七厘

定額常費  
額外常費  
臨時費

合計金十四萬八千八百九十圓三十八錢七厘

十一年度經費  
支拂高

而して、この仕譯書は同二十一日達せられ、別に警察官費概算は、二十五日伊  
藤内務卿達を以て、金十一萬三千三百四十九圓と定められた。然るに、實際の  
經費支拂高は總計二十五萬五千九百八十八圓十錢四厘で、其内譯は次の通りであ  
つた。

十四萬五千二百七十一圓八十一錢九厘  
内十二萬五千二百九十四圓八十三錢二厘  
六千九百十六圓三十三錢六厘  
一萬三千六十圓六十五錢一厘

定額常費  
本廳  
宮崎支廳  
大島外四支廳

十二年以後の  
經費

五萬千三百三十二圓六十四錢一厘  
内三萬七千二百九十一圓六十六錢一厘  
九百八十一圓四十錢三厘  
一萬二千八百五十九圓五十七錢七厘  
四萬八千八百八十六圓四十五錢三厘  
内四萬六千四百四十六圓五錢三厘  
二千八百四十圓四十錢  
四千五百三十圓六十八錢九厘  
五千二百七十六圓五十錢二厘

額外定費  
本廳  
宮崎支廳  
大島外四支廳  
臨時費  
本廳  
宮崎支廳  
雜部  
神社費

府縣廳舎建築  
修繕費・同監  
獄費を地方稅  
支辨に移すに  
對する國庫下  
渡金の廢止

十二年以後に至つては、經費各科目の區別も次第に整頓し、殊に從來の民費  
諸費中、布達類印刷費を削除し、公文遞送費並に控所諸費は本廳々中費に組換  
へて、全く民費の科目は廢された。又同年六月限り各島支廳廢止によつて、當  
然その俸給手當等に減額を見、更に九月國稅領收順序施行と共に、定額常費中  
官金取扱人給料(給與)國稅金運送費(廳中)を減額した。十三年十一月、縣經費中廳  
費雜給の小科目を廳費と改め、十四年度以降實施することとした。この外、從  
來國庫支辨たりし府縣廳舎建築修繕費、府縣監獄費、府縣監獄建築修繕費を地  
方稅支辨に移し、且つ府縣土木費に對する國庫下渡金を十四年度以後廢止し



小學校補助金の廢止  
 地方税地租の引上  
 國稅徵收費  
 警察官費中國庫下渡金  
 明治十二年乃至十五年の本廳經費

たことは、翌月教育令改正に伴ふ國庫下付小學校補助金の廢止と共に、政府紙幣銷却資金の増加を要した結果で、地方税地租五分一より三分一引上げは、之による府縣歳入の減少を補填せしむる爲であつた。これに依り、本縣でも十四年度には、總じて本廳經費に於て十四萬一千餘圓の多きを減じた。又十五年度以降、國稅徵收に係る屬官俸給及び廳費は別に國稅徵收費より支辨するものとし、また警察官費中警部給與、地方費警察費警察廳舍建築修繕費に對する國庫下渡金が夫々明かとなつた。斯くて十四五年來殆んど通常經費に復したが、今その十二年以降十五年迄の分を見ると次の如くである。

| 費目        | 一二年          | 一三年        | 一四年        | 一五年        |
|-----------|--------------|------------|------------|------------|
| 縣費        | 一九三、五五五・六七   | 一四〇、二四一・八六 | 一四一、六六五・五七 | 一〇九、〇四七・九五 |
| 警察官費      | 九五、八一〇・〇〇    | ?          | 一七、二四三・三七  | 一八、四九〇・八五  |
| 在府縣獄囚徒費   | (二一、五五五・一〇三) | 二六、八三二・四五  | 二、三三三・〇七   | 二、三六四・一〇   |
| 軍人恩給以下義務費 | (三三、四九一・〇九)  | 一八、三三六・〇八  | 一〇、八七〇・五三  | 三、三三二・四九   |
| 神社費       | 五、二八五・三九     | 五、六三二・五八   | 五、四一七・七三   | 五、八五二・四七   |
| 雜出費       | 三五、六六四・九七    | 三三、四三二・三二  | 九四一・〇〇〇    | 一〇、九八二・七三  |
| 國庫下渡金     | 六〇、九五五・八二    | 三三、四三三・一〇  | 五四、二四一・七九  | 四〇、四二九・三六  |

| 費目      | 一二年       | 一三年       | 一四年        | 一五年        |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|
| 警察費     | —         | 七六、八三三・九〇 | 五四、三三四・九四  | 四〇、四九二・三六  |
| 土木費     | 五、五七二・九四  | 四四、三三三・〇〇 | —          | —          |
| 學校補助費   | 二、四八七・八九七 | 一〇、三三六・二五 | —          | —          |
| 備荒儲蓄補助金 | —         | —         | 三六、六六六・〇〇  | 二七、二二九・〇〇  |
| 其他      | —         | —         | —          | 四、二四四・〇〇   |
| 總計      | 三九、四〇三・四六 | 三三、五三一・六八 | 一〇四、九三三・三〇 | 一九四、六三三・九六 |

〔備考〕十二年度迄は定額常費・額外常費・臨時費を分つ、從て在府縣囚徒費は定額常費・額外常費中に、又軍人恩給・賞勳年金は額外常費中に包む、十二年度警察官費は豫算額に據る。

前述の如く、十年の本縣經費は征討費中の分を含めて、大約百五十萬圓を超え、十一年度は三十六萬八千餘圓(警察官費は豫算高)と見られるから、右表十二年度以降の經費金額は、之に對して十二年三十九萬餘圓、十三年三十四萬餘圓(但警察官費を含まず)、十四年二十萬餘圓、十五年十九萬餘圓と逐次其額を低減し、從つて正常化してゐるのである。猶ほこの際注意すべきことは、當時に於ける國庫支出警察費の多額なることで、十一年警察官費は本縣國庫費の約三割、十二年には二割五分を占め、十四・五年に至り漸く八・九分に低減した。併しこの頃には、地方費警察費に對する下渡金が著しく増大したから、その總額は依然として

經費逐年低減の傾向

國庫支出費中の警察費



三割を超えるものであり、この點は明治十年代に於ける本縣經費に一の特徴を與へてゐる。

次に地方稅歲入出については、先づ歲入は地方稅規則實施の明治十二年度以降同二十二年迄、十一年間歲入總額の平均は約四十萬八千餘圓で、各科目の内譯及び總額中百分比は次の通りである。

|       |       |       |       |      |      |       |      |      |      |
|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|
| 地租制   | 營業稅   | 雜種稅   | 戶數割   | 雜收入  | 國庫   | 國庫    | 前々年度 | 前年度  | 合計   |
| (費額)  | 三三、七五 | 三六、一五 | 一七、九一 | 五、三〇 | 二、三〇 | 三、九四七 | 九、五八 | 五、四九 | 七、八三 |
| (百分比) | 五五、五  | 六〇、〇  | 三〇、五  | 八、五  | 三、五  | 六、六   | 一、五  | 一、三  | 一、〇  |

この内地租割以下四項目の稅收入は合計三十四萬千八百六十圓で、全歲入に對し八三・六二%に當つてゐる。更に其稅收入中各稅の率を見れば、地租割六五・二三%、戶數割二二・〇四%、營業稅七・六五%、雜種稅五・〇八%となり、地租割戶數割が縣歲入中占めた位置は壓倒的に重要なものであつた。次に歲出に就て見ると、同じ期間平均總額は三十九萬五千餘圓で、その各費目内譯及び總額に對する百分比は次の如くなつてゐる。

|       |       |       |        |      |             |      |          |      |      |      |
|-------|-------|-------|--------|------|-------------|------|----------|------|------|------|
| 警察費   | 土木費   | 縣會議費  | 衛生及病院費 | 教育費  | 部吏員給料旅費及中諸費 | 勸業費  | 戶長以下給料旅費 | 縣監獄費 | 其他   | 合計   |
| (費額)  | 六九、三五 | 六九、四四 | 五、七〇   | 三、一〇 | 一九、七六       | 四、七五 | 二、四八     | 一、一四 | 一、一四 | 三、九八 |
| (百分比) | 一七、八  | 一七、五  | 一、五    | 〇、八  | 五、五         | 一、三  | 〇、六      | 〇、三  | 〇、三  | 一〇、〇 |

内譯費目の比較

警察費・監獄費の多額

戶長以下給料旅費等の重要性

各科目の改廢

穀價低落と災害に依る歲出の節減

即ち戶長以下給料旅費を第一とし、警察費土木費部吏員給料旅費及廳中諸費、縣監獄費、教育費、縣會議諸費、衛生及病院費、勸業費の順となつてをり、教育費、衛生費、勸業費に對し、警察費、縣監獄費の著しく高位にあることは本期歲出の一特色であるのみならず、他府縣に於て普通土木費が最も多額を占めたるに對しても、一の特異點を與へてゐる。而して戶長以下給料旅費部吏員給料旅費及廳中費の行政機關費が全歲出の殆んど半にも達することは、最も注意すべき、この點は明治二十三年以後の縣財政と大なる差異ある所以で、前述の如く十七年以後戶長職務取扱費は町村費に移され、戶長以下給料旅費は地方稅支辨となつたので、地方稅支辨の戶長役場諸費は著減し、やがて市町村制實施によつて、全く地方稅支辨を離れたのである。猶ほこの外、二十一年迄存在した科目に浦役場及難破船諸費があり、二十二年以降には衆議院議員選舉費が地方稅を以て支出された。而して明治十六年迄は、宮崎縣に係る分を含む譯であるから、總體的にその分割以後と比較し難いが、明治十五年の歲出最も多く、十七年は最も少かつた。同年は穀價低落による農村窮乏の最も激化せる年



地方費節減に盡瘁

で、政府府縣ともに經費の節減に盡瘁したのであり、特に本縣では、この前後連年暴風雨被害があつたから、十九、二十兩年の教育費の如きは異數の増額を示してゐるのである。

第五節 地方税制の整備

一 民費の課出

明治初期の地方税  
明治八年本縣縣稅則  
舊宮崎縣民費賦課を廢す

前述の如く、廢藩置縣以來各府縣に於て地方税として徴收したものは、多く民費の形を以てなされ、府縣税としては賦金其他補助的性質のものがあるに過ぎなかつた。而して、この混沌とせる地方税制を始めて統一し、之に法令上の根據を與へたのは、明治十一年七月の地方税規則の公布實施であつた。而して本縣では、既に明治八年縣稅則の設定があり、舊宮崎縣に於ては全く民費に依つてゐた。しかして九年九月、縣令代理參事田畑常秋より、正副區戶長月給、學校費、堤防營繕費、地租改正費を除くの外、一時民費課出を廢することを布達し、同十月より翌四月迄區費四千四百圓餘を官費より下渡(この分は十一年九月申上りとして、新に九年度額外常したるのである。爰に十年より民費課出を施行すべき

丁丑役により特に官費支給す

民費賦課に復するの急務

ことゝなつたが、十年春來戰鬪の地となり、區戶長の給料は民費賦出が行届き難い事情にあつたので、區務從事以來特別を以て官費支給となし、擾亂平定數月を経た翌十一年三月には、五月より官費支給を廢し、民費課出の方途を立てしめた。又薩隅に於ても、區戶長給料其他の經費は民費賦課の行はれ難い事情にあつたので、戰後當分官費支給されたが、民力の恢復を待つて、之を民費賦課に復することは當面の急務であつたので、十一年四、五月に於て、明治七年より同九年まで三ヶ年間平均一ヶ年分各鄉民費、鄉費、其他の方法に依る課出高を調査するに至つた。

縣稅則の施行徹底を缺く

地方稅規則公布前の本縣稅年稅

一方縣稅則の施行についても、十年兵亂以後營業願濟にして、而も税金未納のものや、全く無願營業の者が夥しく、頗るその徹底を缺いてゐた。依つて、明治十一年一月三十一日改めて縣稅則が示達され、明治九、十年分を二月中區戶長に於て取纏め納めしめることゝした。其縣稅則に據れば、

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 旅人宿   | 税金一ヶ年 | 五十錢  |
| 管内郷問屋 | 同     | 二十五錢 |



第一編 縣政の整備

| 免許料               | 月税      | 免許料             | 金                   |
|-------------------|---------|-----------------|---------------------|
| 鰻鳥獸肉料理屋           | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 船問屋               | 同       | 同               | 二 十 五 錢             |
| 質屋                | 同       | 同               | 一 圓                 |
| 古着屋               | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 古道具屋              | 同       | 同               | 二 十 五 錢             |
| 洗濯湯屋              | 同       | 同               | 二 十 五 錢             |
| 魚納屋               | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 三味線屋              | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 牛馬賣買渡世(但國税の外收税の分) | 同       | 同               | 一 圓                 |
| 菓子屋               | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 漁業場               | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 月税を納むべきもの         | 同       | 同               | 五 十 錢               |
| 歌舞音曲其他右に類する諸藝人    | 税金二等に分つ | 滿十三年以上<br>十三年以下 | 一ヶ月 七十五錢<br>一ヶ月 五十錢 |
| 料理屋               | 税金一ヶ月   |                 | 五 十 錢               |
| 市立                | 同       | 一坪ニ付            | 四 錢                 |
| 定日店               | 同       | 一坪ニ付            | 一 錢                 |
| 免許料を上納するもの        | 同       | 同               | 金 二 十 錢             |

興行税

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 石灰焼   | 同 | 金 二 十 錢 |
| 鍛冶屋   | 同 | 金 二 十 錢 |
| 鍋類鑄物屋 | 同 | 金 二 十 錢 |
| 瓦焼屋   | 同 | 金 二 十 錢 |
| 水車    | 同 | 金 二 十 錢 |

この外諸興行の者は其時々縣廳へ申出、免許鑑札を受け、興行濟三日限り左の營業税を上納する

一 興行

税金 二 圓

但角力・手踊の類は現興行日數十日を以て一興行とし、諸遊觀物は同四十日を一興行とする。其日數以内を興行する者も税額は本文同様とする

出米を廢す

縣稅徵收方法

而して四月四日、從來の草高一石に付き、一升一合宛の賦米は十年度限り廢止したが、この賦米も或る意味で地方税の一種と見るべきものであつた。また同月十五日には、諸稅徵納方法に付き區長に令して、上述の新規諸稅其他上納金等時々納入すべき分に限り、本支廳へ遠隔の各區は當分の内假に區長に於て收入し、現金は一ヶ月分取纏め、翌月五日限り上納し、金額五十圓に滿る時は其都度縣廳へ上納せしめた。而して同年七月、諸稅目及び諸稅金額收入期限等一覽表を定めて、納稅に便ならしめた。かくして、十年度徵收した地方稅

稅目と收入期限



は四千九十七圓二十五錢外に賦金二千四百六十五圓十錢合計六千五百六十二圓三十五錢で、其内譯を示すならば次の通りである。

|      |         |        |         |
|------|---------|--------|---------|
| 魚納屋  | 六・一五〇〇  | 鰻鳥肉料理屋 | 一〇・五〇〇  |
| 船問屋  | 一五・一二五  | 古着古道具屋 | 二九・三五〇  |
| 洗湯屋  | 三〇・五二五  | 三味線屋   | 一・九五〇   |
| 質屋   | 三二五・二五〇 | 鑄物屋    | 三・八〇〇   |
| 旅人宿  | 三三七・二五〇 | 瓦焼     | 九・六〇〇   |
| 牛馬賣買 | 七二七・五〇〇 | 鍛冶屋    | 二二六・四〇〇 |
| 魚漁場  | 二九・〇〇〇  | 生蠟屋    | 五・六〇〇   |
| 商社税  | 一七四・五〇〇 | 水車税    | 五・〇〇〇   |
| 小間物屋 | 一二四・四〇〇 | 石灰焼    | 一八・二〇〇  |
| 麴屋   | 一七五・二〇〇 | 俳優税    | 一三一・五〇〇 |
| 郷問屋  | 一〇・一二五  | 諸興行    | 三〇五・二五〇 |
| 料理屋  | 九四・五〇〇  | 同日税    | 四八八・七〇〇 |
| 洋物屋  | 六・五〇〇   | 飯酒器商   | 一七・二五〇  |
| 同兼業  | 一一・五〇〇  | 同兼業    | 四六・一二五  |
| 煮賣屋  | 五五・六〇〇  | 煙草具商   | 三・七五〇   |
| 菓子屋  | 八二・〇〇〇  | 同兼業    | 五七・〇〇〇  |

地方税規則の  
制布

|         |        |      |           |
|---------|--------|------|-----------|
| 諸問屋     | 四五・〇〇〇 | 同月税  | 一八二・〇〇〇   |
| 藝術物商    | 二・八〇〇  | 娼妓賦金 | 二、四六五・一〇〇 |
| 藝妓免許鑑札料 | 六六・〇〇〇 | 合計   | 六、五六二・三五〇 |

\*合計は、各項總計するに六、四六二・三五〇圓となつて、實際との間に一〇〇圓の相違あり

民費賦課の  
況

また十一年七月、政府に於て地方税規則を制定實施するや、勿論本縣に於ても之に準據して地方税規則を新定すべきこととなつたが、上來縷述せる如く本縣は十年騒亂に依り百事未整理の上、民力凋弊の事情もあり、急速に實施し難かつたので、十一年八月十六日、地方税規則は十二年度即ち十二年七月より施行することとし、別に同年六月までの間施行すべき民費賦課假方法を制定し、十月一日より施行することとした。但し、その中掲出の費目外のものに關しては、薩隅兩國は暫く舊慣に依り、日向地方は舊宮崎縣に於て、明治九年六月布達した規則に依つて課出することとした。然して十年騒擾に依る家屋の罹災者には、特別に右期間、この假方法に依つて賦課すべき民費に限り、土地を除き其戸數人口に賦課すべき分を免除し、其免除額は官費を以て補給することと定めた。この民費賦課假方法は十一ヶ條及び附則六ヶ條より成り、十一年七月より十二年六月迄を明治十一年度會計年度と爲し、賦課の費目は、

民費賦課假  
法



民費の賦課費目

第一編 縣政の整備

- 第一 區長事務扱所諸費
- 第二 正副區長及區長事務扱所筆生小使等給料
- 第三 正副區長及筆生等旅費
- 第四 戶長事務扱所諸費
- 第五 正副戶長及戶長事務扱所筆生小使等給料
- 第六 正副戶長及筆生等旅費

大區費小區費  
民費賦課の方

民費徵納には  
舊慣を尊重

の六目とし、大區内一般に賦課するものとした。但し日向國各區は二分して、右費目中の第四項より第六項までを小區費、他は大區費としたのである。而して民費は之を三分し、二分を土地に、一分を折半して五厘を戸數に、五厘を人口に賦課するものとした。其取立の順序は、戶長に於て年度の豫算を立て、豫算明細書を作り、縣廳の認可を得て後、大小區内に配賦するが、特に共有田畠より生ずる作徳、又は積金の元利子等を以て支辨し、或は適宜區長の見込に依り數月分を分つて取立を爲す等は、其便宜に任すこととした。而して年度後、區長は一大區限り民費合計表を官廳へ差出し、縣廳に於ては、それに依り更に民費總計表を製して、管内に公示するのである。

また民費賦課假方法附則に於ては、土地に賦課するものは、明治七年第一二

沽券稅地に係  
る賦課

管内費大區費  
小區費町村費  
の別を明かにす

郡の設置と郡  
役所經費定額

○號布告地所名稱區分に據り、荒地潰地等を控除して、生地の舊高にのみ賦課すべきものとし、沽券稅地は舊高の稱なきもの故地價金二十一圓七十六錢六厘を以て郡村地舊高の一石に當て、此比例を以て賦課することゝ定めた外、寄留の場合の賦課取扱手續を規定したのである。上述の如く、民費賦課假方法に於ては、費目外のもの、姑く舊慣に依らしめたが、同時に從來郷費及び小區町村費の類別一様ならざるか、又は割賦方法其當を缺くか、或は現夫課役等、總て舊慣に就て不都合と認める等の諸點は、之が改良に努めしむると共に、次の如き民費類別凡例に據り、専ら大・小區・町村費の判別を計つた。即ち民費々目を大別して、第一管内費、第二大區費、第三小區費、第四町村費の四となし、又夫々管内費は二項目、大區費は六項目、小區費は八項目、町村費は十項目を立て、之を示達した。

かゝる内、明治十二年二月に至り、從來の大小區劃の廢止、郡の設置が行はれ、區長事務扱所は其の事務を郡役所に引繼いだので、二月十八日縣廳に於ては、更に各郡役所經費十一年度定額金五ヶ月分、總計一萬六千餘圓を繰替交附した。その内譯は、廳中費・給料・旅費であつて、次の如くなる。



明治十一年度  
各郡役所  
配當額

十一年度中は  
舊に依り民費  
課出金とす

第一編 縣政の整備

一八六

|        | (廳中費)     | (給料)       | (旅費)      | (計)        |
|--------|-----------|------------|-----------|------------|
| 鹿兒島郡役所 | 二四六・一五五   | 一、二一九・〇〇〇  | 五〇〇・〇〇〇   | 一、九六五・一五五  |
| 市來郡役所  | 二〇〇・〇〇〇   | 九八九・〇〇〇    | 二四〇・〇〇〇   | 一、四二九・〇〇〇  |
| 知覽郡役所  | 二三〇・七七〇   | 一、一〇九・〇〇〇  | 九〇〇・〇〇〇   | 二、二三九・七七〇  |
| 阿久根郡役所 | 一六九・二三〇   | 八六九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、二一三・二三〇  |
| 宮之城郡役所 | 一八四・六一五   | 九二九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、二八八・六一五  |
| 加治木郡役所 | 二〇〇・〇〇〇   | 九八九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、三六四・〇〇〇  |
| 垂水郡役所  | 一八四・六一五   | 九二九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、二八八・六一五  |
| 宮崎郡役所  | 二〇〇・〇〇〇   | 九八九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、三六四・〇〇〇  |
| 都城郡役所  | 二一五・三八五   | 一、〇四九・〇〇〇  | 一七五・〇〇〇   | 一、四三九・三八五  |
| 高鍋郡役所  | 一六九・二三〇   | 八六九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、二一三・二三〇  |
| 延岡郡役所  | 二〇〇・〇〇〇   | 九八九・〇〇〇    | 一七五・〇〇〇   | 一、三六四・〇〇〇  |
| 合 計    | 二、二〇〇・〇〇〇 | 一〇、九二九・〇〇〇 | 三、〇四〇・〇〇〇 | 一六、一六九・〇〇〇 |

而し、前述の如く、本縣は十一年度は地方税の制限を立てず、従て地方税を以て充當すべき費用は、従前の民費を以て支辨すべきであつたから、同月十九日右の十一年度郡役所經費は、各所轄内舊區長事務扱所經費豫算高に依り徴收したる民費賦課金を以て支出せしむるものとし、且つ各郡役所定額金に照し、不足の分は追て繰替下渡すこととし、仕譯書を以て請取方を申立てしめた。

戸長役場經費  
も民費に依る

大島郡役所同  
戸長役場經費

明治十二年  
大島郡役所  
經費

一方戸長役場經費は、戸長以下俸給及び旅費並に各事務扱所經費とも總て従前の通りとし、十一年度經費豫算書に依り徴收したる民費賦課金を以て支辨し、民費賦課假方法の手續によつて決算を遂げることとした。且つ當時追々正副戸長の昇級或は新任の者等が多かつたので、之等に對して相當の顧慮を拂ひ、萬端豫算額内に於て取扱ふ様、三月二十七日特に郡長に令達してゐる。前述の如く、大島郡設置は十二年七月であり、従つてその郡役所及び各戸長役場の十二年度經費金額は當然地方税を以て支辨すべきで、即ち十二年七月一日に次の如く示達された。但し、この内戸長役場定額金は郡役所より適宜支給し、各精算仕上は半季毎七月より十二月迄、一月より六月迄決算勘定して差出させ、郡役所に取纏め、郡役所及び各出張所の分を翌月に提出するものとした。即ち大島郡役所明治十二年定額金は次の如くである。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 郡役所定額 | 一金六千九百六十圓四十八錢八厘 |
| 給料    | 内金三千五百三十二圓八十錢   |
| 廳中費   | 金九百七十七圓五十三錢二厘   |
| 爲換方給料 | 内金百八十圓          |
| 旅費*   | 金二千四百圓十五錢六厘     |

第三章 財 政

一八七



金五十圓

郡廳舎修繕費

\*この旅費は隔月各島渡海船賃現費仕拂の割を以て定められたものである

大島郡各戸長役場定額金

また大島郡各戸長役場定額金は左の如くであつた。

|            |            |            |              |            |           |           |
|------------|------------|------------|--------------|------------|-----------|-----------|
| 大島戸長役場一三ヶ所 | 喜界島戸長役場六ヶ所 | 徳之島戸長役場六ヶ所 | 沖永良部島戸長役場一ヶ所 | 與論島戸長役場一ヶ所 | 合         | 計         |
| 三、九〇〇・〇〇〇  | 一、一四〇・〇〇〇  | 一、八〇〇・〇〇〇  | 九〇〇・〇〇〇      | 八四〇・〇〇〇    | 八、六七〇・〇〇〇 | 八、六七〇・〇〇〇 |
| 給          | 料          | 職務取扱諸費     | 計            | 計          | 計         | 計         |
| 三、九〇〇・〇〇〇  | 三、四九〇・〇〇〇  | 七、三九〇・〇〇〇  | 一、八九七・七〇〇    | 五、七六六・六六六  | 三、三三六・四七七 | 一、三五四・〇二二 |
| 一、八九七・七〇〇  | 一、八九七・七〇〇  | 一、八九七・七〇〇  | 一、八九七・七〇〇    | 一、八九七・七〇〇  | 一、八九七・七〇〇 | 一、八九七・七〇〇 |

なほ同七月一日、大島郡役所官費豫備金として、郡役所及び各島出張所へ各五十圓宛下渡し、仕拂は半季毎に明細仕譯書を以て決算を遂げしめるやうにした。蓋し大島郡役所は開設當初で、地方税徴収の始に當り、經費支出の急場に差問へること勿論であるので、十二年七月一日、特に七月より九月迄三ヶ月分經費として、千七百七十七圓六十二錢二厘を官金繰替を以て交附し、地方税徴収の上還納するものとしたのである。

川邊郡十島の民費

また管内川邊郡の内、硫黄島・竹島・黒島・口之島中之島・平島・臥蛇島・悪石島・寶島・諏訪之瀬島の十島に就ては、之より先その民費賦課を免除し、官費支給のこと

戸長改置と戸長役場經費

が内務省へ稟議せられてゐた。十二年六月に至り、申立通りには許可されなかつたが、一ヶ年豫算金高の内三ヶ月分を控除し、十一年十月より十二年六月迄九ヶ月分、金千四百六十五圓九十三錢一厘だけ許可され、大藏省より十一年度額外常費として交附された。しかし、十二年七月地方税施行の後は、同税より支出すべきこと勿論であつた。

以上郡役所經費、戸長役場經費定額金について述べたが、一般戸長は十二年十二月に改選の上、各町村へ改置になつたので、こゝに更めて大島郡を除く各郡役所々轄内各戸長役場經費金(戸長給料、諸雇、給旅費、諸費)一ヶ年分を當分次の如く假定し、各費目の内戸長等級、役場の遠近、又は事務の繁簡に依り、各役場經費支出の多少を計り、彼是流用處辨し、三ヶ月間實施の上、各所適當の費額見込を立て、具申せしむることとした。乃ち左の如くである。

各郡役所々轄内戸長役場經費

- 一三、二九四・八〇〇 鹿兒島・谿山・熊毛・敷設郡役所々轄内戸長役場五十八ヶ所分經費
- 一五、七九五・〇〇〇 日置・阿多・甌島郡役所々轄内戸長役場六十五ヶ所分經費
- 一五、五四八・四〇〇 給黎・揖宿・穎娃・川邊郡役所々轄内戸長役場六十四ヶ所分經費
- 一四、一一七・四〇〇 薩摩・伊佐・菱刈郡役所々轄内戸長役場五十九ヶ所分經費
- 高城・出水郡役所々轄内戸長役場三十四ヶ所分經費



- 一三、七六八・二〇 始良・噲啖・桑原郡役所々轄内戸長役場五十七ヶ所分經費
- 八、七六九・六〇 大隅・肝屬郡役所々轄内戸長役場三十六ヶ所分經費
- 一一、〇四〇・二〇 諸縣郡役所々轄内戸長役場八十七ヶ所分經費
- 一二、四四五・二〇 宮崎・那珂郡役所々轄内戸長役場五十二ヶ所分經費
- 七、〇二五・四〇 兒湯郡役所々轄内戸長役場二十九ヶ所分經費
- 一四、五六二・〇〇 臼杵郡役所々轄内戸長役場六十ヶ所分經費

豫算方法を改む

之と共に、明治十二年迄は郡役所並に戸長役場經費は縣廳に於て豫算を立て定額を達し來つたのを改め、十二年十二月より、十三年七月より、十四年六月まで、經費額は各郡役所に於て、十二年二月より十一月迄十ヶ月間通常實費支出の平均に據り、精査の上提出せしむることとし、なほ郡長郡書記の月給及び給仕小使日給等の額は従前の通りたらしめた。

民費の意義

區戸長事務扱部所費が主要

〔補説〕 元來民費なる用語には、地方税の如く明瞭なる内容がなく、維新以後明治十一年の地方税規則制定に至る迄の過渡的の地方財政形態を指したものに過ぎない。即ち官費と區別して政府や府縣で多く之を用ひ、實質的には管内費・大區費・小區費・町村費等に當つてゐる。従つて、其費途も後の地方税支辨の經費のみに限定するを得ず、一方に於ては少なからざる國政委任事務費があり、他面には用惡水路費・猪鹿防禦費・祭禮費の如き部落費をも包括した。しかし、本文記述の本縣民費賦課假方法の規定に見るも、區戸長事務扱所に關する經費が主であつた。

各郷民費徵收舊慣の例申良郷の例

宮崎の例

鹿兒島三大區の例  
沖永良部島の例

十一年九月申良郷區戸長何に據れば、右方法施行以前の、同年一月より八月迄に係る戸長事務扱所經費は、月平均三十圓餘に及び、上述假方法による十月以後翌年六月迄の豫算は同九十圓餘で、約三倍の課出となつた。故に、同郷では縣に經何の上、舊藩時代以來の救助方金、舊庄屋浮免地處分金の利子を之が増費に振向け、村民重課の補填策とした。又第九十七大區(宮崎)に於ける從來の賦課方法は、四分三を土地に、四分一を戸數に賦課し、人口割は全く無かつた。之に對し、縣の規定する土地三分二、戸數人口に三分一の方法は、土地戸數割に稍輕く、新課の人口割の負擔が比較的重くなる理であつた。然るに農村の實情は、土地所有者は資力ありて重課に堪へ得るに反し、戸數人口割は劃一賦課されるので、家族多き貧窮者の比重は最も甚しくなるので、舊慣にはこの點自然の顧慮が拂はれてゐたのである。十一年十一月、同區は特に舊慣に依る賦課方法の費用を伺ひ、縣も之を諒察して認可してゐる。なほ亦民費賦課假方法に於ては、民費は大區内一般に賦課すること本文記述の通りであるが、一區長事務扱所々轄たる鹿兒島三大區の如きは、所管内一括課出を許し、上下、西田三町に限り設置せられてゐた差配人(從來月行事の名目で、市中公布類の配達、代書等の職務をなし、給料は、特に關係小區限りの課出となしたのである。又大島郡沖永良部島に於ては、舊來戸長給料、事務扱所等の費用は草高一石に付き四升宛を課出したが、十一年五月戸長改置を機に不用の下使を淘汰して三升三合とし、給料等は時の相場を以て現米給與としたのである。なほ同地では、從來事務扱所用薪炭等も民費課出出来によつた外に、人夫立を以て全島より現品を運搬せしめ、また戸長等巡回には無賃の人馬を



第一編 縣政の整備

使役するの慣習で、年に見積つて非常の負擔であつたが、十一年五月前者は課出米の内を以て賄ひ、後者は成規により旅費を支給するものとしてゐる。  
明治十二年の本縣々治一覽概表所出の十年會計年度に係る日向國民費は總計九萬三千三十四圓三十一錢二厘で、内官費支給一萬三千三十一圓八十二錢、官費繰替七千四十五圓四十七錢一厘、民費七萬二千七百七十七圓二錢一厘となつてをり、その費目は次の如くである。

| (費目)  | (金額)       | (費目)    | (金額)      |
|-------|------------|---------|-----------|
| 區戶長給料 | 一九、五一二・七六三 | 貢給金取収入費 | 三一〇・一〇〇   |
| 諸雇給   | 一二、四一九・五五七 | 山林燒防費   | 七四七・五五〇   |
| 旅費    | 三、〇四〇・二三四  | 井堰修繕費   | 一九三・一九〇   |
| 諸賄料   | 三六一・九七〇    | 戶籍調費    | 一〇五・三一    |
| 需用費   | 七、二二四・六六三  | 消防費     | 四〇・六八四    |
| 運送費   | 一、一〇五・六六三  | 醫務取締費   | 一二七・八八八   |
| 雜費    | 一、一八八・五五三  | 徵兵調費    | 一七・六〇〇    |
| 營繕費   | 二、六六九・三二一  | 布告布達費   | 四九・〇〇〇    |
| 河港樋管費 | 九、三〇九・二八六  | 用惡水路費   | 四〇・〇〇〇    |
| 道路橋梁費 | 三、七一一・六四二  | 暴漲堤防費   | 一、三九一・七九三 |
| 學校費   | 二五、七〇四・一八九 | 保伍長給料   | 九〇三・八五五   |
| 井堰守給料 | 一五五・五〇〇    |         |           |

即ちその主要費目は學校費二八・五%、區戶長給料二一・六%、諸雇給一三・七%、河港樋管費一〇・三%、需用費八・〇%等で、行政機關費壓倒的に多く、區戶長給料以下八項目合計の區戶長役場關係經費は五二・六%に達してゐる。又貢給金取収入費、

民費中の若干は國庫支給す

戶籍調費、徵兵調費、布告布達費の如く、國政事務費の混在は特に注意を惹く所である。また前述國庫支出本縣經費定額常費中に従前民費諸費の科目があり、十年度には三千七百七十六圓十三錢二厘、十一年には本廳・宮崎支廳・大島外四島支廳分合計九千四百四十二圓二十九錢六厘を計出してゐる。而して、十二年度以降この中布達類印刷費を除き、其他は廳中費に組換へ、全く此科目を廢止した。即ち十一年度迄は従來の民費中若干額は官費支給、即ち國庫經費を以て下渡されたのであるが、別に右十一年本縣經費額外常費中に民費補助費三百四十四圓九十錢五厘があるから、單なる國庫補助費とは自ら別であつた。

二 地方税諸税則の制定

既にして明治十一年七月政府は太政官布告第一九號を以て地方税規則を布告し、従來の混沌たる地方財政に初めて一定の組織と方向を與へた。地方税規則制定の理由は、同七月の地方官會議に示された所によつても明かであるが、要するに、郡區町村編制法及び府縣會議に依る内治整備に則して、府縣財政の基礎を鞏固ならしめ、府縣が其行政區劃的に依る自治團體的機能を完遂し得る能力を法的に確保せんとしたものであつた。即ち、従來民費は府縣費と區費とに充當するも、その賦課の方法は専ら各府縣の便宜に任じたから、或は管内割、大區割、小區割、町村割の四種となるもあり、或は管内割、區割、町村割

地方税規則制定の理由

民費賦課の不統一



府縣費と町村費とを區別す

地方税々目とその制限

の三種とするあり、又は町村費を以て民費に算入せざるもあり、社祭費等町村協議費に屬するものもあるといふが如くであつた。かゝる名目の異同、賦課の厚薄を改め、民費、府縣税の名を改めて地方税に統一し、且つ府縣財政と區町村財政とを分離せしめ、府縣費は地方税を以て支辨し、區町村財政は協議費を以て支辨すべきものとしたのである。この地方税は更に地租割、營業税及び雜種税、戸數割の三種とし、地租割に本租五分の一(十三年十一月布告第四八號)以内の制限を附するは勿論、營業税及び雜種税に就いても、其賦課の公平を期する爲めに、課率に制限を附した(十五年一月布告第二號)に。更に十一年十二月其種類及び制限に關する規定を以て、營業税は會社税、卸賣商税、仲賣商税、小賣商税及び雜商税の五種とし、雜種税は合せて三十二種とし、各府縣に於ては之等の中から適當に選擇採用することを得せしむるの外、營業税は三類に、雜種税は十四類に夫々分類し、各類毎に一定の制限を設けたのである。

又敍上の税則の外に、地方税支辨の費途が規定されたことも重要な改革で、規定以外の費目が必要とする場合は、特に政府の裁定を受けしめることとし、之に依れば、地方税支辨の費途は警察費、河港道路堤防橋梁建築修繕費(十

地方税支辨の費途を明かにす

本縣に於ける地方税規則

營業税雜種税創定

年二月より土府縣會議諸費、流行病豫防費(十三年四月より)、府縣立學校費及小學校補助費(十四年二月より)、郡區廳舎建築修繕費、郡區吏員給料費及廳中諸費、病院及救育所諸費(十三年四月より)、救育所浦役場及難破船諸費、管内限諸達書及揭示諸費、勸業費、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費の十二目となつてゐる。この外豫算決算に關する事項をも規定し、地方税制の規定のみならず、地方財務制度の上にも大きな變革をなしたのである。

茲に於て、本縣でも地方税規則に基く新なる地方税則の制定が必要となつたが、十二年三、四月に互り、新地方税規則施行の準備として、營業税雜種税種類中、船車の外國税あるものを除き、總て從來許可の有無及び商業を營む者の營業の細大等、其名簿を調査した。その終了するや、十二年六月六日、本縣營業税雜種税課目課額並に施行規則を公布し、十二年度即ち同年七月より實施した。爰に今日に至る縣税賦課規則に初めて一の基礎を置くことゝなつたのである。かくてこの規則に於ては、營業税第一類諸會社、諸卸賣商を八等に、第二類諸仲買商を七等に、第三類諸小賣商、雜商を七等に分ち、夫々會社、卸賣商、仲買商、小賣商、雜商の性質を規定し、雜種税は其種類に依り各個に税額を定め、夫々免



明治規十二年  
度最初の豫算

許鑑札を受くべきものと定めた。  
斯くて本縣地方税課目課額及び施行細則が規定せられ、縣財政の組織が一應整備すると共に、七日には府縣會規則に依り、上述公布費目に基き、十二年七月より翌年六月迄地方税を以て支辨すべき經費及び徴收豫算を次の如く定めた。

明治十二年度地方税支出徴收豫算

|              |               |                 |              |
|--------------|---------------|-----------------|--------------|
| 支出豫算總額       | 一、五九、一一一・三五一  | 勸業費             | 一、八六二・八六六    |
| 警 察 費        | 二、三、五九四・七八七   | 戸長以下給料及戸長職務取扱諸費 | 一、六三、四三六・二九二 |
| (外に官費何中)     | (一〇九、〇六二・六四三) | 豫 備 金           | 一、五〇〇・〇〇〇    |
| 縣 會 諸 費      | 二、〇八〇・七七五     | 徴收豫算總額          | 二、五九、一一一・三五一 |
| 流行病豫防費       | 一、〇〇〇・〇〇〇     | 營 業 税           | 一、六、七二三・二二三  |
| 師範學校及中學校費    | 七、六六三・六三七     | 雜 種 税           | 一一、九五三・九七七   |
| 郡吏員給料旅費及廳中諸費 | 五二、五四四・〇八八    | 漁 業 税           | 五〇〇・〇〇〇      |
| 郡廳舎修繕費       | 二二五・〇〇〇       | 地 租 割(五分ノ五)     | 一、六三、二六七・六五一 |
| 浦役場及難破船諸費    | 一一五・〇〇〇       | 但地租金一圓ニ付金十一錢    |              |
| 管内限諸達書及揭示諸費  | 五、〇九八・九〇六     | 但一戸ニ付金二十五錢      | 六六、六六六・五〇〇   |

之に續いて同月二十一日、地方税領收順序及び地方税取扱心得書を定め、各

地方税上納規則

郡役所戸長役場に於ける地方税の領收及び取扱に關する細則を明かにしたのである。更に七月、地方税上納規則を定め、同様地方税の郡役所戸長役場に於ける上納の順序を定めた。

地方税收入報告・差立期限

次いで翌十三年六月十九日には、十二年度地方税収出精算表(但し同年一月よりの分の)を七月十日限り本廳着の積にて提出せしめ、これは十四年六月地方税收入報告及び未納處分報告書式並に其差立期限として一定された。又十月十三日、地方税中雜收入及び諸返納金は、是まで郡役所を経て本廳へ上納し來つたが、十四年十月より納人に於て納金證書に現金を添へて大藏省爲換方へ預入れ、其領收の證印を得、仕譯書を添へて還納することゝ改めた。翌十五年

雜收入諸返納金の納付方法

地方税收入報告・差立期限を更む

九月各郡役所に訓令して、地方税徴收の内を以て預金とし、出納方法假規則を定め、同年十一月一日より施行した。但し、十二年六月の地方税領收順序中上納證差出方は現金上納の有無に拘らず、従前の通り取扱ふものと心得しめた。越へて十六年四月には、先に十四年六月定めた地方税收入金報告、差立期限を更定し、三月分より毎月五日限り本廳へ提出のことゝした。

翌十七年には、六月二日各戸長役場に於ける地方税取扱順序(十一條)を定め、十



未納處分取扱  
手續書

地方税大小科  
目

七年度より之によつて實施することとし、又七月四日地方税未納處分取扱手續書も一定し、一般未納處分によるの外、準據すべき細則を明かにした。次いで同年八月八日、地方税の調査上便宜の爲め、初めて次の類別に依る大小科目を立てた。即ち、

大科目

地租割 戸數割 營業税 雜種税 雜收入

小科目

營業税中商業税 工業税 雜種税中料理屋税 待合茶屋税 遊船宿税 芝居茶屋税 飲食店税 湯屋税 理髮人税 傭人請宿税 遊藝師匠税 遊藝稼人税 相撲税 俳優税 幫間税 藝妓税 市場税 演劇税 興行税 遊覽所税 遊技場税 人寄席税 船税 車税 水車税 乘馬税 屠畜税 漁業税

合せて三十三目で、この小科目の内譯は細科目と心得べきものとした。更にこの年八月、新に地方財務課が設けられたので、地方税の取扱に關しても、同月二十日より地方税の収入は收税課、支出は地方財務課の事務に屬することゝなつてゐる。

地方財務課の  
新設と地方税  
收支分掌

地方税收納順  
序の更定

爲換方を第五  
國立銀行に命  
令

營業税缺損取  
扱手續

郡役所・戸長  
役場地方税收  
納に關する帳  
簿書式を定む

次に十月一日、地方税收納順序及び附録を更定して同月より施行し、上述の同年六月の戸長役場に於ける地方税取扱順序は之を廢した。又同じ日に、地方税金誤納還附及び更定手續を定めた。而して、この月十一日より、地方税並に備荒公儲金爲換方を第五國立銀行に命じ、同銀行鹿兒島支店及び各郡役所々在地同行出張所に於て、納金預入のことを取扱はせしむることゝなつた。猶ほ從來營業税不納處分に依り、税金缺損の分にして假營業の場合には、最前の缺額皆納の上許可すべき成規であつたが、其取扱方が郡役所によつて區々に互り、自然脱漏等があつたので、同月三十一日改めて營業税缺損取扱手續を定めて、その取扱方に遺漏なからしめた。又十一月地方税收納順序第二條により、戸長に於て郡長より納税切符を得たる時は、五日以内に切符を製して納税者へ通達すべきものとした。

翌十八年に至ると、先づ二月郡役所地方税收納に關する帳簿書式並に記帳手續同じく戸長役場に於けるそれを夫々定めてをり、之等は何れも二十三年五月まで存続した。次いで三月には、前の十七年十月地方税收納順序中一部を改正し、又地方税及び備荒公儲金不納官沒物件取扱手續を定めた。なほ同



營業稅雜種稅  
に關する取扱  
心得書

第一編 縣政の整備

年六月、同年度營業稅雜種稅課目課額及び其徵收規則を定め、同月十七日及び七月一日に郡役所・戸長役場に對して之に關する取扱心得書を達したが、かく取扱心得を定めたのは此年が始めてである。更に七月二日、鑑札の雛形を定め、これに據り臺帳と割印すべきものとなした。ついで八月十二日、更に郡役所地方稅納額増減追報告書式を定めてゐる。

前出の地方稅收納順序によれば、郡役所に於ては、毎半年度に於て收入計算表を製し、これに増減仕譯書を添へ、前半年分は翌年二月五日限り、後半年分は其年八月五日限り收稅長へ報告すべく、又翌年度八月三十一日限り決算報告書を製して、同様收稅長へ提出し、決算をなす必要があつた。然るに十八年度に於ては、特にこの計算表は前半期分を同年十二月二十日、後半期分を十九年五月五日限り、又決算報告書は十九年五月三十日限り提出すべきことが、同年十一月十八日各郡役所へ達せられた。

非寄留營業者  
の取扱規則

又十九年二月四日、同年度營業稅雜種稅課目課額を定めたが、同日前年度同様取扱心得十七項目を郡役所に達してゐる。更に同日、本縣在籍者に非ずして、寄留を爲さず地方稅被稅の營業をなすもの、取扱規則(同一年四月更正、二十八年三月)

地方稅備荒儲  
蓄金出納期限

十月縣令第一六號(一九〇二年)を創定し、且つその取扱心得書を定める所があつた。次いで五月、地方稅備荒儲蓄金出納の開閉期限を制定して、地方稅備荒儲蓄金の會計年度(其年四月一日より翌年三月三十一日まで)に屬する出納は原則として毎年四月一日を以て開始し、又特別の成規に據り俸給旅費の如き前後を要する時は、出納の開始前に於て支出をなすことを得ること、地方財務課に於ては、毎年度會計整理の爲め、翌年度八月三十一日迄其出納を爲すことを得ること、其他を定めたのである。以上の外、郡役所に於ける租稅徵收上、現金の取扱に關しては、各郡役所に爲換方を設けたこと前述の如くであるが、その場合は爲換方擔當者より公債證書を抵當として提出せしめるものとした。

郡役所爲換方  
に對する抵當  
徵納

(一) 地租割と戸數割

戸數割規則の  
制定

明治十二年七月以後地方稅規則を實施するや、六月六日本縣營業稅雜種稅課目課額並に施行規則を制定し、間もなく八日戸數割規則を創定した。而して地租割に就ては、未だ地租改正完了せざるを以て、同年は、假定の租額に依て賦課し、改租終了を俟つて、十一年七月第一九號布告に照準して決算差引(賦課額は据置き、甲村に減じ、乙村に増すの類)するものとし、翌十三年六月に至つて、始めて本縣地租割・戸數

本縣地租割の  
數割規則の  
制定

第三章 財政の整備



地租割戸數割  
の賦課に於け  
る類似性

明治十二年戸  
數割規則の内  
容

戸數割の徵收  
期限

割税規則を定めたのである。この内營業稅雜種稅規則に關しては、前述せる如く、十二年以前不完全ながら本縣實施の規則があつたが、地租割戸數割に關しては、其賦課の事實は兎も角、縣會の議決に依る一般的規則はこの時創定せられたのである。而して地租割と戸數割とは、其賦課の様式に於て相類似するものがあり、就中徵收期限等に於ては共通せるものがあつたから、當時之を一括せる規則の下に定めた。

十二年六月八日の戸數割規則に定むる所を見るに、戸數割賦課の順序は、最初縣に於て各郡一般の戸數に因り確定せる一戸の稅率を以て、每一郡の總額を郡役所に達し、郡役所に於ては、更に各町村の戸數を精査し、確定せる一戸の稅率を以て一町村の課額を定め、之を戸長に達するのである。戸長は郡役所より達した一町村の課額に因り、別に定むる期限内郡役所へ納附する。但しこの際、鰥寡孤獨赤貧者の課出分を同町村内に於て負擔する等は、専ら該町村の協議に任ずるも、之が爲めに課額を減するを得ない。又現場課出の時に當り戸數の増減せる場合は、戸長はその確定せる稅率をその増減したる戸より收納或は控除し、其譯を別段郡役所へ届出づるのである。而して、十二年度戸

戸數割賦課心  
得

地租割の賦課  
方法

十三年度地租  
割戸數割の課  
率  
十五年改定地  
租割戸數割稅  
規則

數割の徵收期限に關しては、六月九日地租割(地租五分の五厘)と同様に、十分の五を七月三十一日限り、十分の五を同年十二月二十八日限りと定めてゐる。尋いで六月十日、十二年度戸數割賦課心得を發し、戸數割は凡そ一戸主たるものは、借家同居人の如きも一般に賦課し、又他府縣よりの全戸寄留者にも同様に賦課する等、その他詳細に規定した。

次いで翌十三年六月の地租割戸數割規則に於ては、戸數割に關しては、前規則と殆んど異なる所なく、地租割に關しては、始めて(一)地租割は毎年地課の稅率を定めて之を賦課す、(二)この稅率により縣會の議決を経て、各郡の課額を定めて郡役所に達し、郡長は此稅率を以て各町村の課額を定めて戸長に達す、(三)戸長は徵收期間其稅金を取纏め、之を郡役所に納付す、(四)地租割徵收期限を分つて二期とし、第一期を前年度の六月とし、第二期を該年度の十二月とし、毎期半額宛徵收することの四條を規定した。猶ほ、戸數割徵收期限も之と同様であつた。而して別に、同年度地租割は地租一圓に付十三錢四毛、戸數割は一戸に付二十五錢と定めた。然るに、この規則は十五年四月に廢止し、新に地租割戸數割稅規則を更定し、同年七月より之を實施した。即ち地租割に關しては、地



地租割の賦課方法

租三分の一以内(規程所定の五月公布第四八號に依り、十一年地方税を限度とし、毎年縣會の議決を以て翌年度賦課の乗率を決定し、之を一般に布達する一方、戸長は縣廳より布達する所の乗率を折半し、其額を毎町村の地主に告知する。但し、課額は其年四月一日、十月一日の兩日の現地租に依り査定するものとする。其納期は之を會計年度二期に分ち、其前期は五月一日より六月五日限り、後期は十一月一日より十二月五日限り、郡役所へ前收す可きものとする。) (後に至り、十六月廿五日より六月廿日限りとした。) また地租割は前收なるを以て、前半期分徴收の後、地目變換に依り地價増加し、或は歛下半年期明けを以て、地價を査定して地租を收むる地所は、後半期より徴收すべきものとし、一方前半期内に荒地となり、地租を免除せらるゝ地所あるも、一旦徴收した本税は割戻さざるものとした。

次に戸數割は各戸現住者に賦課するものとし、之を賦課すべき者は次の五とする。

- 一 本籍戸主にして一戸を爲す者
- 一 本籍戸主の家族にして一戸を爲す者
- 一 戸主家族の別なく、他府縣より寄留して一戸を爲す者
- 一 本籍戸主他府縣に寄留するも、其家族在住して一戸を爲す者

戸數割の賦課方法

町村會に於ける賦課方法

一 甲乙同居の名ありと雖も、其實共居同爨せずして、一戸の體裁を爲す者

戸數割賦課の順序も地租割と大體同じく、毎年三月縣會の議決を採り、翌年度賦課の乗率を布達するものとし、戸長は縣廳より布達する所の乗率を折半し、其額と戸數を以て直に町村會を開き、各戸賦課の方法を議定せしめ、之を該町村現住者に告知するのである。(但し、町村の課額は其年四月一日、十は月一日現住の戸數に依り査定する。) 町村會は賦課定額を各戸平等に賦課するを原則とし、事情に依り貧富に應じて等差を立て、又は情誼を以て除税する事を得るが、其總額を増減するを得ない。戸數割の納期も之れを二期に分ち、其前期は五月一日より六月五日限り、後期は十一月一日より十二月五日限り、郡役所へ前收すべきものとする。(但し、後に至り、十六年度は六月二十日限りとした。) 又前半期分徴收の後、他府縣他郡より來留する者は後半期より賦課し、前半期内に他府縣他郡へ轉住するものは、一旦徴收したる本税は割戻さないこと地租割と同様である。

十七年改定の地租割戸數割徴收規則

更に十七年六月改定の地租割戸數割税徴收規則に於ては、地租割に關しては、臨時急施又は不足補充等の追徴に付き布達ある時は、現地租額に定率を乗じ、其布達に明示する期限内に納税すべきものとし、戸數割については、其の賦



課該當者を左の如く改めた。

- 一 本籍戸主家族にして一戸を爲すもの
- 二 寄留の戸主家族にして一戸を爲すもの
- 三 甲乙同居の名ありと雖も、其實共居同爨せずして、一戸の體裁を爲すもの

但し、家族と雖も亦本文に同じ

而して、納期其他は前規則と變なく、只十七年度納期のみは六月十日より七月五日限りとした。また臨時急施追徴等の場合に於ては、地租割の場合と同様の手續を爲すのである。

この規則は間もなく同年十月十一日より改正施行されたが、その改正に關する部分は、地租割戸數割を一括し、最後の條に於て、納期中他へ轉籍又は寄留せんとするものは、其際該期の税を上納すべきこと等を規定したものであつた。而してこの改正規則について、翌十八年六月、納期を前期は三月一日より四月十四日迄、後期は八月一日より同月二十日限と改めた。

更に十九年二月五日、地租割戸數割徴收規則改正に於て、納期は前期三月一日より同月二十日限り、後期八月一日より同月二十日限りと短縮し、地租並に戸數の二月二日以後六月三十日以前に係る異動は後期分に限り之を訂正し、

十九年改正の  
地租割戸數割  
徴收規則

戸數割の賦課  
に等級を設く

鑑定人の選定

七月二日以後の異動は之を訂正せざるものと定め、他町村へ轉任の場合の規定を更に嚴にした。即ち、他町村へ轉住せんとする者は、其納期前に係るものは該期の戸數割を上納し、其本縣管内なるときは、該領收證書を添へて轉住地の戸長役場に届出を要するものとし、この際戸數割を上納せざるものは、轉住地に於て更に其戸數割を上納せしむることとした。而して、此十九年度の規則に於て注意すべきことは、町村會の評決を経て戸數割の等差を設け、毎戸課額已定後増加に係る戸數は、該年度限り普通額を上納すべきものとしたこと、これに關し、別に同日戸數割等級賦課設置方法を創定し、等級賦課を設けんとする町村をして、この方法に據り十九年度より施行せしめた。即ち戸數割賦課の等級を設くるには、戸長に於て適宜鑑定人を選び、其区内各戸の等級を調査せしめ、この鑑定人は其区内各戸の日常濟計を參酌し、其等級を査定して戸長に提出する、戸長は町村會開會前の總戸數及び控除を受くる者等を取調べ、更に其町村の負擔額を査定する。また戸長は鑑定人提出の調書に基いて、前記の總戸數に異動なき様課額帳を製して、之を町村會に附するのである。而して、この方法によつて等級賦課を設けんとするには、遅くとも戸數割納期



地租割戸數割  
徴收規則に關  
する取扱心得  
書

限前四十日には評決すべきものと定めた。またこの地租割戸數割徴收規則の改正と戸數割等級賦課設置方法の制定とにより、同日各郡役所戸長役場に對して、右の兩規則に關する取扱心得書を示達する所があつた。  
この十九年度地租割戸數割徴收規則は部分的改正を経て、二十三年十二月に至り、縣令第九三號を以て改廢し、更に二十八年三月縣令第二〇號を以て改正を見、次第に整備された。就中この間二十一年二月縣令第二九號を以て十九年の規則中諸期限其他に對して大削減を加へてゐる。

(二) 營業稅と雜種稅

明治十二年に於て、始めて本縣地方稅規則が制定せられ、營業稅雜種稅について、其課目課額及び施行規則が制定施行せられるに至つたが、十二年には未だ縣會の成立を見なかつたので、縣に於て便宜施行し、十三年度より其課目課額は毎年縣會の協議を経て決定、施行するものとなつた。

先づ營業稅の課目は商業稅と工業稅の二科目に分れ、更に細目は、商業稅の課目は、商業會社、諸卸賣商、諸仲買商、諸小賣商、質屋、兩替屋、(店共)古着、古金、古道具、(書畫共)旅籠屋、陸運又は回漕を以て業とする者、蒸氣器械、米穀、質掛、金穀、貸付

明治十二年  
營業稅雜種  
規則

營業稅の課  
目と其變遷  
商業稅

工業稅

漁業稅

商、書籍、貸損料、貸業、賄方請負業の類であつて、十三年以後十七年迄の間は變更なく、十八年には金穀、貸付商を質屋と合せ、兩替屋、爲換店を分離し、書籍、貸損料、貸賄方請負を三分してすべて十三目となし、更に十九年度には賣藥、請賣、賣藥、行商の目を新設して凡て十五目となした。また工業稅は、十八年度では工業會社、職工の二課目であつたが、十九年度には、工業會社を傭人を使役して工業をなす者と改め、別に寫眞師、紺屋、染物屋、時計師を新設して六課目となしてゐる。この外、漁業稅に關しては、十二年六月地方稅取扱心得書中に於て、第一項入會漁業場稅(一等稅六、二百圓以上、二年稅金六圓、二等稅二百圓以上、六百圓迄、年稅金三圓、三等稅百圓以上、二百圓迄、年稅金一圓、四等稅百圓以内、年稅金五十錢の四等に分つ)第二項漁業場稅(一等稅三百圓以上、年稅金六圓、二等稅百五十圓以上、三百圓迄、年稅金三圓、三等稅五十圓以上、百五十圓迄、年稅一圓、四等稅五十圓以内、年稅金五十錢の四分等に分つ)の二課目とし、斯く夫々等級割を定めたが、これは十五年六月十四日廢し、改めて網漁、梁漁の類(一等年稅金十七圓一ヶ年上り、金高千四百圓以上より、九、釣漁、鮎掛、蛸壺、漬、烏賊、引、鮑、取の類、一等年稅金一圓一ヶ年上り、金高百圓未滿の九等に分つ)の二課目夫々九等となした。而して十六年度以後は、漁業稅を營業稅、雜種稅課目課額中に於て他の營業稅、雜種稅と同様に規定し、其課額は網、梁、漁の類は同額、釣、漁、鮎、掛、蛸、壺、漬、烏、賊、引、鮑、取の類は一等年稅十七圓一ヶ年上り、高金二千圓以上



採藻税

より、十二等年税五十錢、一ヶ年上り高金百圓未滿に至る十二等と改め、十七年より前は前者は一ヶ年上り金高百分ノ一半、後者は百分一と定めた。猶ほ、十八年度より新に採藻税を加へ、その課額は一ヶ年上り金高百分の一とした。

十六年の營業  
稅雜種稅規則

營業稅雜種稅規則は明治十三年六月のもの以後、十五年四月に改定があり、次いで、十六年九月、十七年六月、十八年六月と毎年之が改定を見てゐる。併しながら、その内容は概ね同様で、年により繁簡廣略の差があるに過ぎない。今こゝに、便宜明治十六年宮崎縣分離以後改定せられたものゝ要點を抄してその一斑を見ることゝしよう。即ち、この規則は營業稅雜種稅の各課目の解釋、課稅區別及び納稅期限、營業願届及び鑑札看板取扱順序、營業組合と頭取撰定、營業上り高等届及び調査順序、其他附則を詳細に規定してゐる。其納稅期限に關しては、年稅に屬する分にして新規營業許可を得たるもの、本年十二月以前に係る時は其稅金の全額を納め、翌年一月以後に係るときは其半額を納むべきものとし、納期後起業の者はその鑑札申受の時之を上納するのであり、月稅に屬する分も、また同じく鑑札申受けの時、其月分の稅金全額を上納するのである。次に營業願届の順序は、各種營業人は總て戸長を経由して郡役所へ

届出で、郡役所は之に鑑札を交附する、而して其廢業、代換、改名、轉居、其他の異動ある時は、返納書換又は再渡を爲すこと勿論である。免許鑑札は最初、下渡された時、及び變換ある毎に、本人より其番號を町村戸長役場へ届出づるを要し、又必ず鑑札面の業名並に該年度等を記載した看板に、戸長役場の檢印を受くべきものとした。

營業組合設置  
に關する規定

明治十五年の  
地方稅中商業  
工業雜種漁業  
稅組合規則

次に營業稅雜種稅課目課額に關する納稅者は、最寄町村戸長協議の上、適宜營業組合を結成すべきものとしたが、但し、遊藝師、匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幫間、藝妓、市場、演乘馬、居者、に關しては、この限りではない。この營業組合は正副頭取各一名を選び、納稅に關する事項を辨理せしむるもので、其任期及び給料等は營業者の協議に任ずるものとした。營業組合に關しては、之より先き十五年四月二十二日、地方稅中商業、工業、雜種、漁業稅組合規則が定められてをり、商業稅、工業稅、雜種稅納稅者營業組合は一町村を以て其區劃となすが、郡長戸長が各町村會に就て町村の廣狹、商業の景況に依り、一町村を分割し、又は數町村を聯合せしむるの必要を認むる時は、卸賣商以下二十六種を限り、各種類別を以て適宜區劃を定むることを得るものと定めた。この營業組合は各地の稱呼を冠し、何郡某組と唱ふるか、または何



頭取の改選と職務

郡某部何組と稱する等、其組合區劃の模様により適宜とする。また正副頭取は毎年六月十日限り改選とし、その總會に於ては組合中收税上に關する規約を作り、郡長の認可を受けるのである。その他正副頭取は組内營業上の實況を審察し、規則の課額に照して各自の種類等級を評定するが、郡役所に於て其當を得ざるものと認むる時は、再調を命じ得た。又頭取は組内營業者の開轉業及び廢業等の願届等に加印する義務あるものとなつてゐた。

營業上り高届及び調査の順序

次に營業上り高届及び調査の順序に就ては、各種營業人上り高賣上げ高等は、課目課額に據り、前年の實收額を、客間等の類は現在の坪或は箇數を取調べ、正副頭取の檢印を受け、その年十月十五日限り戸長役場へ届出づべきものとす。この際新規營業の者は向一ヶ年の凡見積を以て算出するのである。また市場演劇興行遊覽所は開場中木戸錢棧敷代等一切の上り高記載帳を毎日戸長役場へ届出で、各檢印を受け置くものとし、屠畜營業人も同じく屠殺頭數獸類を以て、其都度戸長役場へ届出、檢印を受け置くものとされてゐた。以上の外、前述の如く正副頭取は各種營業人提出の詳細書に檢印を捺し、戸長役場へ報告するが、戸長は更に明細表を作り、詳細書と共に郡役所へ提出する。郡

十八年以後の營業上り高届及び調査順序

役所に於ては、各町村の權衡を調査し、明細表へ各等級を明記して戸長へ下付する。而して、右下付の書類は之を戸長役場に備置き、其等級等を各種營業人に示達するのである。その他各種營業人は不在中税金上納人を定め、町村戸長役場へ届出づべきであり、猶ほ營業税中國税あるものに課税せざるは、明治十五年一月第三號布告の通りであつた。

届出手續を簡にす

また十八年度以後の徴收規則に於ては、營業上り高届方及び調査順序に次の如き改定があつた。即ち各種營業人は其税率の金高（資本金貸付金賣上金）及び人員に屬するものは、前年中の積算高を二月五日限り、形體物（坪數）に屬するものは之を二分し、六月一日の現在は其月五日限り、十一月一日の現在は其月五日限り、詳細書を戸長役場に届出づるのである。又各種營業人の内、其税率金高に屬するものは、豫て帳簿を調製し置き、日々の收入高を詳細登記し置くべきこととせ、外別に戸長役場の檢印を要せざることと改め、調査順序に於ても、組合頭取の檢印その他の手續を省き（但し正副頭取の運署を要する）、單に郡役所戸長役場に於て、各營業人の届書により、金高は各帳簿、其他は實地に就き點檢し、又臨時各戸に就き營業に關する諸帳簿を實査するに止めた。而して、その後には大な



る改定なく施行せられた。

(三) 雑収入と賦金

雑収入は地方税中地租割戸數割營業税雜種税を除く縣收入を指し、森林諸拂下代、地所拂下代、地所貸下料及び貸下金返納金等がある。從來、之等雜収入は所轄郡役所を経由して本廳へ上納し來つたが、十四年十月より上納金は納人に於て、現金を大藏省爲換方へ拂込み、その領收證を以て本廳へ納入することとしてをり、この手續については、後に十六年二月その個々の場合の上納書式が定められてゐる。

更に縣稅外收入として賦金があり、各府縣とも古くこの名目を以て主として藝娼妓へ對して賦課し來つたものである。この賦金は前述の如く、地方税規則實施以前に於ては、特に重要なものであつた。このことは、明治十年會計年度本縣地方税總額四千九十七圓に對し、賦金二千四百六十五圓に上つてゐることに依つても明瞭といへよう。而して之が規則としては、明治九年の舊宮崎縣制定の貸座敷並に娼妓規則、同十一年七月娼妓規則改正等が設定せられてゐた。しかし明治十二年地方税規則の制定せられるや、この藝娼妓賦金

雑収入

賦金

地方税規則發布以前の賦金

雜種税に編入

を廢して、雜種税に編入したので、娼妓貸座敷規則に於ける從來の地方税則的意義は全く消滅するに至つた。之に關して明治十四年二月、宮崎郡松山町戸長役場、同郡川原町戸長役場、同郡中村町戸長役場、那珂郡油津戸長役場に對して、十三年度前期より娼妓貸座敷賦金規則中の鑑札料及び同書換手数料徵收に關する規定を消除し、既に徵收の十三年度前期分は返納せしめてゐる。

備荒儲蓄金

明治十三年の備荒儲蓄法

十三年度本縣公儲金の賦課は暫定的措置に依る

〔補説〕 地方税ではないが、之と賦課及び費途に於て同一視すべきものに備荒儲蓄金がある。備荒儲蓄法に就ては、夙に明治八年四月太政官達第四九號があり、本縣十年の兵難に際して、罹災者救助の爲め小屋掛料その他巨多の豫備金支出のことがなされたことは前に詳述せる通りである。ついで十三年、太政官第三一號公布の備荒儲蓄法あるに至つて、府縣は毎年通常縣會の議決を経て規則を定め、所定の率によつて地租に對し備荒公儲金を割賦するものとなつた。且つ政府はこの徵收額上申に基いて、府縣に對し備荒儲蓄金補助金を交付するが、この補助金は本縣では差當り、十三年下半年分一萬三千三百三十三圓が下渡された。扱て本縣に於ける公儲金の賦課に關しては、之が議決の爲めの十四年度の臨時縣會が延期された爲め、十四年一月一日以後同年縣會議決までの間災害に罹るものがある際は、該規則制限内を以て假に支給し、追て精算を遂げるべきことを主務省へ稟議して認可された。併し、急迫の罹災者へ對する食料支給に限つては、直に制限内を以て、從前の豫備金を以て處分すべきことを各郡役所へ達した。



而して十四年度備荒儲蓄規則は同年六月臨時縣會の議決を経て公布され、主務省の認可を得て、之を十三年度に遡り適用するものとした。即ち備荒儲蓄金賦課の順序は、縣廳に於て定めたる公儲の率により、各郡の額を定めて郡役所に達し、郡長はその率を以て各町村の額を定めて、之を戸長に達する。その徴收期限は毎年五月一日より六月十五日限り、翌年度備蓄金の全額を前收するものとし、徴收は右期月現地所々有主より其の地所存在の町村に於て徴收する。而して學校、病院寄附金等特約あるものを除くの外、従前公儲の金穀ある町村は之を以て備蓄金に補充することが出来たが、その可否は人民の協議に任ずることとする。而して、凡そ地租を納むるものは公儲せざるを得ないが、罹災の爲めの被救助、補助貸與者は其の年度に限り公儲を免除する。次に、公儲金の管守及び分儲については、公儲金及び政府の配付金を併せて鹿兒島縣備荒儲蓄金と稱し、縣令の管守する所とし、次の方法に依つて分儲の法を立てる。即ち第一に備荒儲蓄金を二分し、其の一分を現金とし、其十二分の一を急場救助豫備の爲め縣廳に於て儲蓄し、其餘金は地租額に應じて各郡役所へ配付管守せしめる、第二に其の一分は諸利付公債證書に交換し、共に縣廳に於て儲蓄する。而して前條各郡役所管守の現金は公債證書を抵當に取り、其三分二を銀行又は富家へ預置くものとする。また給與及び支出については、備荒儲蓄金より給與及び支出することを得るものは、(一)食料、(二)小屋掛料、(三)農具料、(四)種穀料、(五)地租の補助及び貸與、(六)備荒儲蓄金關係諸費の六種とし、其の内(一)より(五)までは前述の郡役所に分儲の備蓄金より給與するのである。更にそれらの場合の支給貸與の規

定を設けて、その必要とする場合には、掛官員を派遣して實地點檢の上、相當の金額を貸與せしめるが、この貸與は總て無利息五ヶ年賦と定め、年賦金は其の翌年より毎年六月五日限り郡役所へ納附せしめる。この際、不慮の災害に遭遇し、返納し能はざる者あつて、猶豫を願出する時は、詮議の上納期を順延することを得、又年賦年限中再び災害に遇ひ、地租を上納し能はざるものは、更に重ねて貸與するを得るものとする。而もこの際は、初發貸與した金員の内、未返納期限中の金額は悉く補助として棄捐する。なほ年賦年限内の地所流失、或は荒地に對しても、前同様棄捐處分をなすものとする。最後に儲蓄金關係の諸費とは、公債證書賣買損失及び金穀運搬等の諸雜費を謂ひ、之は管守の項に述べたる第一の金額より支辨する定であつた。

之と同時に、備荒儲蓄金豫算が縣會の議決を経て、十三年度後半季及び十四年度金額が定められたので、同年六月十七日、八月二日限り徴收すべきことを郡役所へ達した。而して、之が郡役所に於ける取扱は凡て地方税に準じ、即ち同年七月十九日、備荒儲蓄金收入報告及未納處分報告差立期限、書式とも總て同年六月達地方税收入報告書式に依り報告すべきものとした。また六月二十八日、曩に假支給の十三年後半期備荒儲蓄金について、その内、食料、農具料、種穀料は六月制定の本縣備荒儲蓄金規則の規定と符合するので、其儘本拂に立て、小屋掛料は不足の分を更に支給することとした。

なほ右規則施行上、納入期限につき大島、熊毛、馭謨郡の島嶼地方は期限通り皆納することが不可能であつたので、同年十二月、常置委員會諮問の上、十五年度以



十五年改定  
備荒儲蓄規  
則

管守及び分儲

給與及び支出

第一編 縣政の整備

降の公儲金は假に前年度公儲の率により、一月十五日より二月末日限り徴收することゝ定めたのである。

次いで十五年五月備荒儲蓄規則を改定したが、今その前規則と異なる點を見ると、次の如くである。即ち徴收に就て、郡役所よりの公儲金の上納に際して、公債證書に交換すべき金額は各郡役所より現金を以て縣廳へ納むべきものと改め、徴收期間について五月十一月の兩度とし、上下半期分宛、其月の一日より翌月五日限り前收すべきものとした(十九年に至り、本條徴收期限は地方税)。また儲蓄金徴收の後地租の増減あれば、次回徴收の時之を加除するものとし、地所々有主の何地に住するを問はず、必ず地所存在の町村に於て徴收を爲すべきものとした。

次に管守及び分儲については、備荒儲蓄金分儲の法を左の如く改めた。

第一 備荒儲蓄金を二分し、其一分を現金とし、更に之を九分し、地租額に應じて各郡役所に分儲せしむる。  
第二 其一分は諸利付公債證書に交換し、官廳に於て儲蓄する。  
この際、各郡役所分儲現金の三分二を銀行又は富裕の者へ預け置くこと前規則同様とし、その利子は年七朱と定めた。又前年度に於て支出したる殘餘の金額は、翌年度儲蓄金に繰込むべきこととした。次に給與及び支出については、備荒儲蓄金の内より給與及び支出することを得るものは、前則同様、(一)食料、(二)小屋掛料、(三)農具料、(四)種穀料、(五)地租の補助及び貸與、(六)備荒儲蓄金關係諸費の六で、この内前五項は郡役所管守の分儲金より給與する事、及び食料等の給與條件については何等改正はなかつた。また儲蓄金關係の諸費(費公債證書及び費)

十六年度以後  
の改正點

備荒公儲金に  
關する其他の  
規定

穀運搬等)は郡役所分儲金の公債證書の利子より支辨するものとしたる外、毎年通常縣會に於て、前年度儲蓄金の出納決算を報告し、管内へ布達するものと定めた。この規則は翌十六年以降部分的に改正されたのみであつたが、十六年度改正に於て、郡役所分儲金に關し、備荒儲蓄金を二分し、其一分を現金とし、更に之を六分して、地租額に應じて各郡役所へ配付管守せしむるものと改めたのを顯著な改正として、十八年六月に至つては、同年度以後二十四年の改正迄累年据置施行した。但し郡役所分儲金の三分二預托については、十九年に改正して、之を第五國立銀行鹿兒島支店、第四百七十七銀行に預けて利殖するものとなした。備荒公儲金收納の手續については、先に十四年七月其收入報告及び未納處分報告差立期限、書式は總て地方稅收入報告書式により報告すべきものとしたが、この點に關して、十七年十月更に備荒公儲金收納の手續は總て地方稅收納順序に依準すべき旨を達した。ついで十八年三月、窮民救恤金請求書式を定め、並に棄兒養育米請求書式をも、之に倣つて一定する所があつた。その他同年八月、公儲金收納手續中、同年度分收入計表及び決算報告書差出期限を定め、又備荒公儲金誤納還附手續につき、爾後は送納済に係るのみ、爲換方送金手形を以て還附を取計ふべきことを達した。ついで十九年一月、風水火災罹災者が備荒儲蓄規則に據り、小屋掛料等の給與を願するに際しての調査心得を定め、以後之に基き詳細調査の上具申せしめ、食料を支給せし場合に於ては、仕譯書を調製届出でしめることとした。

第三章 財 政



第六節 町村費の整備

區町村財政に關する制規は舊慣に依らしむ

本縣に於ける町村費に關する調査と規定

町村學事費の監督

明治十一年の府縣會規則、府縣稅規則に於ては、未だ町村會に關する規定が設けられなかつたことは前述の通りであるが、十二年地方稅規則によつて、從來の府縣稅より獨立せる協議費の名目が明確となつた。其後十三年四月に至り、區町村會法が制定せられたが、政府は十七年の改正に至る迄、區町村財政に關して未だ明確なる制規を立てず、從來慣用の舊法に必要な補足を加へて、協議的に之を運用せしめたに止つた。併し區町村協議費には、自ら其支出を義務付けられてゐた委任事務費を含み、又區町村會の普及と共に、協議費の内容に整理取締を加ふるの必要が加つた。而して、之は特に舊來各地に慣行の多かつた土木費、教育費に於て見られた所である。本縣に於ては、この期間先づ十四年十二月、河港、道路、橋梁、樋閘、堰埭、溜池、用惡水路の修築に就き、町村費を以て支辨するものに關し、その届出方期限を定め、ついで十四年一月より十二月に至る一ヶ年間の町村協議費支出高を調査する所があつた。また十六年一月に、郡役所戸長役場に於て町村協議費中町村の學事に係る町村會の

町村經濟により小學校の規程に異動を生ずること多し

十七年區町村會法の改正と對する町村財政の變

區町村會の費用に關する議決範圍擴大

區町村費徵收に法的保護を加ふ

評決を認可するには、その前に豫め縣令の指揮を受くべきものとした。之は經費増減の爲め事業の伸縮に影響し、從て學校等の規模を動かすものに對し、特に監督を要したからであつた。又同月、各郡役所をして其部内に於て町村會を未だ開設せざる町村に關して、其事由及び町村名、並に右町村に係る協議費課出の手續を調査せしめた。

既に行政の章に於て述べた如く、明治十七年五月の區町村會法の改正、民選戸長の官選戸長への改正、及び戸長役場管轄區域の擴大に依つて、從來の自治的協議的な區町村會に對し、其官治化が著しく増大した。之と共に、區町村財政に關しても、區町村會の議決範圍を十三年區町村會法の「其區町村の公共に關する事件及び其經費の支出徵收方法」より、「區町村費を以て支辨すべき事件及び其經費の支出徵收方法」と改め、其運営に大なる修正を加へた。同時に、政府は當時の區町村財政に於ける委任事務費の増嵩と農村窮乏深化の事情に鑑み、十七年五月布告第一五號を以て、區町村費の徵收に關し、十四年四月規定の土木費に限らず、總て其怠納者に十年十月の財産公賣處分を適用することとして、之に公法的保護を加へ、且つ之に伴ふ内務省訓示によつて、區町村費用



區町村費々目を明確にす

區町村費徵收科目

町村費取扱手續書を定む

町村費支出收入豫算議案報告書式を定む

内容を公共的費用に整理せんことを期した。其費目は戸長役場費、會議費、土木費、教育費、衛生費、救助費、災害豫防及び警備費(同年七月勸業費を追加し、八目とす)とし、若しこの外別に費目を増加せんとする時は、府知事、縣令の指揮を請はしめ、神社祭典費の如き人々の申合に任す可きものは、該費目に加ふることを得ざるものと定めた。又區町村費の徵收科目は地價割、又は反別割、營業割、戸別割とし、現品又は夫役を以て徵收するも妨げなきものとした。而して、この費目徵收科目共に、各區町村會の情況に依り、區町村會の評決を取つて取捨せしむるものとしたのである。本縣に於ては、十七年六月右區町村費に關する費目徵收科目を布達すると共に、十月之が實際上の取扱につき取扱手續書を定め、十七年七月一日以降、郡長の施行に屬するものは郡役所、戸長の施行に屬するものは戸長役場に於て、この手續書に従つて收支を調理し、決算勘定を結了すべきことを達した。

又同年八月改正町村會規則を布達し、九月三日之に附すべき町村費支出收入豫算議案並に收支精算報告書式を明かにした。同時に、町村費急納處分に關しては、前述十七年五月の公布第一五號に基いて、明治十年太政官第七九號

町村費の豫算及び施行方法を嚴にす

町村費々目の追加

町村會計の改正

會計年度の改正

公布及び十七年本縣乙第八七號達により郡長に於て處分し、財産公賣の際買受望人なき時は、十七年太政官第一五號公布に據り、郡長又は戸長に於て之を管掌し、會議の評決を採つて處分方を伺出づべきものと指示した。更に同年十月、町村會聯合町村會に於て町村費の豫算を議決し、郡戸長に於て認可施行する時は、閉會後五日以内に決議の全文を掲げて關係町村へ告示すべきものとし、なほ十二月、一般費目の外雜收入としての學資金又は共有金、或は其利子金、不用品拂下代等の自然收入の部に於て、地價割、營業割、戸數割の外、町村費に屬する各種の收入あるものは、町村會の決議を経て登記し、相當費目に仕拂ふべきものと定めた。

十八年三月に至り、町村費の會計年度も政府會計年度改正に伴ひ、府縣費同様十九年度以降、其年四月一日より翌年三月三十一日迄を一週年度と改めたが、之に伴ふ會計上の改正は次の如くである。即ち、特に十八年度は同年七月一日より翌年三月三十一日迄九ヶ月を以て、一週年度として豫算を立てるものとし、従つて當然上記町村費取扱手續書中の收支決算の時期にも變更を見、以後は第一期を四月一日より九月末日迄、第二期を十月一日より翌年三月末



費目の流用補充を寛にす

農村疲弊と區町村費の遞減

地租割制限率の引下

明治十年代本縣町村費總覽

日迄の二期となした。ついで八月、町村費徴收の期限につき、同年暫定的に年度の經費支出に差開へざる様、豫め町村會聯合町村會學區會水利土功會に於て議定し、閉會後所定の手續を取るものとした。又町村費、各目交互に流用支辨することは、會議の決を案すものとして禁せられてゐたが、同年九年法律の變更等に依て、一費目或は一費目内或る小費目全廢に屬するものがあつて、他費目中已むを得ざる増加を生じ、更に追徴を要するが如き場合に限り、流用補充することは、町村會の議決を採り、伺出許可を経て施行すべきことを達した。なほ十七年より十八年にかけて、農村救済の意味に於て一般に公課の輕減を圖らざるを得ない事情にあつたが、十八年四月内務大藏、文部各省の建議による區町村費の節減、區町村土地賦課制限の引下、區町村教育費の節制等は、やがて八月區町村衛生委員學務委員の廢止、町村立學校に於ける授業料の徴收となつて實現し、就中土地に賦課する區町村費に於ては、同月公布第二五號を以て、十九年度より地租七分一の制限に引下げられた。従つて、二十年以後の區町村費中之等の科目に於て少からざる遞減を見ることゝなつた。本期に於ける町村費歳入出を、今十二年より十七年の改正に至る迄の五ヶ

町村費收入科目別

町村費收入科目別

|   |   |   |        |
|---|---|---|--------|
| 至明治一二年  | 至明治一六年  | 至明治一七年                                    | 至明治二〇年 |
| (地價割) (段別割) (營業割) (戸別割) (人口割) (雜收入) (前年度繰越金) (各種割) (合計) | 三、〇〇〇<br>五、三〇四<br>一、七〇<br>三、九六九<br>三、八四四<br>三、九〇九<br>三、八六六<br>三、二〇〇 | 五、〇三三<br>四、八四四<br>三、九〇九<br>三、七五五<br>三、七三四 | 一、七六、三 |

町村費收入科目別百分比

|   |  |   |        |
|---|--|---|--------|
| 至明治一二年  | 至明治一六年   | 至明治一七年  | 至明治二〇年 |
| (地價割) (段別割) (營業割) (戸別割) (人口割) (雜收入) (前年度繰越金) (各種割) (合計) | 三九・九<br>二・五〇<br>二・〇<br>三〇・三<br>一・五<br>三七・七<br>七・四<br>一・五 | 三六・七<br>一・六<br>一・七<br>三三・七<br>一・四<br>四四・四<br>一・二<br>一・〇 | 一〇〇・〇  |

十七年改正以前各科目

十七年以後との比較

年、即ち所謂協議費と稱せられた時代、及び十七年以後二十年迄の四ヶ年の二期に區分して各平均額を見ると、先づ收入に於ては次の如くなつてゐる。

既述の如く十七年改正に於て、徴收科目を地價割又は段別割、營業割、戸別割と定められる迄は、別に制限はなかつたから、各科目は多く慣行に基いてをり、以上の外に人口割其他の各種割が行はれてゐた。地價割、段別割は二者擇一的に賦課するもので、兩者を併課することは原則として許されなかつたが、特定の郡村に於ては之を課してゐた。而して十七年前後二期を比較する時は、第一期首位を占めた戸別割は第二期に著しく減じ、第二位の地價割は十九年



町村費支出科目別

度以後の地租制限引下(七分一以内)に依つて更に減少した。只營業割は著しく増加し、雑収入に於ては他の科目の制限に伴つて當然激増を見た。次に支出に就て見ると、同上期間に於て夫々次の如くなつてゐる。

町村費支出科目別

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 自明治一二年  | 自明治一六年  | 自明治一七年  | 自明治二〇年  |
| 至明治一六年  | 至明治一七年  | 至明治二〇年  | 至明治二〇年  |
| (戸長役場費) | (戸長役場費) | (戸長役場費) | (戸長役場費) |
| 一〇、八二   | 一〇、八二   | 一〇、八二   | 一〇、八二   |
| (會議費)   | (會議費)   | (會議費)   | (會議費)   |
| 一、三三    | 一、三三    | 一、三三    | 一、三三    |
| (土木費)   | (土木費)   | (土木費)   | (土木費)   |
| 四、三三    | 四、三三    | 四、三三    | 四、三三    |
| (教育費)   | (教育費)   | (教育費)   | (教育費)   |
| 五、八五    | 五、八五    | 五、八五    | 五、八五    |
| (衛生費)   | (衛生費)   | (衛生費)   | (衛生費)   |
| 三、〇六    | 三、〇六    | 三、〇六    | 三、〇六    |
| (世話人費)  | (世話人費)  | (世話人費)  | (世話人費)  |
| 一、〇一    | 一、〇一    | 一、〇一    | 一、〇一    |
| (勸業費)   | (勸業費)   | (勸業費)   | (勸業費)   |
| 一、九七    | 一、九七    | 一、九七    | 一、九七    |
| (雜支出)   | (雜支出)   | (雜支出)   | (雜支出)   |
| 一、八六    | 一、八六    | 一、八六    | 一、八六    |
| (合計)    | (合計)    | (合計)    | (合計)    |
| 一八六、三七  | 一八六、三七  | 一八六、三七  | 一八六、三七  |

町村費支出科目百分比

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 自明治一二年  | 自明治一六年  | 自明治一七年  | 自明治二〇年  |
| 至明治一六年  | 至明治一七年  | 至明治二〇年  | 至明治二〇年  |
| (戸長役場費) | (戸長役場費) | (戸長役場費) | (戸長役場費) |
| 一〇、八二   | 一〇、八二   | 一〇、八二   | 一〇、八二   |
| (會議費)   | (會議費)   | (會議費)   | (會議費)   |
| 一、三三    | 一、三三    | 一、三三    | 一、三三    |
| (土木費)   | (土木費)   | (土木費)   | (土木費)   |
| 四、三三    | 四、三三    | 四、三三    | 四、三三    |
| (教育費)   | (教育費)   | (教育費)   | (教育費)   |
| 五、八五    | 五、八五    | 五、八五    | 五、八五    |
| (衛生費)   | (衛生費)   | (衛生費)   | (衛生費)   |
| 三、〇六    | 三、〇六    | 三、〇六    | 三、〇六    |
| (世話人費)  | (世話人費)  | (世話人費)  | (世話人費)  |
| 一、〇一    | 一、〇一    | 一、〇一    | 一、〇一    |
| (勸業費)   | (勸業費)   | (勸業費)   | (勸業費)   |
| 一、九七    | 一、九七    | 一、九七    | 一、九七    |
| (雜支出)   | (雜支出)   | (雜支出)   | (雜支出)   |
| 一、八六    | 一、八六    | 一、八六    | 一、八六    |
| (合計)    | (合計)    | (合計)    | (合計)    |
| 一〇〇、〇〇  | 一〇〇、〇〇  | 一〇〇、〇〇  | 一〇〇、〇〇  |

即ち、費目は収入に於けると同じく十七年以前には制限がなかつたので、協議費時代には前掲の外、神社祭典費及び神官給料、地租改正諸費以下種々の支途があつたわけで、同期雑支出の比較的多いのは之を示してゐる。而して、兩期共に教育費壓倒的に多く、土木費・戸長役場費之に次いでゐるが、第二期に至つて教育費・戸長役場費は著しく増加し、勸業費は十七年七月新に加へられたこと前述せる通りである。

十七年以前の各科目の變遷

第四章 教育

學制の整備

明治十二年教育令の制定

教育令の概要

明治四年七月文部省の設置、翌年八月學制の公布により、教育行政の中心機關は確立し、教育施設に於ける中央集權的制規は成つた。この學制の内容に就ては、既に前卷に述べた通りで、また本縣に於ける學校行政の確立、正則施行に對する整備の状態についても既述せる所である。爾後、十二年九月に至り、學制を廢止し、教育令が定められたが、蓋し學制は歐米の教育制度を模範とし、其規模の宏大と秩序の整頓せる反面、其理想高遠に過ぎ、當時の民情文化に副はず、且つ之が施行強制は地方經費の増大等の弊害を來したのである。教育令は學制の百九章に亘る老大きに比し、四十七箇條に過ぎないが、その概要は次の如くである。學校を分て小學校・中學校・大學校・師範學校・專門學校其他各種學校とする。各地方に於ては、毎町村、町村聯合を以て公立小學校を設置しなければならぬが、町村人民の公益たるべき私立小學校ある時は、之を代用し得る。小學校の學科を讀書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初歩とし、土地の情況によつて野畫・唱歌・體操等を加へ、又物理・生理・博物等の大意を加へる。特に



女子の爲に裁縫科を設けるものとした。學齡は六年より十四年に至る八年とし、學齡期間少くとも十六ヶ月は普通教育を受けなければならない。公立小學校に於ける學期は八ケ年とし、土地の便宜によつては、四ケ年以上を以て之を短縮し得た。而して、四ケ年間は毎年授業すること必ず四ヶ月以上とした。就學は父母後見人の責任とし、學校に入らずとも、別に普通教育を受ける途あるものは就學と見做し、資力乏しき地方に於ては、教員巡回の方法を設け得た。又學制に於ける學務取締は學務委員に代へ、町村内學校事務を管理せしめた。教員は、男女の別なく年齡十八年以上たるべく、公立小學校教員は原則として師範學校の卒業證書所持者とするが、相應學力を有するものも教員たり得る。又公立小學校に對する文部省補助金に就ても規定し、私立小學校に對しても、府知事縣令は必要に應じ補助金を配布し得た。中學校以上に就ては、別に細則を設けてゐないが、この内公立師範學校に就ては、各府縣は便宜に従つて、公立師範學校を設置すべきものとし、その整備を期する爲めに、文部省は補助金を配付することあるものとした。

公立師範學校  
に關する規定  
と弊害  
と特色

以上の如く、この教育令は當時の思想界を背景とし、米國に於ける自由な教育

改正教育令の  
制定  
改正教育令の  
大要

育制度に傾倒せる文部大輔田中不二麿の如き人によつて制定せられたので、その全般に互り前制の劃一主義、干渉主義が棄てられ、自由思想を以て貫かれてゐた。然るに、學校の設立を地方長官の隨意に委し、義務年限を輕減せる等自由奔放なる制度は、當時の人々の曲解する所となり、民間に教育頹勢の傾向を招いたので、一年餘の後、田中大輔去り、河野敏鎌文部卿となると共に、十三年十二月改正教育令が公布せられた。その要點は公私立學校の設置廢止を取締り、就學の督責を嚴にし、小學校の學期及び授業日數時間に改正を施したことで、即ち、公立學校、幼稚園、書籍館等の府縣立に係るものは文部卿の認可を経べく、町村立に係るものは府知事縣令の認可を経べく、私立と雖も、その設置廢止は府知事縣令の認可並に開申を要せしめたのである。又府知事縣令をして町村立私立小學校等の設置廢止に關する規則を制定し、文部卿の認可を受けしめた。小學校の學期は三ケ年以上八ケ年以下とし、授業日數を毎年三十二週日以上とし、授業時間は一日三時間より少からず、六時間より多からざるごとくし、小學校三ケ年の課程を終らざる間は、已むを得ざる事故のない限り、毎年十六週以上就學すべきものとし、又小學校三ケ年の課程を卒へた後でも、



小學校教則綱領の發布  
小學校教員心得の頒布

中學校教則大綱  
師範學校教則大綱  
醫學校通則  
農學校通則  
府縣立師範學校通則  
商業學校通則  
中學校通則

相當の理由がなければ毎年就學せしむべきものとした。教則は從來小學校に於て定めたが、文部卿頒布する綱領に基づき、府知事、縣令が之を編制して文部卿の認可を経て施行せしめた。猶ほ、この改正教育令に於ては、國庫金の制を廢してゐる。改正教育令發布の翌十四年五月、小學校教則綱領が府縣に布達され、同年六月、小學校教員心得が頒布され、教員の恪守實踐すべき要款十六ヶ條を指示した。又幼稚園に關する細則としては、同年一月、府縣立學校幼稚園書籍館設置廢止規則があつた。

改正教育令にも、中學校以上の諸學校に關する細則は見られなかつたが、十四年七月、中學校教則大綱、翌月、師範學校教則大綱が發布せられ、これによつて中學校の目的、學科、程度等が定まり、學制以來區々として一致しなかつた師範學校の教則が統一せられた。翌年五月、醫學校通則公布せられ、十六年四月、農學校通則、七月、府縣立師範學校通則の發布を見た。十七年一月、更に商業學校通則、中學校通則が定められ、教則大綱の貫徹が期せられてゐる。

改正教育令施行後、明治十五、六年に至り、漸く地方經濟は逼塞し、各地教育費に困難を伴つた結果、就學の遞減、學校の廢止等、諸般の狀勢が地方教育の衰退

十八年教育令の改正  
地方教育費の節減を圖る

十九年の大改革  
諸學校令の制定  
學校令の概要

を來したので、十八年八月、教育令の改正を見た。この新教育令に於ては、小學校場の制を立て、學校資金の節減を圖り、學務委員を廢して、其職務を戶長の掌理に移した。又土地の狀況により、午前若しくは午後半日、又は夜間の授業を認めた。なほ同年八月、府縣立學校、町村立學校に於ては、授業料を徴收すべきものとしてゐる。

明治十八年十二月、官制の大改革について、新に文部大臣に任せられた森有禮は、教育制度の一大刷新を企て、翌十九年三月以降、帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令、諸學校通則を相次いで發布した。この所謂學校令によつて、諸學校は小學校を基本として、秩序整然たる系統を成すに至つたが、その大要を見るに、小學校、中學校、師範學校は何れも尋常、高等の二等とし、一は高等小學校、尋常中學校、高等中學校、帝國大學へ、一は高等小學校、尋常師範學校、高等師範學校へと夫々進學の系統を明定し、又教員免許規則、教科用圖書檢定規則、教科用圖書供給方法、尋常師範學校設備準則、諸學科及び程度に關する規則等の教育上各般の制度が一新せられた。之等の諸學校令は何れも爾後の教育制度に基礎を與へたものである。初等教育に就ては、小學校を高等、尋常二等とし、

小學校令の要旨



視學制度の整備

外に小學簡易科を設けて、尋常小學科に代へ得た。學齡は六年より十四年の八ヶ年とし、學齡兒童の尋常小學科を卒らざる間は就學せしむべきものとし、就學猶豫に就ても規定した。學科及び程度は別に省令に依つたが、公學費に關しては、従前に比し可なり纏つた規定を置いてゐる。なほ教育行政中、視學制度は十八年二月、文部省が全國を六地方部(後に五地方部)に區劃し、各部長、屬官を配して視學に従事せしめて以來、逐次變遷を経てゐるが、地方廳に於ては、十九年七月の官制改正にも未だ之に關する分掌を設けず、郡視學、町村學務委員を置いたのは、市町村制實施以後に屬した。

丁丑役と本縣教育施設諸學校閉鎖の状況

戰禍諸郷學校に及ぶ

本縣に於ては、漸く整備せんとしてゐた教育施設は、丁丑の役によつて、總て壞滅に歸した。十年戰前、鹿兒島に開校してゐた公立學校及び學寮、書器局は、英語學校、準中學校、師範學校、女子師範學校の外、男子小學十九校と女學第一より第八に至る八校、合計三十一校であつた。之等は何れも十年六月十八日閉校の已むなきに至り、七月十五日、文部省補助金を以て新に開校した一の小學も、亦幾許もなくして兵燹に罹つた。この状態は、鹿兒島以外の地に於ても、凡そ同様で、殊に戰禍の甚しかつた日向、大隅の一部に於ては、諸學校の荒廢亦忍

戰後教育施設復興の状況

び難きものがあつた。而して十月戰局終熄するや、縣廳は二十七日直に管内中學本部を定め、各郷戸長に對して其學資支給方法及び學校開設の日限等に就て、各其見込を調査申出でしめたが、兵燹に罹り、或は破毀損亡せる學校少なからず、學資支給の方途も直に立ち難かつたので、縣は之が對策として、根本的急施の方法を樹てざるを得なかつた。これ、同年直に着手せられた鹿兒島始め諸郷學校再建の資金義醸の舉であつた。かくて、諸學校復興の状況は、先づ小學校に於て、十年七月より十二月迄に諸郷に開設せられたもの、次の八十校を數へた

諸郷學資金の義醸を計る

明治十年中開設の諸郷小學

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 牧園小學 | 出水小學  | 溝邊小學  | 清水小學  |
| 高江小學 | 大始良小學 | 大始良村校 | 浦申小學  |
| 佐多小學 | 松尾小學  | 山崎小學  | 申木野小學 |
| 永利小學 | 本城小學  | 曾木小學  | 永野小學  |
| 馬越小學 | 湯尾小學  | 大口小學  | 山野小學  |
| 羽月小學 | 吉松小學  | 栗野小學  | 横川小學  |
| 米山小學 | 苗代川小學 | 申良小學  | 大根占小學 |



第一編 縣政の整備

二三四

十一年の復興  
状況

校名を附せし  
む

師範學校附屬  
小學の設立

上下等小學卒  
業生徒大試験  
褒賞規則

小根占小學 伊集院小學を置く 八分校 阿久根小學を置く 一分校 藤崎小學を置く 二分校  
 知覽小學 喜入小學 今和泉小學 指宿小學  
 山川小學を置く 五分校 穎娃小學 南高小學 勝目小學  
 川邊小學 加世田小學を置く 五分校 阿多小學 田布施小學  
 伊作小學 永吉小學 吉利小學 日置小學  
 敷根小學 東郷小學 田代小學を置く 一分校 來市小學を置く 一分校

翌十一年一月、戰亂中各處學校所屬の書籍器具等の人家に散在せるものを、各所屬の學校に返附せしめ、又新に縣に於て學事年報調査に着手し、各郷學資其他に就き根本的調査を行ふこととした。元來戰前は各小學に校名なく、分校とのみ唱へたものが多かつたが、二月より之を改め、地名・人名等便宜に依り校名を附して届出でしめた。三月、本縣師範學校へ附屬小學を設立し、鹿兒島三大區内にして學齡滿六歳より滿九歳までの者を入學せしむることとしたが、特に士族・平民の別なく入學を許可することとした。尋で六月、上下等小學卒業生徒大試験褒賞規則を定め、この大試験には縣官區長學區取締戶長等臨席し、優等賞以下褒賞を授與するものとなつてゐた。また公立小學

授業方法の改  
善教員の正規  
化を圖る

上級諸學校開  
設の状況

十一年乃至十  
五年開校の諸  
學校

授業方法改善の爲めに、本縣師範學校訓導を臨時に各區小學へ出張せしめ、其他諸學校教員の任用に關しても、努めてその正規化を圖つた。

一方上級學校の復興に於ても、十年十一月鹿兒島師範學校先づ再興し、翌年六月更に之を新築し、女子師範學校も十一年九月に再開された。中學校は、十一年七月縣立鹿兒島中學校が再建され、別に公立鹿兒島學校も十四年に至り開校された。更に十三年の縣會に於ては、醫學校、農學校の開設が可決となり、前者は十四年二月、後者は四月(十五年一月迄假設)何れも生徒募集の運びとなつてゐる。この他の諸學校の開設されたもの、縣下總數については、次の表によつて見ることゝしたい。

| 年次    | 公立小學校 | 私立小學校 | 計   | 公立中學校 | 私立中學校 | 計  | 小學師範學校 | 女子師範學校 | 公立專門學校 | 公立各種學校 | 私立各種學校 | 公立幼稚園 |
|-------|-------|-------|-----|-------|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 明治十一年 | 九六    | 二     | 九八  | 二     | 二     | 四  | 四      | 一      |        |        |        |       |
| 同十二年  | 九七    | 三     | 一〇〇 | 五     | 五     | 一〇 | 三      |        |        |        |        |       |
| 同十三年  | 九七    | 四     | 一〇一 | 六     | 六     | 一二 | 四      |        |        |        |        |       |
| 同十四年  | 一〇八   | 三     | 一一一 | 六     | 六     | 一二 | 四      |        |        |        |        |       |
| 同十五年  | 一〇八   | 二     | 一一〇 | 六     | 六     | 一二 | 四      |        |        |        |        |       |



第一節 初等教育

學區制と本縣

十年十月に於ける本縣中學本部

改正教育令による學區

明治五年學制の大學區中學區小學區の所謂學區制に於ては、當初本縣は第六大區（長崎縣佐賀縣宮崎縣白川縣鹿兒島縣）の中に屬し、其本部は長崎縣に置かれたが、其後府縣の廢合等に依つて六年七月改正され、第五大區に屬した。また中學區小學區は各府縣便宜を以て定められたが、丁丑役後の十年十月發令の縣布達に據ると、縣下中學本部は次の如く定められてゐる。

- 第一九中學區本部 鹿兒島 第二四中學區本部 名瀬間切
- 第二〇中學區本部 國分 第二五中學區本部 宮崎
- 第二一中學區本部 隈之城町 第二六中學區本部 延岡
- 第二二中學區本部 垂水 第二七中學區本部 都城
- 第二三中學區本部 加世田

その後十二年、教育令の發布によつてこの學區は廢止されたが、翌年改正教育令と共に、十四年一月文部省第一號を以て小學校を設置する町村の區域を劃し、學區となすべきことが達せられた。而して、この學區は左の三項に從ひ、

府知事縣令之を定むるものとしたのである。

- 一 學區の境界は一町村の境界若しくは數町村聯合の境界と符合するを要すること（同年七月二十三日追達に據れば、之に據り難き事情あり）
  - 一 學區は其區内學齡兒童の通學に不便なきを要すること
  - 一 學區は小學校を設置維持するに足る資力を有すべきこと（但し町村の都合に依り、一區内に一小學校若しくは數小學校を設置するか、又は之と一分校若しくは數分校を設置するか自由であつた）
- 之に基いて、本縣では取敢へず現在設置の小學校に就き、位置區域戶數等を調査すると共に、八月各郡役所學務主任を招致して、學區劃定のことを議した。更に十六年七月、主務職員に各地の實地を調査せしめ、その結果同年十一月、縣下全般に互る廣汎なる學區學校數を定めたが、今之を表出して見れば、次の如くなる。

明治十六年十一月管下學區小學學校數

|      |     |   |        |   |                |   |              |    |            |    |              |   |        |   |
|------|-----|---|--------|---|----------------|---|--------------|----|------------|----|--------------|---|--------|---|
| 鹿兒島郡 | 學區數 | 三 | 改定小學校數 | 四 | 初等中等高等科ヲ具備スルモノ | 二 | 初等中等科ヲ具備スルモノ | 二四 | 初等科ヲ具備スルモノ | 三三 | 女子小學校ヲ具備スルモノ | 三 | 巡回授業學舍 | 一 |
|      |     |   |        |   |                |   |              |    |            |    |              |   |        |   |

小學校設置に關する調査



|     |     |    |    |       |   |
|-----|-----|----|----|-------|---|
| 日置郡 | 三   | 四七 | 三  | 三〇(四) | 一 |
| 谿山郡 | 二   | 一四 | 二  | 三〇(一) | 一 |
| 阿多郡 | 三   | 一六 | 三  | 三〇(一) | 一 |
| 給黎郡 | 二   | 一四 | 二  | 二〇(一) | 一 |
| 揖宿郡 | 五   | 二七 | 五  | 二〇(一) | 一 |
| 顯娃郡 | 三   | 二  | 三  | 一     | 一 |
| 川邊郡 | 二   | 三  | 二  | 三     | 一 |
| 高城郡 | 二   | 一五 | 七  | 三(三)  | 一 |
| 出水郡 | 九   | 一四 | 五  | 六(一)  | 一 |
| 伊佐郡 | 九   | 三  | 九  | 一四(三) | 一 |
| 薩摩郡 | 二   | 三  | 二  | 二(七)  | 一 |
| 甑島郡 | 三   | 三  | 二  | 三(一)  | 一 |
| 菱刈郡 | 四   | 八  | 一  | 三(一)  | 一 |
| 始良郡 | 七   | 四  | 七  | 二〇(三) | 一 |
| 桑原郡 | 九   | 六  | 八  | 二(六)  | 一 |
| 贈嶽郡 | 一六  | 七  | 三  | 二九(一) | 一 |
| 肝屬郡 | 一   | 四  | 三  | 三〇(一) | 一 |
| 大隅郡 | 二〇  | 三六 | 一〇 | 二〇(一) | 一 |
| 大島郡 | 二六  | 一八 | 五  | 一七    | 一 |
| 合計  | 一九二 | 七五 | 一五 | 二四九   | 七 |

〔備考〕(一)内は新設すべき校数、×は従来の二校を合併して一校とすべきもの、××は三校を合併して一校とすべきもの

改定前後の比較

十八年五月の改定

十八年八月の小学校令改正と小學校場の設置

即ち右改定前は、初等中等高等科具備校百六十五校、初等中等科具備校二百四十二校、初等科二百五十六校、女子小學校七校、計六百七十二校で、改定によつて新設すべきもの八十九校、合併して減すべきもの六校であつた。之に伴つて翌十七年一月、高等、中等、初等の各小學校をして其等位に適する學科を教授し得べき免狀所持教員と圖書器具を整備し、町村の資力に應じて逐次新設せしめたのである。十八年五月更に學區小學校を改め、學區百二十七、各級小學校數五百八十に増加した。

間もなく同年八月、教育令に改正を見、十一月九日文部省第一二號を以つて、一、半日又は夜間に非んば就學すること能はざる兒童多數なりと認むる場合、(二)授業料を納むる能はざる兒童多數なりと認むる場合、(三)小學校を設置する



十九年四月の  
小學校令と小  
學校等科

に資力不足なりと認むる場合には、小學教場を設置して、小學校より簡易なる  
教則を以て、普通科を教授し得ることを布達された。更に翌十九年四月の小  
學校令發布によつて、十月本縣學區小學校數にも全般的改定が行はれたが、爰  
に始めて各小學校は、高等小學校、高等尋常小學校併置、尋常小學校、簡易科の四  
種となつた。その改定に據つて、學區數百二十二、小學校數五百二十四(高等科  
尋常科併置四十三、尋常科  
百十、簡易科三百六十九)となし、更に設置豫定數七十九校となした。

二 學區取締學務委員

學制に於ける  
學區取締

明治五年の學制に於て定むる學區取締は、一中學區内に十名乃至十二、三名  
を置き、一名に付き小學區二十乃至三十を分擔せしむるもので、土地の居住民  
中名望者を選び、地方長官之を任命するものであつた。本縣に於ては、明治九  
年四月以來從來の區長兼勤を改めて専任學區取締を置いたが、その選定につ  
いては、區戶長と同じく私學校關係者が多く、自然戰後經營に支障が多かつた  
ので、十年十一月第十九中學區より第二十四中學區迄、即ち薩隅二國の各中學  
區擔當の學區取締を同年六月限り免職し、新に之を選任したのである。之と  
共に翌十一年七月、十六學區取締受持區域を定め、每區域一人の學區取締を配

戰後の改選

十一年七月の  
學區取締受持  
區域

學區取締の職  
務

學校世話掛

教育令の發布  
と學務委員

置した。而して、その給料は當分の内一ヶ月七圓宛縣廳より給與し、旅費は各  
區へ交附せる小學補助金其他を以て、適宜區内より支給することとした。  
この學區取締の職務等に關しては、之より先十一年二月、先の九年四月の學  
區取締事務章程を改め、新に學區取締心得書を定めたが、之に據れば、學區取締  
は區戶長と協力して區内學資の調査保管、區内學費金の調査支給、或は文部省  
補助金其他の金穀出納のことを掌り、兼ねて督學上の事務を負擔した。しか  
し、この内學校財政に關する事項は、同年四月に至つて、總て郡長へ引繼いだ。  
學區取締の外に、十一年九月鹿兒島三大區内學校に置かれたものに學校世  
話掛があつた。之には校内の事務を掌る者と、其區受持の者とがあり、前者は  
事を區長、學區取締に受け、校内の事務を掌るもので、教員生徒の出席、入學退學  
願等の取繼、毎月の學費出納計算を審按する等、校内と學區取締の中間にあつ  
て、學校事務を處理するものであるが、後者は受持區内學校の新築營繕等の舉  
ある時其見込を學區取締に申出で、不就學子女の就學勸誘をなし、又試験に出  
席し、各校維持法等につき意見を陳述すること等を其職務とした。  
十二年教育令制定と共に、學區取締は學務委員に改め、翌年の改正教育令に



改正小學校令に基く學務委員の選任

依つて學區制を戻し、また學務委員の選任を嚴にした。仍て本縣では、差當り十三年、學務委員選舉規則を制定したが、やがて改正教育令に基いて、十四年八月學務委員薦舉規則を定めた。即ち、學務委員は毎學區に一人乃至數人を置き、其選舉被選舉要件は其學區内に本籍を有し、並に現住する滿二十年以上の者にして、土地若しくは建物を有する者とした。なほ町村會員は該學區内選舉人の承諾を得、縣令の認可を経れば、直に學務委員に充てることが出來た。學務委員の定員、俸給、職務諸費、選舉手續は總て町村會に於て議決し、其選舉には定員の三倍を豫選し、縣令はその内につき定員を囑任した。又學務委員の任期は四年とし、再任を許した。爰で注意すべき點は、學務委員の職務は戸長の職務に附帶するものたることと、戸長は其員に加はり、必要に應じて學務委員の事務を取扱ふべきことが同月布達されてゐる。教育令に於ける學區は、原則として一小學校を設置する町村の區域を意味するが、一町村經濟を共にして數小學校を設置し、或は町村聯合を以て數小學校を置き一區域とするものについては、同年十月別に布達して、其事由を伺出で、然る後前記選舉規則に據つて學務委員を選擧すべき

戸長と學務委員

學區と町村の區域

町村會未設の學務委員選任

十二年教育令の缺陷と町村教育費輕減の傾向

ものとしてゐる。更に十一月、町村會未設の學區に於ける學務委員の選舉は、郡長に於て選舉手續を定め、學區内選舉人をして便宜の議決を以て選舉せしめ、町村會開設の後改選すべきこととした。蓋し、十二年の教育令以後、地方町村に於ては、經濟上の理由を以て、學事に係る諸費を濫に輕減せんとする傾向があつたから、この年十一月、内務文部兩卿は府縣に達して、町村會が學費の賦課徵收を除く學事上の議案を施行するには、戸長に協議して學務委員之を取扱ふべきものとしてゐる。次いで同年十二月、學區會に關して、學區會は原則として一學區毎に開會し、聯合を要すべきものに非れば、必ず每學區各別の規則を立按上申せしめ、又學務委員選舉手續に關して、郡長は町村會開申の豫選人中最適當者を見込申達すべきものとした。以上を通じて、學務委員選任に於ける町村の自治的協議的性格に次第に干渉が加へられつゝ、あつたことが看取されるが、十五年二月の學務委員薦舉規則改正に於て、この事は一層強化せられた。即ち、學務委員の定員、俸給、職務諸費及び其選舉手續は町村會に代り、學務委員之が原案を作製して町村會に附議し、また選舉手續、縣令への開申も學務委員に於てし、その他町村會員を以て

十五年の學務委員薦舉規則改正



學務委員に官治性を賦與

學務委員に充當するの手續中、町村會の爲すべき選舉人の承諾及び縣令への開申は學務委員がなすものと改め、町村會未設學區の學務委員選舉執行者を郡長より學務委員に移し、學務委員に著しく官治性を賦與してゐる。又同年八月、十三年三月布達の學務委員職務心得概目を改め、新に學務委員職務概項を定めた。更に翌十六年十二月には、學務委員の定員、俸給等について規定を設け、定員は概ね戸數五百戸に一人以上とし、俸給は月給七圓以上となした。

十六年の學區・小學校數の改選と學務委員の改選  
十七年の學務委員選舉方法の改正  
戸長をして學務委員の職務を擔はしむ  
學務委員の廢止により町村の費の軽減を圖る

前述の如く、十六年十一月管下全般に互る學區、小學校數を定めたので、翌年末舊學區の學務委員は改選することとし、更に十七年十二月、先の學務委員薦舉規則に改定を加へ、學務委員選舉人を學區内町村會議員とし、又選舉方法に就ては、學務委員が選舉會を施行することを明定した。既に述べた如く、戸長は其町村に係る學區の學務委員を勤務すべきものとされてゐたが、十七年町村會法の改正、戸長官選と共に、十一月この點について、戸長は別段の任命を待たずして、學務委員の職務を擔ふべきことを強調した。而して、十八年教育令改正によつて、學務委員を廢し、従前その取扱ひ來つた事務は總て戸長に移したので、本縣に於ても、九月十五日限り事務引繼を了せしめたのである。

三 教課、教科書

學制に於ける教課教則

本縣に於ける校則教則の實際

教育令と教則改定

本縣小學校教則以下の創定

小學校教則綱領

十五年小學校教則による學級編成

次に小學校教則に關して述べる。學制並にその翌月の小學教則に於ては、上下二等各八級の教課が詳細に規定せられ、又下等八級より上等一級に至る迄の教科書教授方法をも定めてゐた。本縣では、校則には夙に明治六年同濟のものがあり、又各小學の教則は從來各町村に於て適宜編制し、縣が認可して施行せるもの、外、東京師範學校附屬小學所定のものを採用してゐたやうであるが、やがて二十三年教育令によつて改正され、且つ十四年二月の小學校教則綱領に基いて、府縣は各之を編制する必要があるものとなつた。即ち十五年三月、本縣小學校教則を定めたのを始め、尋で四月本縣小學校入學規則、退學規則、生徒心得、生徒罰則、試驗規則、參觀人心得等を定めたのである。小學校教則綱領に據れば、小學科は初等、中等、高等の三等に分ち、學期は初等、中等科各三ヶ年、高等科二ヶ年、通じて八ヶ年で、之を伸縮する場合と雖も、初等科は三ヶ年を下るを得ず、各科合して八ヶ年を過ぐるを得ざるものとした。前記本縣小學校教則は即ち之に基くもので、同年四月之が施行手續を定め、生徒の學級編入方法は、舊教則により各級一ヶ月以上の課程を學修せし生徒は、昇級試験



女子小學校教則

を課して新教則に編入し、其學修せる課程未だ二ヶ月に満たざる生徒は、直に新教則相當の等級に編入せしめ、又八ヶ年以内の學期に定めた教則を以て受業せる學校生徒の學級編入も、亦前と同様に取扱ふものとしたのである。

三ついで十七年二月六日、本縣女子小學校教則を定め、且つ一般小學校に於ても成る可く女子の教場を別異にし、該教則に據り教授するやうにせしめた。

この教則も、前の小學校教則綱領に基くこと勿論で、只女子小學科を上等下等の二等とし、學期は下等科及び上等科を各三箇年として、通じて六ヶ年とし、授業時間は一日五時とし（下等科第一年前期は一日四時）、土曜日は三時間と定めた。但し此時間外に於て、毎日二十分間體操を課するのである。この教則の規定と同時に、學級の編成は、本縣教則に據り各級二ヶ月以上の課程を學習せる生徒は、昇級試験を課して女子小學校教則に編入し、其學修せる課程未だ二ヶ月に滿ざる生徒は、直に女子小學校教則相當の等級に編入するものとした。

次に教科用書に就ては、教育令以前には八年の變則小學校規則、九年の正則小學校規則に於ても示されてゐたが、尙町村土地の情況に依つて適宜に採用し來り、其種類は一定しなかつた。教育令及び小學校教則綱領によつて縣は

女子小學校教則に依る學級編成

教科用書

本縣地誌略と教課

代用教科用書

町村の事情に依つては規定外の教科書を代用せしむ

鹿兒島縣地誌略の探定

女子小學校の教科書

幼學綱要の採用

就學に關する學制教育令の規定

十五年三月の小學校教則中に教科用書代用教科書を明かにし、地理科用書習字科用書の如く未刻に係るものに就ては適宜に採用せしめた。其内第四年後期に課す豫定の本縣地誌略は、同年六月改めて、之を第四年前期に學校所在の國のみを課し、其他の二國は同年後期に至つて課すべきものと定めた（假令は薩摩にては薩摩國分のみを四年前期に課し、日向・大隅は同年後期に至つて課するの類である）。また同年九月、他の書籍を以て代用し得るものを指定し、更に十六年二月、規定外に文部省の調査を経て採用し得る分は、町村の事情により其代用を許した。なほ七月に至り、各等科修身科及び中等科讀書科用書に改定が施され、先に未定なりし小學中等科地理用書本縣地誌は、十七年五月に至り、鹿兒島縣地誌略（鹿兒島師範學校編輯）に決定した。

一方女子小學校教科用書も、十七年二月の本縣女子小學校教則中に定められたが、鹿兒島縣地誌略は其小學上等科に於て課し、特に修身科採用書として同年六月に、幼學綱要が撰定されてゐる。

四 就 學

次に就學に關しては、學制以來最も力を注がれた所で、明治五年八月學制頒布に當り、太政官より發せられた「學事獎勵に關する被仰出書」によく其精神が



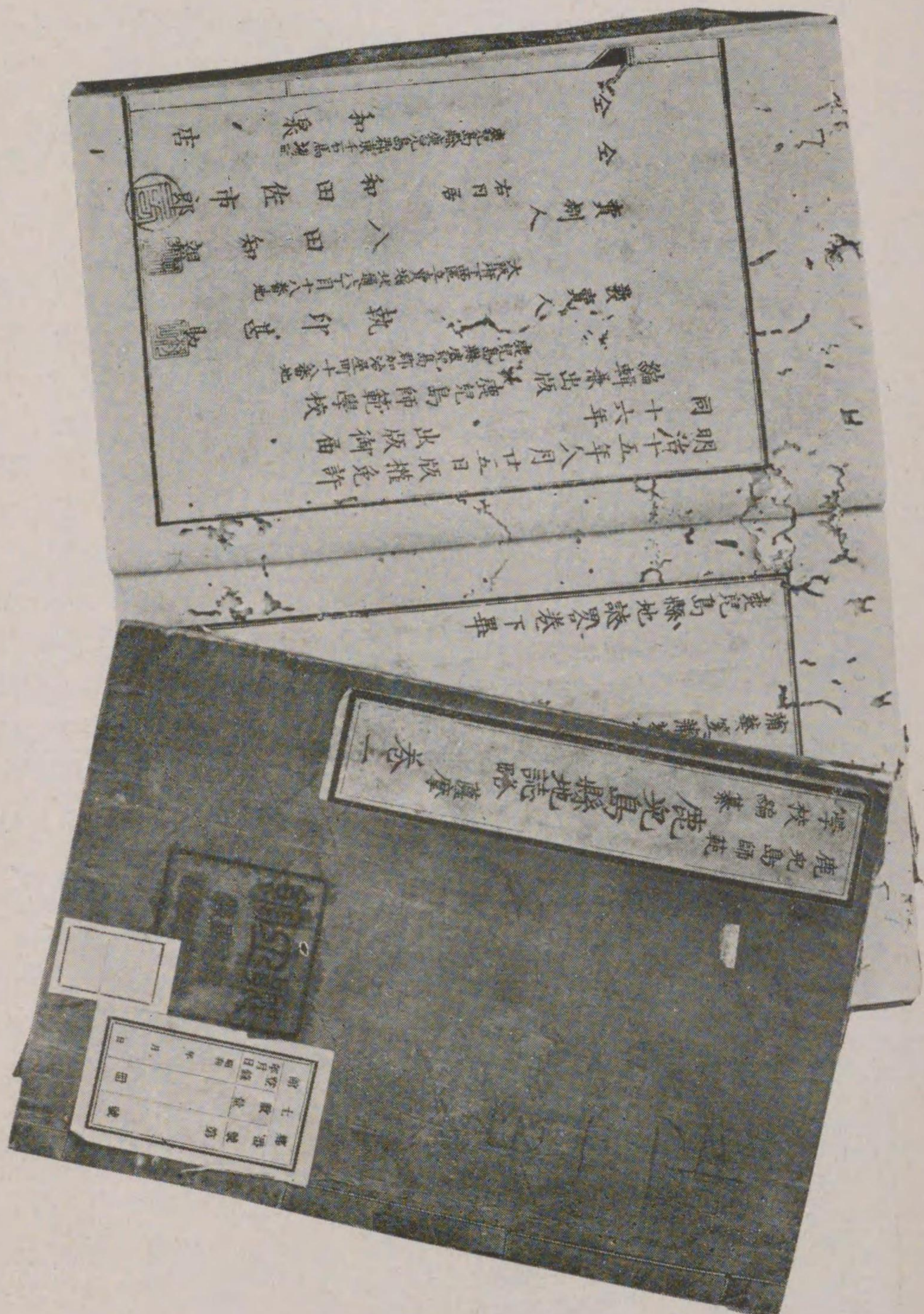
改正教育令に於ては就學を厳にす

本縣就學督促規則の制定

明治十四年の就學歩合

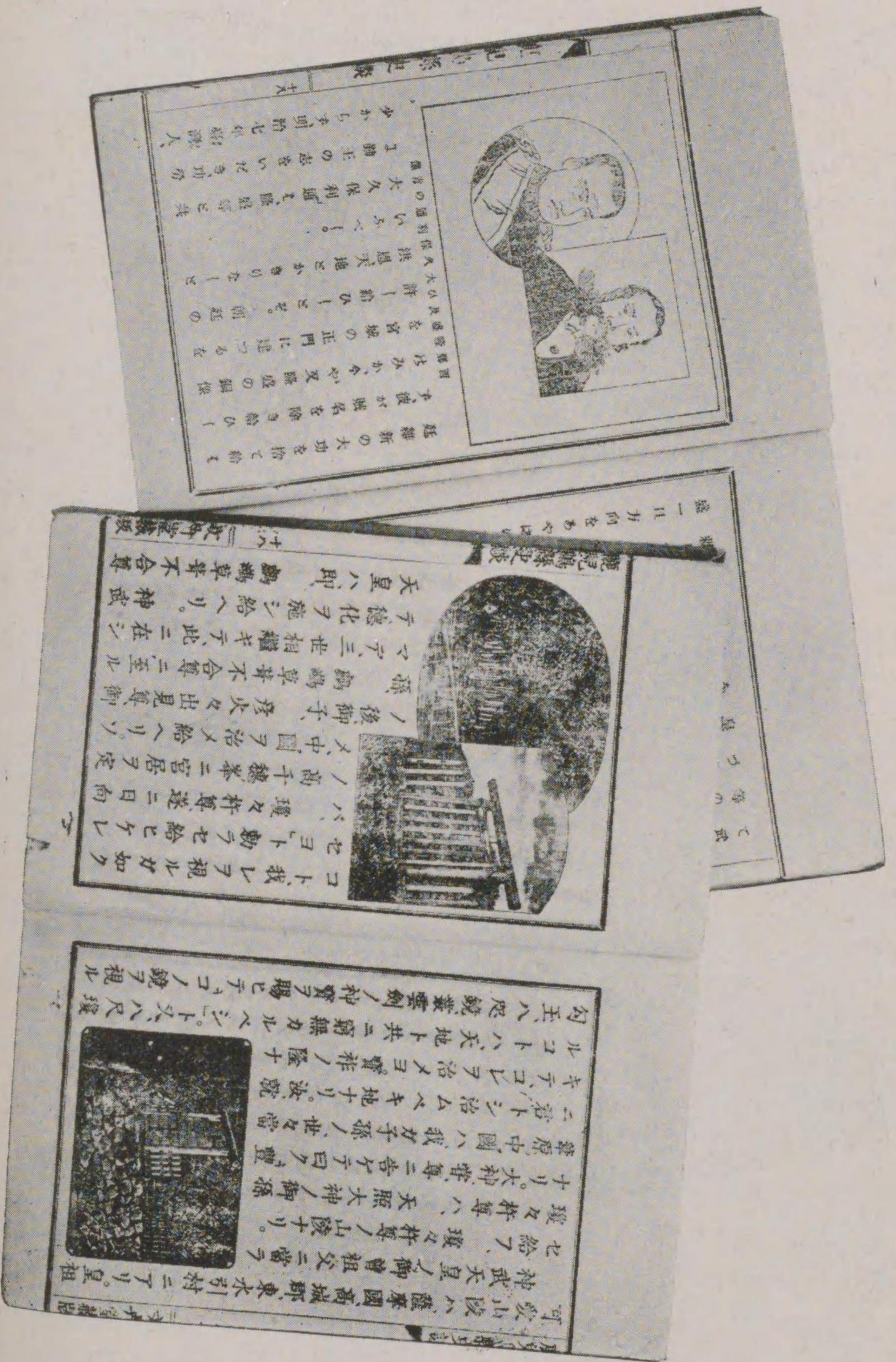
現れてゐる。而して實際上學區取締の職務中就學督責は最も重要な部分をなしてをり、又學制中學業優等者に對する給貸費の制も規定せられてゐた。十二年の教育令はこの點に於て若干放任主義を採つたが、改正教育令は其不備を補正せんとしたものだけに、公私立學校の設置廢止を取締ると共に、就學の督責を極めて嚴にした。本縣は十四年八月五日、改正教育令第十五條但書に基いて、初めて就學督責規則を定めたが、學齡兒童就學督責の事務は學務委員掌理し、郡長之を總管するものとせる外、實際上の處理に關しては、次の如く定めてゐる。即ち學務委員は毎年未翌年の學齡兒童を調査して郡長に申達し、又父母後見人に就學を勸奨すると共に、就學後も小學校教員と聯繫して出席を督勵する。また學務委員は毎年始前年中の就學兒童中就學十六週日に満たざる者に就いて郡長に具申し、郡長は更にその督責に關して必要を認むる時は、縣令の處分をも請ひ得るものとした。この外、小學校に入學せしめず、或は巡回授業に依らずして、別に普通教育を受ける學齡兒童に關しては、郡長は少くとも毎年二回以上試験を課し、この試験を経なければ卒業と見做さなかつた。猶ほ、この當時に於ける縣下小學校の就學率は、人口百に付薩摩六人

日本地誌提要、薩摩日地理考、本縣統計書に據り教科書として編輯せるもの、卷一(薩摩)、卷二(大隅)に分ち、日向は恰も分縣に際し松山、志布志、大崎三郷のみを大隅に附記す



鹿兒島縣地誌略  
鹿兒島縣地誌略 卷下





左は明治二十八年五月版、鹿兒島縣常師範學校教諭青木文造校閱、波多市松編輯、本縣教則に依り同校教科用書とせるもの、全十九課右は翌年私立教育會の編輯に成り、小學校歴史科用として文部省檢定を經、同じく十九課たり

巡回教授施設に關する規定

八分一厘、大隅七人九厘、日向六人六分六厘に過ぎなかつた。以上の外、十五年十二月縣が改正教育令に基いて定めた巡回教授施設に關する規則について一言すると、巡回授業は山間僻陬の地にして、普く學齡兒童を待つべき學校を設置する能はざる地方に施設するものであつて、巡回授業を施設する學區に於ても、其教則及び諸規則は一般小學校に異なる事なきは勿論であつた。巡回授業に要する學舍等の數は、土地の形勢により適宜之を定め、また巡回授業を施設せんとする時は、學務委員は戸長に協議し、町村會の決をとり、土地の情況、學區の境界等を具して縣令の認可を請ふものと定めた。

五 教 員

小學校教員に關する學制の規定  
履歴を徵し辭令を下與す

次に小學校教員に關して、學制の定むる所では、小學教員は男女共に年齢二十歳以上にして、師範學校卒業免狀又は中學卒業免狀所持者となつてゐたが、實際に此有資格者を求むることは困難な場合が多かつたから、其實施は後年に待つものとしてをり、私學家塾等を開かんとする者については、其事歴等を學區取締に申出で、地方官は督學局に申達するものとなつてゐた。明治十一年九月、本縣が新舊を問はず小學校教員の任職に際して、其履歴書を徵し、十二年



教員の名稱を一定す

教員の准官等

一月諸郷小學教員にして縣廳の辭令書を有せざる者は、改めて其郷の推舉により適當者を選抜して辭令書を交附したのは、右規則に基いて教員の正則化を圖つたものであつた。次いで十三年七月、從來區々に互つてゐた教員の名稱を訓導助訓導教員補の三としたが、改正教育令を経て翌十四年六月、太政官第五二號布達によつて、次の如く校長、訓導の准官等が明かにせられた。

|     |            |
|-----|------------|
| 准官等 | 十一等以下十三等以上 |
| 小學校 | 校長         |
| 准官等 | 十一等        |
| 小學校 | 一等訓導       |
|     | 二等訓導       |
|     | 三等訓導       |
|     | 四等訓導       |
|     | 五等訓導       |
|     | 六等訓導       |
|     | 七等訓導       |

準訓導授業生の資格を定む

之と共に、上述十三年七月の公立小學校教員の名稱中、助訓教員補を次の如く改定した。但し町村立學校役員の名稱は、校長を除くの外、各校適宜とした。準訓導 年齢十八年以上にして、師範學校卒業證書、又は鹿兒島縣小學校教員免許狀を有せざるもの

授業生 年齢十八年未滿のもの

この區別は、その後十五年九月再び次の如く改定した。即ち 準訓導 年齢十八年以上にして、本縣小學校教員免許狀授與規則に據り、教授免許狀を

得たる者

授業生 一科若しくは數科の授業に耐べき者

この授業生の年齢に就ては、十八年二月に十八年以上と定め、更に同年十二月十六年以上の者と改めた。

小學校教員心得を頒つ

小學校教員の檢定

改正教育令と檢定

之より先、小學校教員の心得として、文部省は明治十四年六月、小學校教員心得を府縣及び各小學校教員に頒布したが、これは特に八月、各郡役所を通じて部内の小學校教員へ一部宛頒布する所があつた。また十七年十月、町村立小學校長事務章程を定めた。次に小學校教員檢定に關しては、明治十一年十一月公立小學校教員試験法を定め、從來の無資格教員をして鹿兒島師範學校に於て漸次試験檢定を受けしめることとし、先づ薩摩國內小學校教員にして、官立又は公立師範學校卒業證書を有せざる者をして、之を受けしめたのを嚆矢とする。その後、改正教育令後、文部省は十四年一月に小學校教員免許狀授與方心得を定める所があつた。間もなく七月、これは改正され、教員免許狀を與へた者は訓導と稱し、檢定を経ずして訓導たる者を認め、又準訓導授業生の名を加へた。即ち本縣に於ける



本縣小學校教員免許狀授與規則

免許狀の有効期間

教員品行檢定規則

小學校教員免許狀授與規則は十五年十月に至つて定められ、檢定試験の學科及び書目等を明かにした。但し曩に本縣の定めた明治十三年五月甲第九〇號布達により學力證明狀を受領せし者へは、試験を須ひず小學校初等科教員免許狀を授與するものとし、特に唱歌體操裁縫家事經濟及び土地の狀況によつて加ふる所の農業工業商業等の數科は檢定を要しないものとした。教員免許狀及び某學科教授免狀の有効期間は五ヶ年間とし、なほ碩學老儒等の徳望ありて修身科の教授を能くする者及び土地の情況に因つて加ふる所の農工商等の學術に長ずる者ある時は、郡長の具狀によつて、縣令が之を適當なりと認むる時は、文部卿の認可を経て特に免許狀を授與することが出來た。學力檢定の外、十四年七月文部省が教育令第三七條但書に基いて制定した學校教員品行檢定規則は、翌十五年四月本縣に於ても各郡役所へ訓令された。前記小學校教員免許狀授與規則は十六年九月全部改定されたが、其大體は異なるなく、只學科試験方法に変更を加へた外、教員檢定に品行の良否を加味すべきものとし、又試験不合格者中其應試の學科中所定の得點に達せる者に對して、教授免狀授與の途を開いた點は注意すべき改正であつた。この學力檢定

小學校の設立と教員の不足

小學校教員講習所

十年前の本縣學校資金

丁丑の役に由り諸郷學資の途絶ゆ

は鹿兒島師範學校に於て、毎年四回實施し、後地方でも臨機之を行つた。曩に學制實施以後、小學校の設立は日を逐つて増加し、教員の聘備は従つて多きを加へたので、公立師範學校の卒業生を待つての違なく、各府縣は競うて小學校教員の養成に努めた。本縣の教員養成機關について一言してをくと、十年五月の小學校教員講習所規則に據れば、本所は縣下小學校教員の改良を圖らんが爲めに設くるもので、師範學校内に之を設け、講習員は小學校訓導準訓導及び授業生を以て之に充て、郡長に於て講習員を選定するものとした。四十六、公學資産公學費

學制に於ては、諸學校の經費は原則として民費によるを規定し、必要ある場合のみ官より支給するものとしてゐた。而も後者は、之を外國教師の俸給其他及び學區を助くる費用に限るものとし、文部省はこの爲め小學教育費府縣委託金の制を採つたのである。本縣に於て、十年前諸學校の經費が各郷共有金乃至軍役高八升一合米等により支持せられ、又大山縣令が學校財産として、官林の拂下をなしたことは前卷に於て述べた通りである。然るに、一度丁丑役に際し、鹿兒島始め諸郷の學校維持の途は一時に中絶し、戦後十月、縣が各



縣下教育資金の義醸

主なる寄附金

郷區戸長に命じて學資を調査せしめた際も、殆んど其支給の途なきを上申してゐる。爰に於て、直に縣下教育資金義醸のことが着手せられたのであるが、岩村縣令始め諸官員先づ率先して應分の義醸をなし、爾後官民一般の支出せる金額は幾許ならずして多額に上つた。殊に十一年三月島津忠義寄附金〔補説〕黒田清隆より二千圓の縣下學校建築費、六月眞宗本願寺派大谷光尊の小學校建築費、翌十二年五月西郷從道外〔大久保内務卿外とも傳〕五十一名の在京有志の八千五百四十三圓八十七錢五厘、十四年八月公立鹿兒島學校費として高島鞆之助、野津道貫より五萬四千二百圓三十一錢四厘等の寄附があり、其總額は十一年中八萬六千八十七圓十二錢四厘、十二年中三萬二千四百五十四圓六十四錢七厘、十四年中一萬二千四百三十八圓八十二錢二厘に達し、爾後猶ほ相繼いで多額を算した。而して、これは縣廳直接管理の諸學校建築費其他學費及び鹿兒島の學資と、諸郷に於ける夫とに分つことが出来る。

島津忠義寄附金

〔補説〕この際島津忠義寄附金及び高島鞆之助外一名の鹿兒島學校費は、後に造士館維持費となり、又島津獎學資金として縣下育英事業の前蹤をなしたのである。即ち曩に明治六年以降五ヶ年間戊辰の役の賞典祿五萬石を縣下學校資金として寄附した島津忠義は、更に宮内省の允可を経て、十一年三月引續き其所有の第

十五國立銀行株券より生ずる利子金の内九千四百十六圓六十錢五厘を、同年より向う五ヶ年學校資本として提供することとしたが、この島津家資金は翌年三月、始めて明治十一年分が學資捐助費に算入せられた。

縣廳經營諸學校費と鹿兒島の學資

縣廳官員の學資義捐

縣廳經營にかゝる諸學校費及び鹿兒島の學資とに就ては、縣廳は之を以て適宜公債證書を買入れ、別に所要の支出に充つべき現金を備へ、現金不足すれば一時他より充用して、次の寄附収入及び公債利子等を以て之を償還する方法をとつたのである。その額は十年十一月より十六年六月までに、凡そ六萬一千九百七十九圓九十一錢九厘五毛、寄附人員一千三百五十二人に上り、島津忠義寄附金を之に加へるならば、同上期間に於て九萬四千九百三十八圓三錢八厘五毛、即ち約十萬圓に達する。なほ明治十一年六月限度に於ける中間累計を見るに、寄附収入金四萬九千八百八十二圓四十六錢七厘、その人員六百三十六人、外に國立銀行一所を數へた。此の外、縣廳官員の學資捐助金は十二年十一月迄〔十二年九月を以て收入を打切るものとした〕に、合計一百三十六圓八十八錢五厘となり、之は別途に小學生徒卒業試驗賞與品並に小學校開業式に於ける給與品に充用せられ、十三年八月よりその支出を見てゐる。



學資金の支途

鹿兒島中學校  
女子師範學校  
生徒東京留學  
費公立鹿兒島  
學校各年度末  
支出額

第一編 縣政の整備

二五六

この學資金より月々支出したる額は、十五年度までに總計六萬二千圓以上で、その支途は諸學校建築費補助、修繕費、開校式諸費、其他小兒種痘料、教育博物館費用等で、又鹿兒島中學校、女子師範學校(後師範學校)、生徒の東京留學費も、十二年十月より之より支出し、公立鹿兒島學校費として同校へ下渡された分も、十四年度以後多額に上つた。各年度末に於ける支出額は、次表の如くである。

| 年度     | 自一〇年一月至一一年六月 | 自一一年七月至一二年六月 | 自一二年七月至一三年六月 | 自一三年七月至一四年六月 | 自一四年七月至一五年六月 | 自一五年七月至一六年六月 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 明治一〇年度 | 四、八二三圓三九五    |              |              |              |              |              |
| 同 一一年度 | 一九、一七九圓六〇七   |              |              |              |              |              |
| 同 一二年度 | 一〇、八六四圓〇二二   |              |              |              |              |              |
| 同 一三年度 | 七、一二九圓〇七五    |              |              |              |              |              |
| 同 一四年度 | 一六、七〇七圓七一六   |              |              |              |              |              |
| 同 一五年度 | 四、一八五圓五九八    |              |              |              |              |              |

〔備考〕 十一年度中十二年一月分を缺くにより、總數に於て更に増加すべし

而して鹿兒島舊三大區學資は、町村の便宜に依り縣廳に於て保護監督したが、郡の設置と共に、郡長委任條件第十項により、爾來小學校學資金の處分が郡

十六年六月迄の寄附金現在額

長の管理するものとなり、尋で小學校以外の町村立各種學校資産處分の事も特に郡長委任となつたので、縣に於ては從來保管の學資金を、前述の各支途に支拂ふの旁ら、爾後逐次其關係の分の利子を鹿兒島郡役所に下渡した。前述の如く、寄附學資金は現金を以て必要毎に支出をなす一方、公債證書の利子を之に遞加したので、その十六年六月までの累年の公債證書現金及び殘現在高は次の如くなつてをり、十六年度初に於て、猶ほ四萬九千六百圓餘の殘現在高を縣廳に保管してゐたのである。

| 年度      | 前年より越高   | 公債證書額    | 現金        | 殘現在高      |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|
| 明治一一年六月 | 五、五九三・三七 | 三九、六六・〇〇 | 五、九一・〇三   | 五、〇五九・七三  |
| 同 一二年六月 | 五、四九・六六  | 五、四〇・三六  | 不足三、九五・四七 | 四、〇七・六二   |
| 同 一三年六月 | 五、四七・七三  | 五、四七・七三  | 不足三、九五・七七 | 四、〇七・三三   |
| 同 一四年六月 | 五、八六・三〇  | 四、四七・二三  | 四、九三・二六   | 五、三九・四三   |
| 同 一五年六月 | 五、九〇・七三  | 四、二九・二五  | 四、八・三七    | 四、九・五九・五三 |
| 同 一六年六月 | 五、〇三・五三  | 四、一三・三二  | 六、五〇・三六   | 四、九・六七・四七 |

各郷に於ける學資寄附

また各郷に於ても、郷内學資寄附の舉は同様盛で、地方に於ては、各郷内學校



大島に於ける  
學費寄附

文部省公立小  
學校師範學校  
補助金

十三年迄の教  
育費には地方  
税支出少し

明治十一年乃  
至十三年教育  
費收入別

の建築費、修繕費、其他と指定して寄附せるもの多く、且つ大島郡の如き、大部分砂糖を以て金員に代へて寄附したが、之等の額は今詳かになし得ない。

以上の如く、十年戦後數年の縣及び町村の公學費は縣下を擧げての義釀に依つたが、他に文部省公立小學校及び師範學校學費補助金がある。之に就て、前卷に引續き述べると、其配賦（この補助金は毎季府縣の人口に比例して交附し、其内縣下配賦した）は十一年四月、十二年五月、十三年二月、同年七月、同年八月、十四年二月、同年四月の七回に亙つて行はれ、十三年度を以て廢止されたが、其間の交付額は總計六萬八百五十七圓に及んでゐる。

以上十年以後數年間の寄附金釀出と其支途、並に文部省補助金に就て述べたが、未だ地方税を以て教育費支出の制が確立してゐなかつた當時に於ては、寄附金、補助金等が縣教育費の總體に於て占むる位置は極めて大きかつた。試に、十一年乃至十三年の縣教育費の全額を費目別に揭示するならば次の如くで、之を地方税支出額と對比すれば、一驚に値するものがあると言へよう。

| 年次    | 前年より<br>越 高     | 協議集金            | 有附志<br>寄附金      | 生業<br>授業料     | 積金<br>利息      | 地方<br>税       | 文部省<br>補助金      | 諸入<br>金         | 總<br>額              |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 明治十一年 | 七、三九、五四         | 六、四、五、三、五、九     | 八、六、〇、八、七、二、四   | 三、六、四、五、九、七、七 | 二、八、六、一、七、三   | 一、五、五、四、七、一   | 三、一、五、八、八、三、六   | 七、九、九、四、一、八     | 三、五、九、〇、八、五、九、六     |
| 同 一二年 | 一、二、五、二、八、六、九、九 | 四、〇、五、四、四、〇、〇、七 | 三、三、四、五、四、六、四、七 | 六、三、三、三、五、三   | 五、九、九、一、七、三、五 | 三、三、一、一、六、六、三 | 一、一、七、九、一、二、一   | 四、九、〇、九、一、三、七   | 五、五、六、六、六、六、〇、三     |
| 同 一三年 | 二、七、六、六、五、〇、四、四 | 一、六、三、三、三、一、〇、三 | 一、一、四、三、八、八、三   | 六、〇、三、三、九、九、七 | 七、九、六、四、五、四、九 | 八、三、〇、六、五、四、九 | 一、六、三、三、〇、八、四、六 | 八、四、一、三、七、九、〇、五 | 四、〇、五、四、〇、八、五、四、〇、八 |

學校敷地の無  
代償下渡

町村公學費に  
關する規則の  
制定

戸長・學務委  
員の職務

この他文部省に於ては、地方教育施設の急施助成の方法として、明治七年以來學校敷地として中學は千坪、小學は五百坪以内の土地を無代償にて下渡することとしてゐたが、十一年五月縣は未だ地所下渡を受けざる學區にして、無税官有地に於て公立學校設置の見込あるものを一齊調査届出でしめた。

既に於て、十三年改正教育令實施せられ、又之と同時に文部省小學資金委託金を廢せられた。一方教育令によつて、町村學校の設置其他に關する諸制規も次第に整備するに至つたが、明治十五年十二月縣は始めて町村公學費に關する規則を設け、町村會の開設と相俟つて、その運営の圓滑を期した。この町村學費取扱規則に據れば、町村の學費（建物・土地・金穀・書籍・器械等總て學校の財産に屬するもの）は學務委員の管理とし、郡長之を總管する外、町村の學事に係る經費の豫算及び賦課徵收方法は其學區内の戸長學務委員協議の上議案を草し、戸長より町村會の議決に附し、評決の後には戸長學務委員協議して成規の手續を行ふ。また町村の學事に係る經費（學務委員給料以下十五項目とす）の賦課徵收は戸長之を實施し、其支出は戸長に協議の



學區の資力を維持し、學校の維持に支障なからしむ

學務委員の廢止と學資管理に關する規定の改正

上學務委員之を取扱ふが、其支出は町村會の評決豫算額を超え得なかつた。前述の如く、十六年十一月に至つて、縣下全般に互つて學區小學校數を改定し、學校設備教員學級の編成をも改めしめたが、之には從來の學區が狹隘に過ぎ、資力不充分的の嫌があつたことが有力なる理由をなしてゐた。一方教育令以降、政府は學區をして學校の維持に充分の資力あらしむることを努め、學區内數小學校を設置するものも、其學資經濟を同一にすべきことを旨としたが、十七年二月本縣では、學區の情況に依つて直に右に從ひ處分し難いものは、特に經濟を分離するを許した。しかし、翌年二月の達に據れば、學區の境界が町村の境界と符合せざるもの、及び學區内經濟を分離せんとする區域が町村の境界と符合せざるものについて、之を許さず、努めて學校資金と町村經濟との合致を獎めて、學資の薄弱化を防いだ。

十五年の町村學資取扱規則は、十八年學務委員の廢止と共に、十月を以て改定され、町村學資の管理は郡長をしてなさしめ、縣令之を總管するものと改めた。その外、町村の學資に係る積金は、戸長若しくは郡長が公債證書株券を買ひ、或は郵便局銀行等へ預け置くものとし、一般に從來の學資(米穀其他不用器具等)

町村學資確保の政策を更に強化す

農村疲弊と學資保管の紊亂

鹿兒島師範學校の復興

類)に就て、動産不動産の別なく賣却して公債證書株券等に代へ、努めて保管の確實と増殖とを圖るべきものとした。而して町村有の學田等に供するものは、町村會若しくは學區會の評決を経、普通貸借の規則に據り、適宜之を貸付け得るが、この際は豫め期限を定め、且つ正確なる證書を徴し、學區内二人以上の保證人を備ふるを要するものとした。以上の外、寄附に係る町村の學資についても、收支並に保管の方法等に關し、別に表簿を製し、特に區分し置くべきものとしてゐる。蓋し十四五年來の農村疲弊により、町村學資の保管は紊亂、其現金に屬するものは、個人貸付等により回収に困難を來したものが少くなかつたので、縣は特にこの改定の翌十一月二日、従前貸付の學資は償還期限を待ち、無期限の分は十九年十二月限り處分すべきことを達したのである。

第二節 師範教育

鹿兒島師範學校は明治八年小學正則講習所として創設され、九年三月師範學校と改稱し、女子師範學校も小學正則女子講習所に始り、九年十月女子師範學校となつた。十年兵燹に罹つた後は、之が復興は各小學校教員不足の問題と



先づ十九中學  
區より講習生  
を募集

入學者を諸郷  
に募る

自費通學生の  
募集

學資の貸與

相俟つて緊急事とされたので、十一月二十三日元松原小學校に鹿兒島師範學校を假設し、師範學科講習生徒入學假規則を定めた。而して先づ鹿兒島郡山、重富伊集院、櫻島、吉田、谷山の諸郷より入學者を募集し、入學生徒は年齢十八歳以上四十五歳以下、入學試験は日本外史、十八史略、翻譯書及び普通の算術を課し、每期入學人員は凡三十名、修業課程は上下小學授業法合せて四ヶ月間とした。尋で翌十一年三月、再び生徒二十名を限り入學者を募集し、加治木、國分、敷根、福山、恒吉、岩川、末吉、財部、清水、襲山、踊横川、栗野、吉松、湯ノ尾、菱刈、牛山、曾木、佐志、黒木、大村、蘭、牟田、蒲生、帖佐、山田、溝邊の區戸長をして志願者を調査せしめ、四月一日より同十五日までに該校へ本人を出頭せしめることとしたが、當時志望者は極めて少かつた。故に同年六月、自費通學生徒百五十名の募集を行ひ、十八年以上三十五年以下にして、皇朝史略、十八史略、輿地誌略、物理階梯等を読み得、且つ加減乗除の算術を略能くする者を資格者として、八月入學試験を行ふこととなすと共に、八月更にこの自費通學生徒の内、第一期卒業以上の者に對する學資貸費並に償還規則を定め、一人一ヶ月三圓宛の貸費を許可することとした。ついで十二月に至り、この貸與方法を更に一步を進めて、師範生徒及

小學授業法傳  
習所の設置

事務規則を定  
む

縣廳内移轉と  
豫科生の募集

鹿兒島女子師  
範學校の復興

事務規則以下  
を定む

び傳習生徒共に、修業中の學資貸與(三圓宛)をもなすこととし、専ら入學生徒の就學獎勵に努めたのである。之より先き十一年六月、師範學校内に小學授業法傳習所を置き、修業二ヶ月とし、學力試験の上生徒五十名を入學せしむることとしたが、やがて七月十五日に至り、鹿兒島師範學校事務規則を定めて、始めて校長事務掛の職務、校内事務に關する規定を設けた(十月校内事務規則)。間もなく、八月二十一日師範學校を縣廳構内へ移轉し、ついで九月豫科講習規則を制定施行し、翌月には其の豫科生徒五十名を募集した。併しながら、當時男女師範とも入學志望者が極めて少く、將來の本縣普通教育上大に憂ふべきものがあつたので、十一月縣當局は便宜鹿兒島區内公立小學生徒上級の者男女各三十名を選び、師範學校に於て同校訓導をして授業せしむることとした。鹿兒島女子師範學校は、十一年十月鹿兒島師範學校内に假設し、同月十五日を以て、自費通學生徒三十名の入學願書を受理事ることとしたのが、復興の初である。當時入學資格は年齢十四歳以上三十五歳以下にして、近易の書を読み得、且つ加減乗除の算術を略能くする者であればよかつたが、當年入學者を得ることは容易でなかつた。猶ほ同校の事務規則は、之より先き九月中定め



新築移轉と附  
屬幼稚園の開  
設  
附屬小學校

教育令の發布  
と本縣諸學校  
規則

男女兩師範の  
合併  
男子教場  
女子教場

教育博物館

られてをり、又校則、教則、教場規則、生徒心得、試験規則並に參觀規則も同月中定められた。次いで翌十二年一月、女子師範學校を新築移轉し、同時に附屬幼稚園を開いたので、既述の十一年三月、假師範學校内に設けた附屬小學校と共に、附屬小學校、幼稚園共に備はつたのである。

やがて同年九月の教育令發布後には、十一月二十七日、鹿兒島師範學校、鹿兒島女子師範學校、同附屬幼稚園、鹿兒島中學校諸規則を制定し、こゝに本縣學制は大に革つたが、翌十三年十一月二十二日、男女兩師範學校を合併して鹿兒島師範學校と總稱し、師範學校を男子教場、女子師範學校を女子教場と分稱することゝなつた。又もとの師範學校附屬小學を鹿兒島師範學校附屬小學として男子教場、女子教場の兩管理とし、又もとの女子師範學校附屬幼稚園を鹿兒島師範學校附屬幼稚園と改稱して女子教場の管理となし、更に元女子師範學校の管理した鹿兒島教育博物館を男子教場の管理に移した。この教育博物館は明治十二年二月、鹿兒島磯に開設せられたもので、文部省所轄の教育博物館に倣つて、教育に關する内外の物品を陳列し、公衆の觀覽に供し、又教育を進むる爲めの諸般の設備を爲すを目的としたもので、恐らく本縣に於ける社會

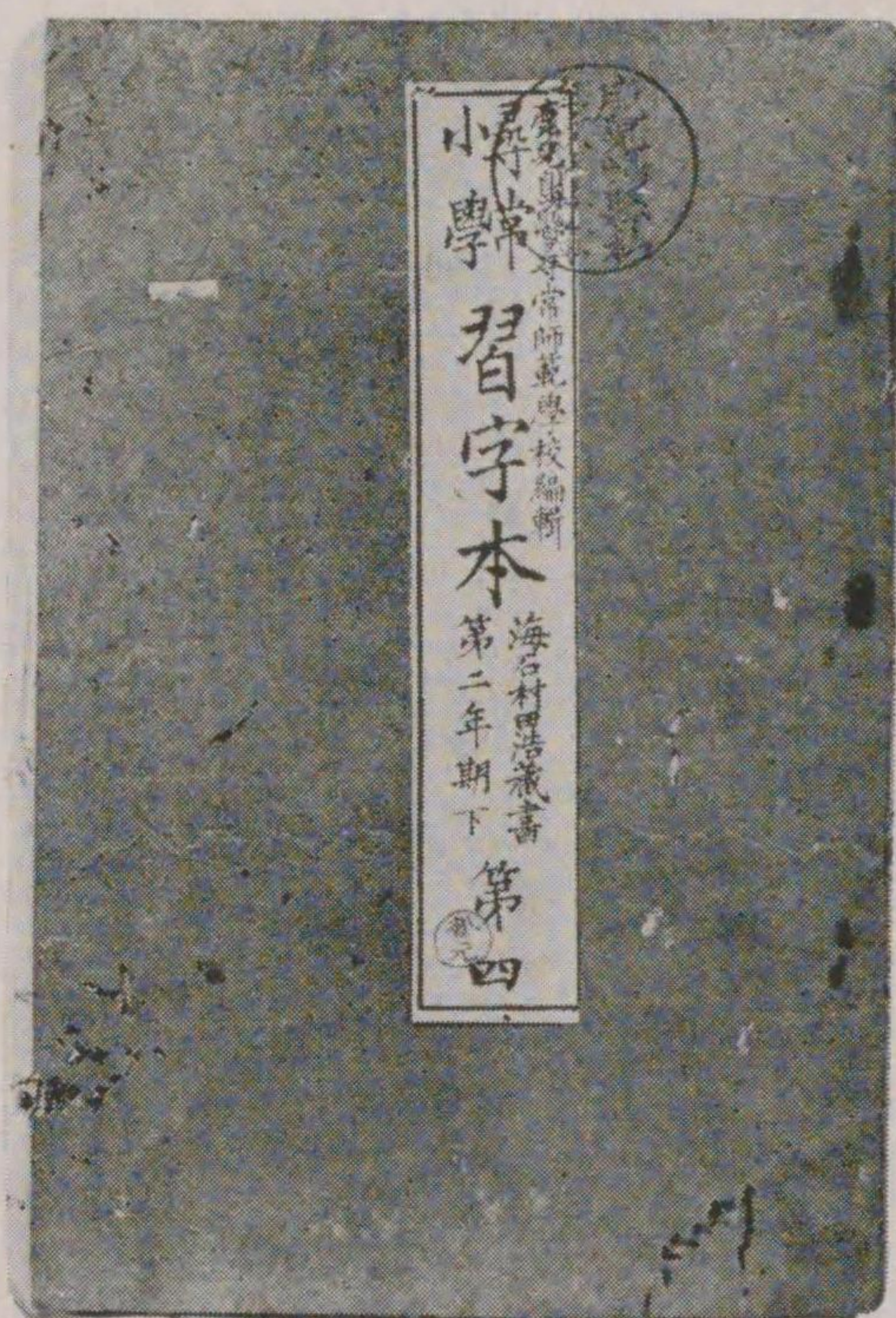
黒田才藏書翰

本縣小學校教則、教員、及び師範學校改正に關し、宮崎縣と打合せしものに係り、明治十七年頃と考へらる

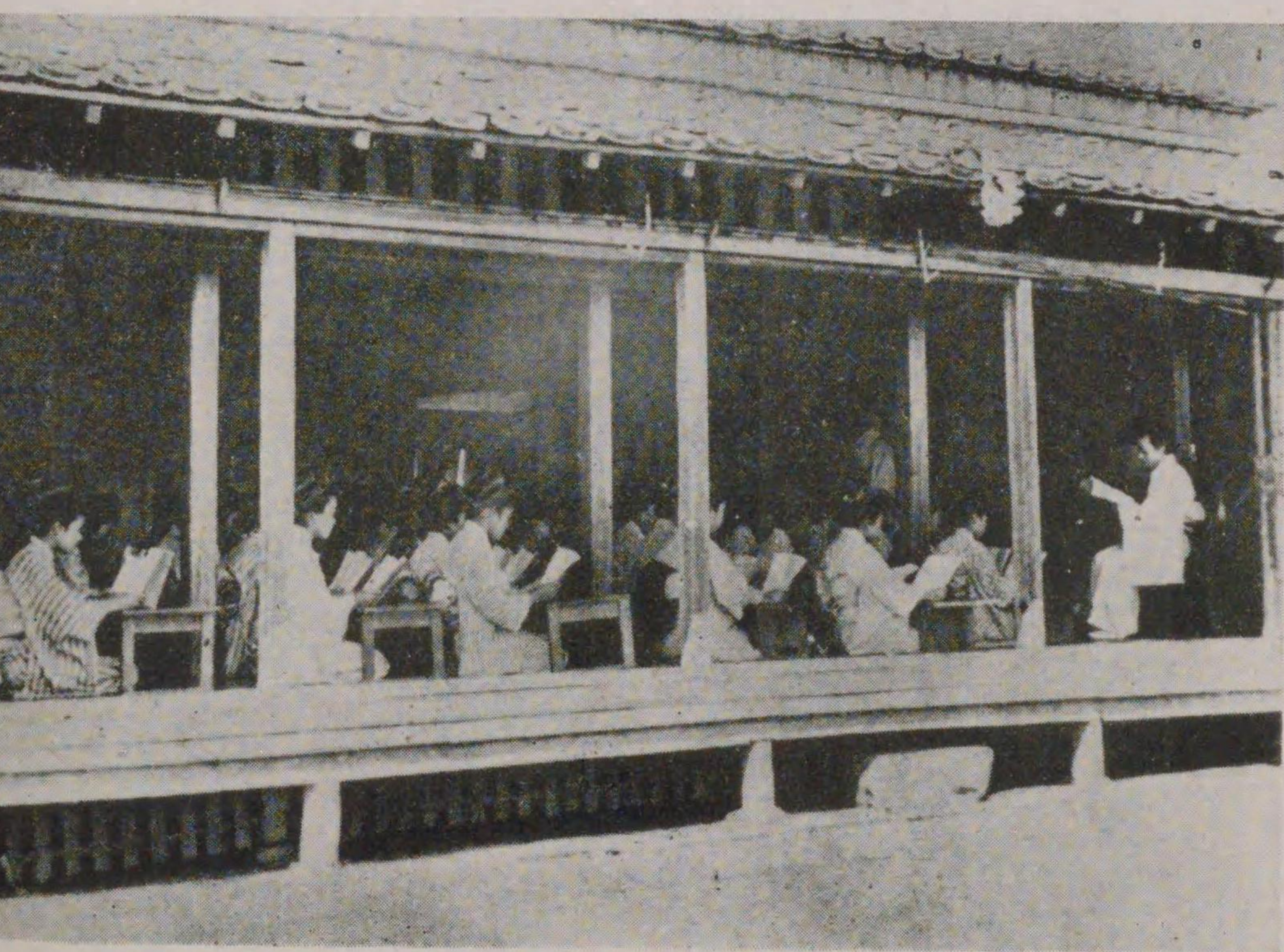


尋常習字本

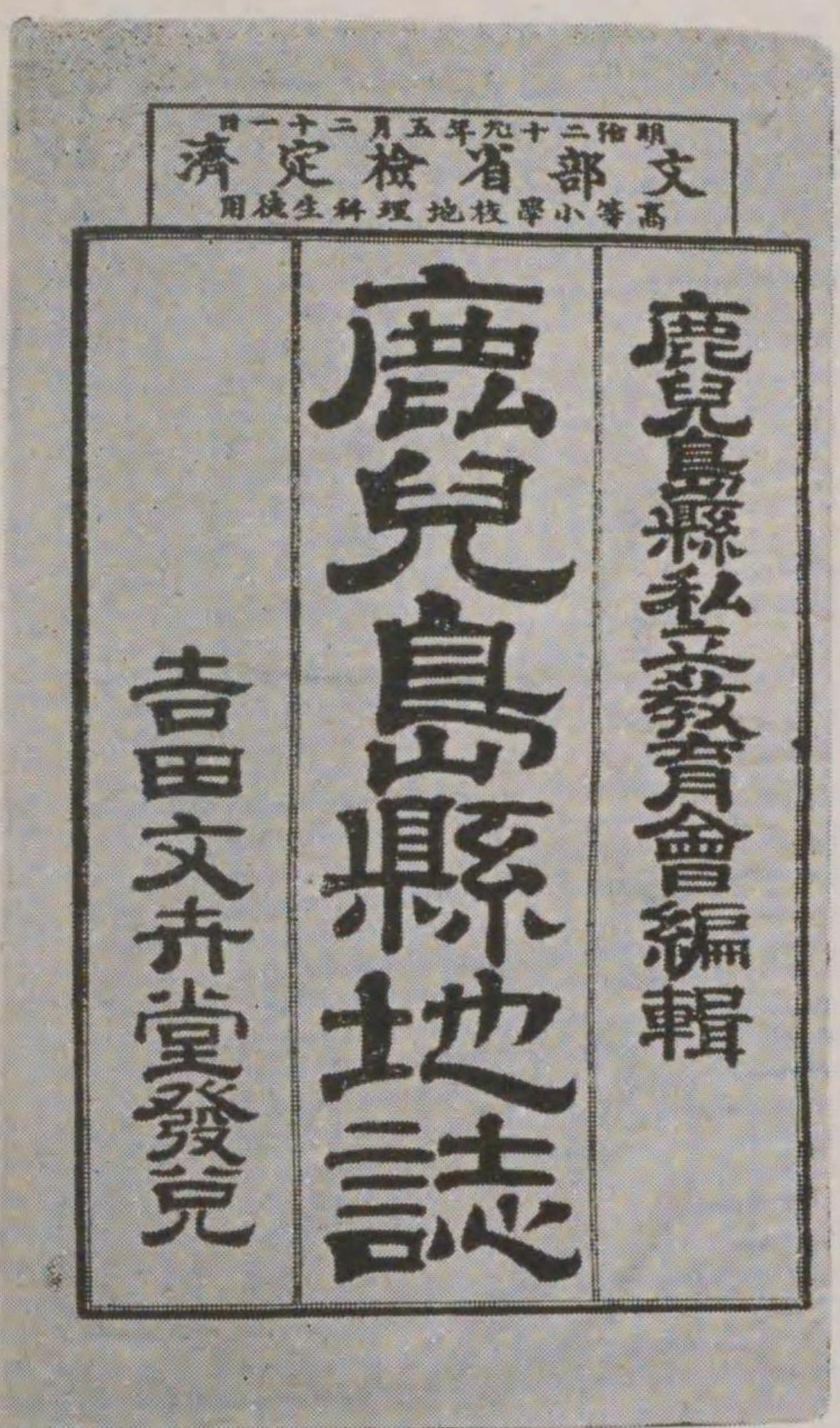
明治二十三年版、全九冊、五十音  
國郡地名官職名等を内容とする



初期の女學校學習振



明治二十九年鶴嶺女學校創立當時



鹿兒島縣地誌

明治二十九年二月初版、同五月再  
版發行、本書は二十五年の改正鹿  
兒島縣地誌略を簡約にせるもの

改正教育令と  
學資貸費償還  
規則の改正

師範學校教則  
大綱の頒布

新教則の内容

檢定に依る卒  
業證書

教育施設の濫觴をなすものであらう。而して之が管理に就ては、上述の如くであるが、やがて十四年十二月限り廢止され、其備品は師範學校に交附保存せしめたのである。

以上の如く男女兩教場備はり、小學授業法傳習所附屬小學學資貸費償還の法等漸次整備したが、改正教育令發布を経て十四年に入るや、先の學資貸費償還規則を六月限り廢止し、七月新に鹿兒島師範學校男子教場師範生徒學資貸費並に償還規則を定めた。

同年八月十九日、文部省第二九號師範學校教則大綱頒布され、本縣に對しても、爾後師範學校教則を編制せんとするものは、右大綱に基いて編制伺出づべきものとし、既定の教則は之によつて改正し、更に伺出づべきものとした。之によるに、師範學科は初等中等高等の三とし、資格は年齢十七年以上にして、小學中等科卒業以上の學力ある者とし、(土地の情況によつては十、五年以上とするも妨げず)初等中學科卒業の者は高等師範學科第四年級に入ることが出来る。修業年限は初等師範學科を一ケ年、中等師範學科を二ケ年半、高等師範學科を四ケ年とする。師範學校に於ては、本校に入學せずとも檢定を以て卒業證書を與ふことが出来、また



府縣選舉師範  
生徒募集の制  
度

師範學科卒業證書は七ヶ年間其効を有するものであるが、高等若しくは中等師範學科卒業者にして、七ヶ年以上小學校教員の職に従事し、學力優等授業練熟品行端正の證跡ある者には、試験を須ひず終身有効の卒業證書を與へた。  
なほ十六年四月の文部省府縣選舉師範生徒募集規程は、翌月本縣でも告知されてゐるが、この制度は教員の異動を少からしむると共に、各府縣に良教師を普及せしむるの意圖に出でゝゐた。

府縣立師範學  
校通則の制定

更に同年七月、文部省は師範學校の施設を一層完備せしめんが爲めに、府縣立師範學校通則を制定したが、特に師範學校の收容すべき生徒數について、管内學齡人員千五百人に付一人以上の率を養成すべきものとした。本縣では同年八月十八日、この通則に基いて鹿兒島師範學校男子教場教則を改定し、九月一日より施行した。その學科修業年限等は先の教則大綱と同様で、たゞ初等師範學科を二級に、中學師範學科を五級に、高等師範學科を八級に分ち、學年は九月一日に始り、翌年七月十五日に終り(之を二學期に分ち、九月一日より翌年二月十日迄を後學、二月十七日より七月十五日迄を前學期)、一學期を以て一學級に充つるものとする。授業日數は、大約一年四十二週とし、毎日授業時間は五時三十分(土曜日三十分)、即ち一週三十一時間とした。

男子教場教則  
の改定

十七年の教則  
改正  
高等女學科に  
改む

服務義務

專修科を置く

師範學校令に  
よる改正

而して翌十七年二月に至り、更に師範學校の諸規則を全面的に改定の必要を認め、鹿兒島師範學校男子教場規則を改定し、同校女子教場規則を高等女學科規則に改め、同年九月一日より施行した。先づ男子教場は高等中等師範學科を修むる者百名、初等師範學科を修むる者五十名、合せて百五十名を以て定員とし、在學中はすべて本校内に寄宿せしむるものとした。又卒業後は、在學年月に均しき奉事年限を以て、服務義務を課してゐる。一方、女子教場規則に據れば、生徒定員を百名とし、教科は下等上等の二とし、下等科を六學級に、上等科を四學級に分ち、通じて十學級とした。而して六ヶ月以内の專修の途を講じ、上等女學科卒業の者は高等科教員免許狀、下等女學科卒業以上の者には中等科教員免許狀を與ふるものとしてゐる。  
その後、十九年五月の師範學校令に依つて、翌年三月從來の高等女學科を師範學校女子部に復して、鹿兒島縣尋常師範學校男子部女子部とし、同時に生徒募集法をも改めて、第一種生第二種生とした。修業年限は四ヶ年、男女を通じて英語科を加へ、男子には更に手工・音樂科を加へ、全生徒を寄宿舎に收容した。



第三節 中等教育

中學校の復興  
 公立鹿兒島學校の開設  
 十一年七月再開の縣立中學  
 別正則・變則の  
 中學事務規則を定む  
 鹿兒島中學校生徒東京留學規則  
 十四年の中學規則改正豫備學科を置く  
 中學校教則大綱の發布  
 中學校教則の大要  
 普通文科・普通理科

明治十年以後に於ける中學校復興の状況を見るに、明治九年設立の英語學校準中學は丁丑の擾亂によつて全く廢校となつたが、十一年七月には早くも縣立鹿兒島中學校の復興を見、後十四年に至つて郷友會の公立鹿兒島學校も設立せられた。以下、主として縣立鹿兒島中學校に就て述べると、當初學科を正變の二科に分ち、正則は小學卒業の者を教へ、變則は年長にして小學科を習ひ後れた者に小學科の一半を教へ、傍ら中學科の一半を授くるものとした。而して先づ十一年七八月に互り、變則中學科生徒三百名を限り、第十九中學區、即ち鹿兒島郡山重富伊集院櫻島吉田谷山の諸郷に對して入學志願者を募集した。又同年九月、鹿兒島中學事務規則を制定し、校長監事事務掛の職務並に校内事務に關する規定を定めた。翌十二年六月に至り、改めて廣く全管下の子弟入學の便を得せしめ、漸次本校の整備を圖つた。又當時中學監事たりし黒田才藏をして師範學校蒐集の他府縣學則類を研究せしめた結果、十一月に至り鹿兒島中學規則を定めたのである。この後十三年十一月、鹿兒島中學生

徒東京留學規則を設けて、中學校の生徒より東京師範學校中學師範學科に留學の途を開き、卒業の上縣下中學校の教員たらしめたが、其給費は月額八圓で、翌年三月の追加規則に據れば、中學教員義務任期は一ケ年と定められてゐる。而して十四年二月に至り、十二年の鹿兒島中學規則を改正し、新に豫備學科を設け、既に學齡を過ぎて小學科を習ひ後れた者の爲めに、稍淺近なる學科を教授し、卒業の後本科生徒へ編入するものとした。また在學期限は、本科を四ケ年、豫備科を一ケ年とした。生徒募集は毎年二月九月の兩期とし、小學全科卒業者は試験を要せず、年齢は大約十四年以上と定めた。次に教則は本科を八級に、豫備科を二級に分ち、毎級六ヶ月の修業期限とした。

中學校に關する十二年の教育令、十三年改正教育令の規定は、共に大綱を揭示するのみで、各地方に於ては其施設を任意になしたが、十四年七月の中學校教則大綱は、この點に於て中學教育の統一を企圖したものであつた。本縣に於ては、十月十五日之を布達して中學校教則編成の基礎としたが、其大要は次の如くである。即ち中學科を初等高等の二に分ち、土地の情況により、高等中學科の外、若しくは高等中學科を置かずして、普通文科、普通理科を置き、又農工



修專科

初等中學校の  
みの存立を許  
す

十六年の中學  
教則改正

十七年の中學  
校通則

中學校設置廢  
止に關する規  
定

過激なる西洋  
文物傾倒を避  
けしむ

商業等の専修科を置くことが出來た。次に中學校の修業年限は、初等科四ヶ年、高等科二ヶ年であり、一年三十二週以上の授業とし、初等科は一週二十八時、高等科は一週二十六時を以て度とした。なほ十七年七月初等中學校のみの存立を許すとの重要な改正があつた。

その後十六年七月、鹿兒島中學校教則及び諸規則を改定し、九月一日より之を施行したが、在學年限を初等中學校三ヶ年、高等中學校二ヶ年、通じて五ヶ年とした。學級は初等中學校を六級とし、高等中學校を四級とし、通じて十級とした。また入學生徒は大約十三歳以上とし、小學中學校以上卒業の者はそれ以下であつても入學できた。なほ授業料五錢は十錢となつた。其後十七年一月二十六日、文部省第二號で中學校通則が各府縣へ達せられたが、その教則は先の十四年七月の第二八號達中學校教則大綱に據るの外異なる所がなかつた。其第八條に於て、中學校設置廢止等の手續に關し、其府縣立に係るものは、文部省明治十四年一月第四號達府縣立學校等設置廢止規則に據るべく、其町村立私立に係るものは、該府縣の町村立私立學校等設置廢止規則に據るべきこととしてゐる外、中學修業の目的に、特に忠孝彝倫の道を本とすべきを明示し、國粹尊重の思想を注入してゐるのは注目せられる。

縣立中學校  
館の開設

島津忠義の寄  
附金

中學造士館の  
教則

官立專門學校  
へ進學の途を  
講ず

然るに十七年十二月に至り、縣立鹿兒島中學校と鹿兒島學校とを廢し、其資産を併せ、鹿兒島學校の跡に改めて鹿兒島縣立中學造士館を設置することとなつた。蓋し明治四年廢絶せられた造士館が、爰に至つて再興せられたのは、舊藩主島津忠義が祖先の遺志を紹いで、其再興と管理を縣廳に委託し、寄附金四萬七千六百二十一圓餘を其維持費とせる外、新に年々九千四百圓宛定額の寄附を復せしに依るものであつた。翌十八年一月、舊造演館も亦演武館と改稱して復興し、専ら武技を演習せしむることとなつた。同二月、生徒募集をなし、三月より授業を開始した。其校則は、大體先の文部省中學校教則大綱並に中學校通則に據つて定められたもので、即ち本館教科を初等、高等の二中學校とすること以前と同様で、初等中學校を卒業する者は、高等中學校を修むべきものとし、生徒定員大約五百名と定めた。又特に本館生徒にして、學期第四年の後期を終り、官立專門學校へ入學志望ある者は、本館に於て其目的學科の試験を爲し、合格の者へは本館より學資を貸與して進學せしむるの途を講じた。その他教則の一般は、十六年七月の鹿兒島中學校の教則と同様であるが、



幼年舎と青年舎

森有禮の視察と造士館昇格の議  
官立高等中學造士館となる維持費と島津忠義寄附金

學年は三月一日より始つて翌年二月に終ることゝ改め(前學期は三月一日より七月二十三日迄)授業時間を毎週三十三時として、毎日五時三十分授業とした。その他生徒入學は毎年二回、即ち七月二月に於てし、年齢大約十五歳以下の者を入るゝ幼年舎、十五年以上の者を入るゝ青年舎の寄宿舎が設けられた。この間、十九年四月中學校令出で、中學校を尋常高等の二とし、高等中學校は文部大臣の管理に屬して、法科、醫科、工科、文科、理科、農科、商業等の分科を設け得るものとなつた。その翌年、文部大臣森有禮の造士館視察に次いで、同年末造士館の高等中學校昇格の議あり、二十一年四月縣立中學造士館に一大改革を加へて官立高等中學校となしたのである。其維持費は島津忠義外寄附學資金元資金十一萬六千六百六十七圓六十二錢六厘(内島津忠義寄附金四萬七千六百二十五圓四千二百圓三十一錢四厘、有志者寄附金知事依託の分八千八百四十五圓四十錢七厘)を寄附者の希望により、文部大臣の認可を得て、縣廳に於て保管し、之より生ずる利子を同校に交附することゝなつた。また昇格整理に際しての、舊中學造士館經費殘額一萬六千六百六十四圓六十一錢一厘は之を二分し、その中五千圓を學資金より生ずる利益金配當迄の經費、及び理學室建築、其他豫備として、高等中學造士館へ引渡し、他は元資金へ繰入れ

館長島津珍彦  
本科豫科補充科を置く

ることゝしたのである。爰に於て、島津珍彦を館長に任じ、二十一年一月學科課程を定め、其學科を本科、豫科(當時新制尋常中學校卒業生相當者を得るに困難であつたので)及び補充科の三科となし、元縣立中學造士館の生徒を收容して授業を開始した。なほ同年七月、文部省は高等中學校の分科を一部、二部、三部制とし、全國を五區に分劃し、各區一高等中學校を設置するものとし、其經費は國庫支辨、又は國庫と該學校設置區域内府縣の地方稅支辨と定めた。

#### 第四節 實業教育

次に農學校の設立は、明治十四年初めて地方稅支出を以て設立の舉あるに至つたが、生徒募集をなしたるまでにて、實現しなかつた。即ち之より先き、十三年五月初度の縣會に於て、柏田盛文等は農學校を設立せんことを建議したが、その理由は既に師範學校、女子師範學校、中學校の開設あるも、全縣民の職業上最も利害の密接なる教科を缺き、且つ士族素餐の譏を蒙るの時に當り、唯從來の如く政學のみを講究して、官途に汲々たるの教育方針を排して、實業教育の普及を圖らんとするにあつた。而して民力疲弊の當時に於て、この舉をな

縣立農學校の設立  
柏田盛文等の建議



縣立農學校を  
宮崎に開く

應募者少くし  
て開校に至ら  
ず

すには、師範等の三校の費額を減じて、農學校費に増額すべきものとしたのであつた。この建議は一旦採用さるゝ所となり、翌十四年二月先づ宮崎郡宮崎に縣立鹿兒島農學校を興し、同月鹿兒島縣農學校假規則をも制定して生徒募集に着手した。更に同年三月二十八日、郡役所戸長役場へ對し、各部内の志願者の有無を取調べ、各郡役所にて取纏め、四月三十日迄に勸業課へ届出でしめ、志願者は薩摩大隅の者は鹿兒島に於て、日向の者は宮崎に於て、五月中試験することゝなつた。然るに、實際應募の生徒は僅少に過ぎず、遂に開校は中止の止むなきことゝなつた。蓋し、文部省が農學校通則を公布したのは、十六年で、これに先だち全國に農學校の設立せるもの、官立一、私立一で、わが縣が全國に率先してこの舉を興したのは、その意義頗る壯とすべきである。

### 第五節 専門教育

縣立醫學校の  
開設

明治十三年初回の縣會に縣令諮問案として、初めて醫學校開設の議が提出されたが、蓋し當時醫業の先輩耆長既に歿し、且つ後進養成の途備はらず、一方に於ては、十年來虎列刺等の流行激しきを見たので、醫學校及び附屬病院を設

宮崎醫學所

假鹿兒島醫學  
校を開く

大谷光勝の寄  
附

醫學校通則と  
本縣醫學校

くるの急務が痛感せられたのであつた。既に十三年五月、日向那珂郡瀬頭村公立宮崎病院内に醫學所が開かれ、十五歳以上の生徒三十名を募集したが、爰に縣立醫學校の復設が議決されたので、その生徒は各郡役所々轄内より平均四人宛を入學せしめ、究學の傍ら病者を治療するものとし、其經費は大凡四千五百圓を地方税より支辨するものとした。この議は、同縣會に於て過半數を以て可決されたので、直に同年中醫學志願生徒募集のことを縣下に達し、更に翌十四年四月、各郡役所に令して志願者を同月三十日限り廳下へ到着、且つ假鹿兒島醫學校（加治屋町二本松馬場通八十一番戸）へ届出させた。一方、九月七日には管下へ醫業獎勵、醫學校入學のことを諭達した。翌十五年一月に至り、大谷派本願寺大谷光勝が縣立鹿兒島醫學校及び附屬病院を鹿兒島郡山下町舊軍馬方跡に新築寄附したので、從來假設の該校院を同月十六日これに移轉し、翌十七日より従前の通り教授治療することゝし、二十九日開業式を舉行した。之より先き、十五年五月二十七日文部省は府縣に對し、醫學校通則を通達したが、之に據ると醫學校は甲乙二種とし、甲種は尋常の醫學科を教授し、醫師の具成を圖るものとし、乙種は簡易の醫學科を教授し、



當初の職員

醫師の速成を圖るとき、若しくは甲種を設置する能はざる時に於て設置するものとした。又醫學校に於ては臨床實驗の用に供するに足るべき病院の設備あるを要するものとなつてゐた。本縣醫學校は乙種に相當し、その規則は後十七年三月前記通則に基いて定められてゐる。なほ設立當初の職員は島貫修平(十五年八月助教兼所屬病院診察)石川小作(十五年八月助教兼附屬病院診察)田村典瑞(十六年四月附屬病院藥局長)であつた。而して、十六年一月鹿兒島醫學校本科生徒六十名の募集があり、四月二十日迄に學業履歷書を添へて同校へ申出でしめたが、その試験科目を見ると、日本外史讀法、十八史略講義、譯書々取算術(加減乗除分數比例)、物理學講義及び體格検査となつてゐる。また、十七年三月の鹿兒島縣立醫學校規則に據ると、同校は醫術の速成を圖り、邦語を以て簡易なる醫學科を教授するものとし、修學年限は三ヶ年で、これを分つて三學年とし、學年は五月一日に始まり、翌年四月三十日に終る(一學期を二期に分ち、五月より十月迄夏半學期、十一月より翌年四月迄を冬半學期とす)。なほ授業料は他管人に限り、一ヶ月五十錢とする。入學生徒は滿十八年以上の者と定められてゐた。教則は三學期に於て教授すべき學科は、物理學、化學(有機、無機)、解剖學(附組)、生理學、藥物學(附處方)、內科、通論(附附診)、外科、通論(附附帶)、內科各論、外科各論、眼科、科學產

醫學校規則

學科

醫學校の閉止

科學、內科、臨床講義、外科、臨床講義、眼科、臨床講義であつた。かくて、醫學校は再設以後十八年迄に十五名の卒業者を出したが、當時漸く別に東京等に遊學する者多く、又其經費に比して成績上らなかつたので、縣會に於ては、漸を逐つて之を廢することとし、二十一年三月に至り、遂に全廢した。

### 第六節 私立學校其他

次に私立學校、幼稚園、書籍館等に關しては、明治十四年五月二十日、前年十二月の改正教育令に基いて、町村立私立學校、幼稚園、書籍館等設置廢止規則を定めたのが、組織的な監督法規の最初である。之と共に、翌日既設のものは、右規則により必要の事項を具申すべきことを達し、また十五年八月、町村立私立學校の設置を伺出づるには、先の町村立私立學校、幼稚園、書籍館等設置廢止規則の諸記載事項の外に、教授法の要略、入學生徒の年齢、入學生徒の學力の三項を定め、翌年八月更に經費、定額、學校長、教員、設立者の履歷の三項を追加してゐる。今縣下に設立の私立諸學校を見ると、十四年に小學校二、中學校一、各種學校九を數へ、この内各種學校の二十二年迄に判明するものは、共立學舎(十一年)、三

町村立私立學校に對する監督  
町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則

縣下の私立學校



州義塾十五年設立、鏗瓊塾十七年設立、博約義塾十八年設立、英和學校二十一年設立、講數義塾二十一年設立、安嶺女學校二十二年設立、錦綱不詳、田代數學所同上である。

第七節 學舎の教育

本縣教育の特色  
 舊藩以來の歴史的社會的教  
 育  
 廢藩後の類勢  
 學舎教育興る

本縣の教育を歴史的に回顧すれば、彼の郷中制度に於ける獨特の青年教育に於て、其特色を見なければならぬ。舊藩時代に於ける藩士教育の實質は、之によつて維持せられ、尙武の教育、感情の教育、意志の教育として、數百年來赴々として鹿兒島士風の養成に力を致したのである。而して、この教育に於ては、歴代島津氏の偉業を始め、島津日新の教訓、島津義弘の關ヶ原、木崎原等の武勇、その育士の遺風を慕ひ、或は新納忠元等の家臣の忠蹟に倣ふ等の歴史的社會的教育を重んずる自然の風教を形成したのである。然るに維新廢藩以來、この制は一時自ら廢頽し、少年の訓練は放任せられ、社會の制裁は力を失ひ、古來の美風漸く地を拂はんとするに至つた。是に於て、有志の輩大に之を慨き、廢寺等を借受けて集會所となし、相集つて講學、練武の業を起し、郷中の行事を復するに至り、郷中の制度は姑く形を變へて學舎の教育となつて復興した。

西郷の青年教育

幕末維新の鴻業と本縣教育界への影響

明治以後の劃一的教育と學舎の教風

郷中制度の傳統に立つ  
 健兒社の教育  
 繼承

中比西郷隆盛の歸臥するや、私學校の制は概ね舊藩の二才教育の風を襲うて、縣下青少年の薰育を事としたので、之より鬱然として青少年指導の途が開かれたのである。然も十年兵亂に際會して、之等有爲の青少年の多くを失ふこととなつたが、猶ほ學舎の風はその跡を絶たず、明治時代に於ける劃一的な洋風教育の外に立つて、その傳統的士風の養成に盡した所少くない。加之、本縣は幕末維新の際に於て、幾多の良材偉傑を輩出し、天下に率先せるの鴻業の大なるものがあつたから、之等に對する敬慕と自覺とは爾後の青年教育に多大の影響を與ふることとなつた。

入敎上の本縣教育の傳統は、明治以後の劃一的教育制度の中に於ても、心ある指導者によつて維持活用され、就中中學教育に於て之を見るのであるが、學舎の教育にあつては、學校及び家庭に於ける教育とは別に、否、之と聯繫して、特に德育體育を尊重し、青少年の精神的修養に力を致したのである。而して、その根本に於ては、郷中制度の傳統に立つたものであるから、その制度の殘存せるものゝ多きは當然であつた。即ち社會教育的行事は、概ね維新以後明治時代に於て繼承せられ、郷中の後身たる各學舎に於て主なる行事となつたのであ



學舎の組織

る。學舎は大抵舎員を特別舎員と通常舎員となし、前者は二十五才以上にして常時出舎せず、後者は更に青年舎員(十五才以上二十才以下)と幼年舎員(七才以下)となし、毎日出舎の義務あるものとした。舎長は概ね學舎區域内の名望家を推し、副舎長の外、評議員若干名(二十五才以上の區)、幹事長並に幹事委員(二十四才以下の通常員を補佐し、幼年舎員の監督をなす)、指導者(學舎區内の小學校教員又は其他の適が有り、猶ほ顧問を仰ぐところもあつた。)、經費の如きも、舎地・舎屋の外基本金を有し、それより生ずる收入を以て支辨したが、舎費の徴收も行つた。又寄附により、臨時必要な經費を辨じた。その學習は各舎特殊の歴史と事情を有するが、朝起會を行ひ、朝の自習をなさしむるもの、學校の放課後、又は夜間の出舎自習をなさしむるもの等があつた。而して、學舎教育の特色は訓育上個性の教訓を重んじ、責善會・修養會等を開き、講話討論をなすの外、懲罰・制裁の法の如きは朋友間の忠告・善導に任じ、謹慎・停舎・除名・退舎等重輕の別があつた。特殊教育として、論議・立木・擊妙・圓寺詣その他古來の行事が特に行はれたことも前述の如くである。而して學舎は大概舊郷中の組織を繼承せるのみならず、之を基礎としたから、その所在地は主として舊郷中の歴史的地盤の上に立つてゐた。勿論中には昔日の

學習

學舎教育の特異點

學舎は郷中の地盤に立つ

明治時代の諸學舎

状態に拘泥せず或は若干方限を併せて一學舎とせるもの、又は方限に關係なくして起れるものもある。而して、それも明治十二三年に創立せるもの多く、今明治三十六年頃現存せる學舎を擧げてをくと、次の如くである。

- 共立學舎 上方限 (明治九年二月創立)
- 弘道學舎 上方限
- 鶴山學舎 冷水、城ヶ谷方限 (明治十四年四月創立)
- 研明學舎 下荒田方限 (明治十一年創立)
- 共研學舎 高麗町、上之園、上荒田方限
- 二松學舎 上加治屋町方限 (明治十四年成立)
- 高見馬場復習所 高見馬場方限 (明治十一年十一月創立、初め柳亭書院と稱し、後十七年改名、四十三年高見學舎と改む)
- 會文學舎 平ノ馬場方限 (明治十三年稱す)
- 共同塾 西田方限
- 常盤學舎 常盤方限
- 新屋敷復習所 新屋敷方限
- 協學舎 草辨方限
- 共學舎 中村郡元方限

新設の學舎

この以外、後に至つて新設せられたもの、又改舎せるものに、



第一編 縣政の整備

集成學舎 (加治屋町)

高見馬場郷中、上加治屋町郷中

四方學舎 (樋ノ口町)

馬乘馬場郷中、樋ノ口郷中、新屋敷郷中、鹽屋郷中

鶴尾學舎 (草牟田町)

草牟田郷中

(明治四十三年新屋敷復習所を改稱す)

自彊學舎 (藥師町)

西田郷中、常盤郷中 (明治四十三年常盤、共同兩學舎併合)

興國學舎 (長田町)

紙屋谷郷中、上ノ原郷中、城ヶ谷郷中、岩崎郷中、冷水郷中、屯田郷中

があり、猶ほ舊郷中の背景のないものに、共和學舎(常盤町)・弘友學舎(柳町)・錦城學舎(易居)・協志學舎(西武田村武)があつた。

之等の學舎は主として各、其方限を根據として、舊來の慣習により獨自の方針を採つて、子弟の薰育に當つたが、明治三十四年一月第一回聯合親睦會が開かれてより、互に扶掖提携して聯合會を組織することゝなつた。その後三十八年、更に學舎聯合會の名稱が定められ、明治四十二年聯合學舎通規が制定せられて、各學舎は共通の目標の下に相提携することゝなつた。

學舎の聯合

第五章 産業

第一節 士族授産事業

殖産興業の風潮と士族授産の問題

丁丑の役と諸産業の壊滅

士族就産は新縣廳の課題

士族授産事業の一般的考察

丁丑の役熄んでより、政府は内治主義を採り、従つて殖産興業は國內政策の中心問題となつた。之と共に、各府縣に於ても諸産業の興隆に力を注ぐこととなつたが、こゝに離祿士族の救急策たる士族授産の問題は、社會政策的見地より最も重要な課題であつた。既に本縣に於ては、明治十年以前幾多の企業が振起せんとしてゐたが、夫等は十年を境として、總て一頓挫した形となつた。實に明治十年の兵亂が本縣産業界を萎微壊滅に導いたことはもとより、特に一般士族の生活を脅した點に於て、或る意味では維新の變革以上であつた。戦後本縣産業の復興と士族就産事業の育成とは、爰に岩村縣令を主班とする新縣廳に課せられた當面の課題となつたのである。

いま政府に於ける勸業資金乃至士族授産金の交付状況を見るに、その最も普通とされる明治十一年の「起業基金」によるものに先立ち、既に民部省以來の



大山縣令設置の授産場と水車織物場

大久保内務卿と授産事業

起業基金に依る授産事業

内務省配賦額

加治木鹽田修築事業

勸業資金貸渡の方法變更

交付金があり、その外にも舊藩又は其後繼者たる道府縣によつて行はれたものもある。本縣に於いて、大山縣令が明治七年舊藩御厩跡に設けた授産場翌年伊敷村玉江橋畔に設置した水車織物場の如きは之に屬する。この内、本縣にも關係のあるのは、内務省の設立に伴ひ、大久保内務卿が特設せる貸付局の事業たる内務省交付金であつて、本縣の産馬會社織物授産場の如きは、この交付金によつて設立されてゐる。明治十一年起された内國起業公債募集による所謂起業基金は、基本金一千万圓より成るもので、政府は同年九月、各省使配賦額を決定した。内務省配賦額は總額四百二十萬圓で、彼の新潟築港費以下に配賦されたが、勸業經費三百萬圓は直接の勸業授産費に充てられてをり、本縣加治木鹽田修築貸下費五萬三千九百十八圓二十六錢一厘も此勸業授産の事業として起業されたものであつた。一般勸業經費は、一部の外道府縣の授産事業、又は士族自らの就産の爲めに使用されたもので、總て道府縣の請求に應じて政府が之を交付し、地方廳は更に之を貸與の形式を以て、士族の勸業事業に交附したのである。この方法は、しかし十二年末に至つて、内務省の定めたる勸業資金貸渡方内規によつて、その實施された十三年より稍改められ、勸業

資金貸渡(士族授産と一般殖産の二種に區別される)の抵當、利子、据置、返納期限が詳細にせられた。

勸業委託金  
勸業資本金  
農商務省の設置と勸業助成方針の改變

勸業資本金の終結

士族勸業資本金處分内則

この起業基金よりの士族授産資金は、その後尙不足を告げたので、十四年八月、二十八萬六千四百七十八圓五十九錢八厘補充され、十五年度以後勸業委託金として實際上二十萬六千四百七十八圓五十九錢八厘支出し、同じく前記起業基金の補充として、十五年度より二十二年度まで八ヶ年間、一般會計より年五十萬圓を支出して勸業資本金とし、前同様需要の各廳に對して支出を行つたが、前後二百九十一萬餘圓の支出となつた。而して、十六年三月農商務省達勸業資本金貸下事業監督通規により、監督が一層嚴重となり、又勸業助成金交付の運用上の一轉機は、十四年の農商務省の設置による、その主管關係の内務省からの移轉に伴つて起つたが、それは同時に官業の廢止、整理となつて現れ、著しく自主民營的色彩を加へることゝなつた。

扱て前述の如く勸業資本金の交附に當つて、その終結期を明治二十二年度と定め、事實二十三年三月を以て終了した。その最終處分に就て、政府は二十二年七月、士族勸業資本金處分内則を發して、地方長官に貸下金の處分方を令達した。それによると、原則として四十年以上九十年以下の年賦一割利引計



起業基金以後は九割五分棄捐す

本縣士族授産事業の一般的觀察

主なる事業名

縣直營事業

貸下方法と抵當

算法により、事業失敗して返納の餘力なき者に對しては、これを全く棄捐することとし、凡て士族勸業の爲めに經營せし府縣廳直營事業は士族の自營に移し、其資本金は事業繼續者の拜借金と爲し、同様年賦一割利引返納とした。

本縣に於ける士族授産事業に就ては、各府縣中其の交付金額に於て、又事業の數に於て最大のもので、他に比較すべきものを見ないが、主なるものは約二十件に達し、開墾、鹽田修築、牧牛、牧馬、牧羊、蠶製紙、甘蔗栽培及び製糖、洋式農業、製茶、機織、煙草製造、更に産馬改良貸付等に互り、その交付金額總計は前後約百萬圓の多きに上つた。今其交付許可年月の順序を以て舉げると、織物授産場、農事社、産馬會社、舊延岡藩士族授産鹿兒島授産場、桑原組、飼肥製糸場、馬毛島牧羊組、都城製茶會社、製糖社、口之永良部島牧羊社、舊佐土原藩士族授産一農社、薩摩製糖組、鹿兒島縣蠶糸講習所、授産會社、乘馬飼育會社、本縣蠶糖授産資金種畜會社、製糸協同組がその主なるものであつた。而して、この内織物授産場、鹿兒島授産場、蠶糸講習所、蠶糖授産資金の四は縣廳直營の事業であつた。

右諸事業は概ね初め五ヶ年間無利子据置、以後十ヶ年賦三分利付返納の定を以て貸下げられ、最終完納年期は明治二十年より四十一年までに至つてゐる。

抵當實價の切下

た。而して之が抵當は各種公債證書とし、他は事業着手より成る建物、器械、畜植物等を以て充當した。明治十七年五月農商務省は同省貸下金に對し差出せる抵當公債價格につき、當分の内次の割合を以て取扱ふべき旨内達した。

| (種 類)    | (利 分) | (證書面金額) | (抵當實價)   |
|----------|-------|---------|----------|
| 金祿公債證書   | 一割利付  | 百 圓     | 金 百 圓    |
| 同        | 七分行付  | 百 圓     | 金 八十二圓   |
| 同        | 六分行付  | 百 圓     | 金 七十四圓   |
| 同        | 五分利付  | 百 圓     | 金 六十六圓   |
| 秩祿公債證書   |       | 百 圓     | 金 百 圓    |
| 新公債證書    |       | 百 圓     | 金 六十三圓   |
| 舊公債證書    |       | 百 圓     | 金 十三圓五十錢 |
| 起業公債證書   |       | 百 圓     | 金 七十七圓   |
| 金札引換公債證書 |       | 百 圓     | 金 百 圓    |
| 配當祿公債證書  |       | 百 圓     | 金 九十圓    |

返納處分

而して明治二十二年授産資本金返納處分に際し、本縣に於て之に該當したものは下記の七社で、十二月二十日縣の上申通り許可せられた。



本縣授産資金利引返納調書

(明治二十二年十一月調)

| 社名       | 拜借人               | 許可年月  | 貸下金額                    | 返納高                     | 利子方法        |
|----------|-------------------|-------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 桑原組      | 桂禮一<br>外九名        | 明治三七年 | 一五,〇〇〇 <small>円</small> | 一,六六〇 <small>円</small>  | 九十ヶ年賦一割利引即納 |
| 製糖社      | 木村休太郎<br>外五十七名    | 同 一六四 | 三〇,〇〇〇                  | 三,三三〇 <small>円</small>  | 同右          |
| 口之永良部牧羊社 | 伊集院兼盛<br>外四十三名    | 同 一六六 | 八,〇〇〇 <small>円</small>  | 一,五六〇 <small>円</small>  | 同右          |
| 一農社      | 澁谷宗之丞<br>外七十八名    | 同 一七六 | 三〇,〇〇〇                  | 二,三二〇 <small>円</small>  | 同右          |
| 薩摩製糖組    | 柏田六右衛門<br>外百二十三名  | 同 一七九 | 一〇,〇〇〇                  | 一,二〇〇 <small>円</small>  | 同右          |
| 乘馬飼育會社   | 伊勢健彦<br>外五十八名     | 同 一八七 | —                       | 七七〇 <small>円</small>    | 同右          |
| 授産會社     | 福山健偉<br>外三千八百五十三名 | 同 一八七 | 三〇〇,〇〇〇                 | 一三,三三〇 <small>円</small> | 同右          |

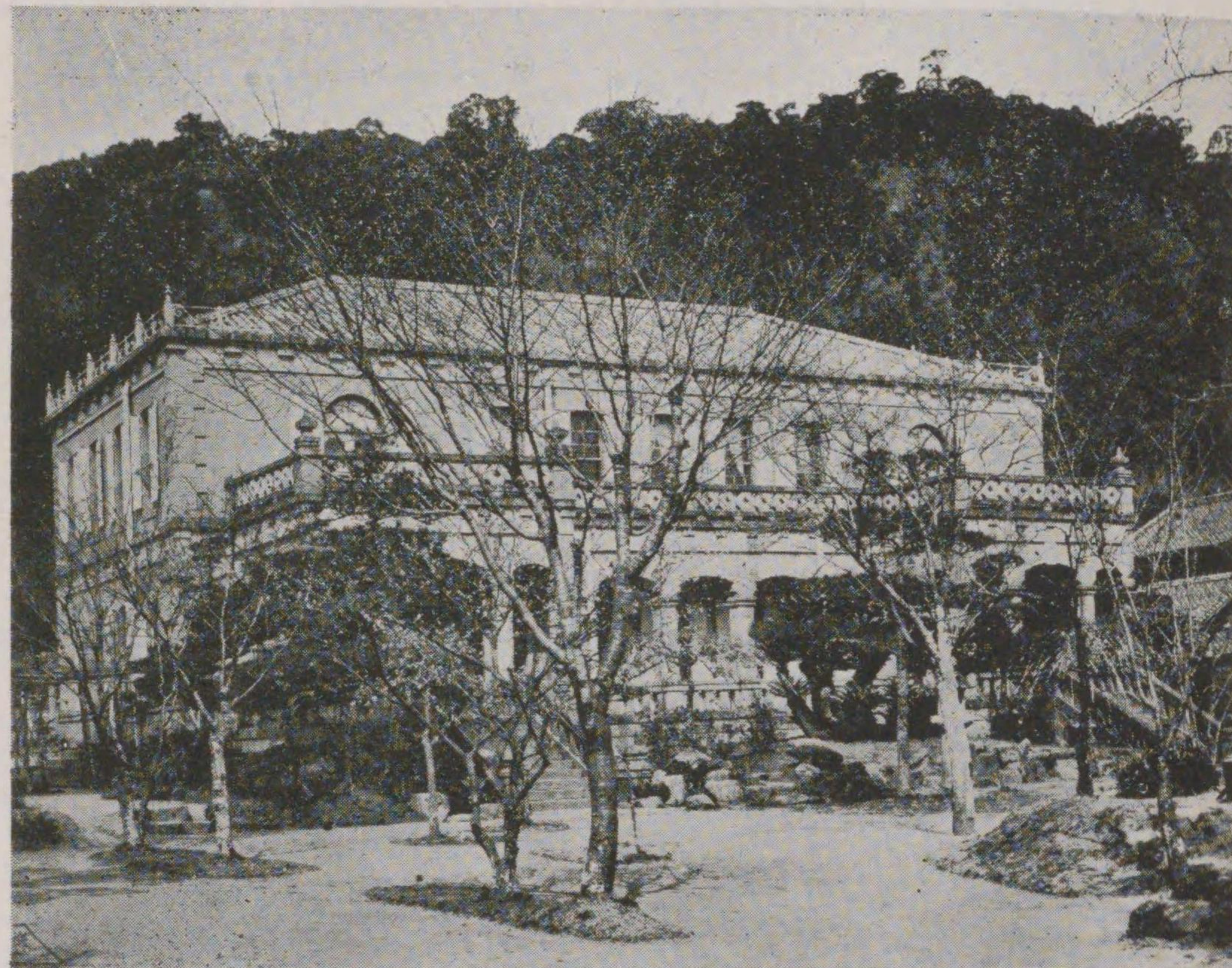
よつて、縣は其納期を翌二十三年二月十日限と定め、各社に指令したが、薩摩製糖組鹿兒島授産會社は期日通り、乘馬飼育會社は三月末の延納期限に完納し、他は結局社有財産整理の處分を受けるの外なかつたのである。

加治木帖佐鹽田修築事業

元來この事業は明治三年に起工し、帖佐鹽田は同十年迄に殆んど竣工し、加治木鹽田も其半ばを落成してをり、既に投せし工費は凡そ十一萬六千圓餘に

各授産資金の  
終末

加治木帖佐鹽  
田修築事業  
明治十年迄の  
舊工事

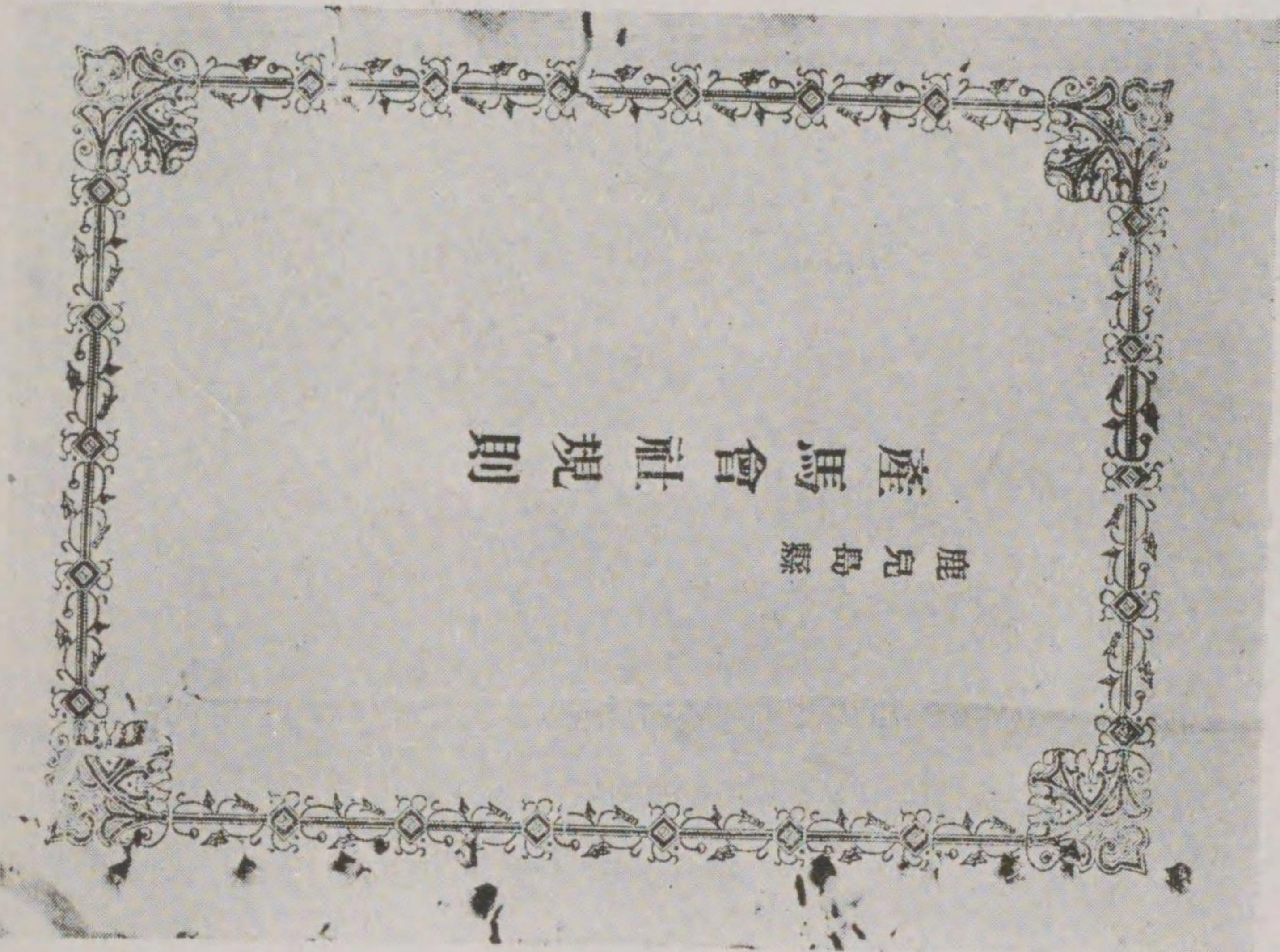


(館勵獎工商現) 館 業 興

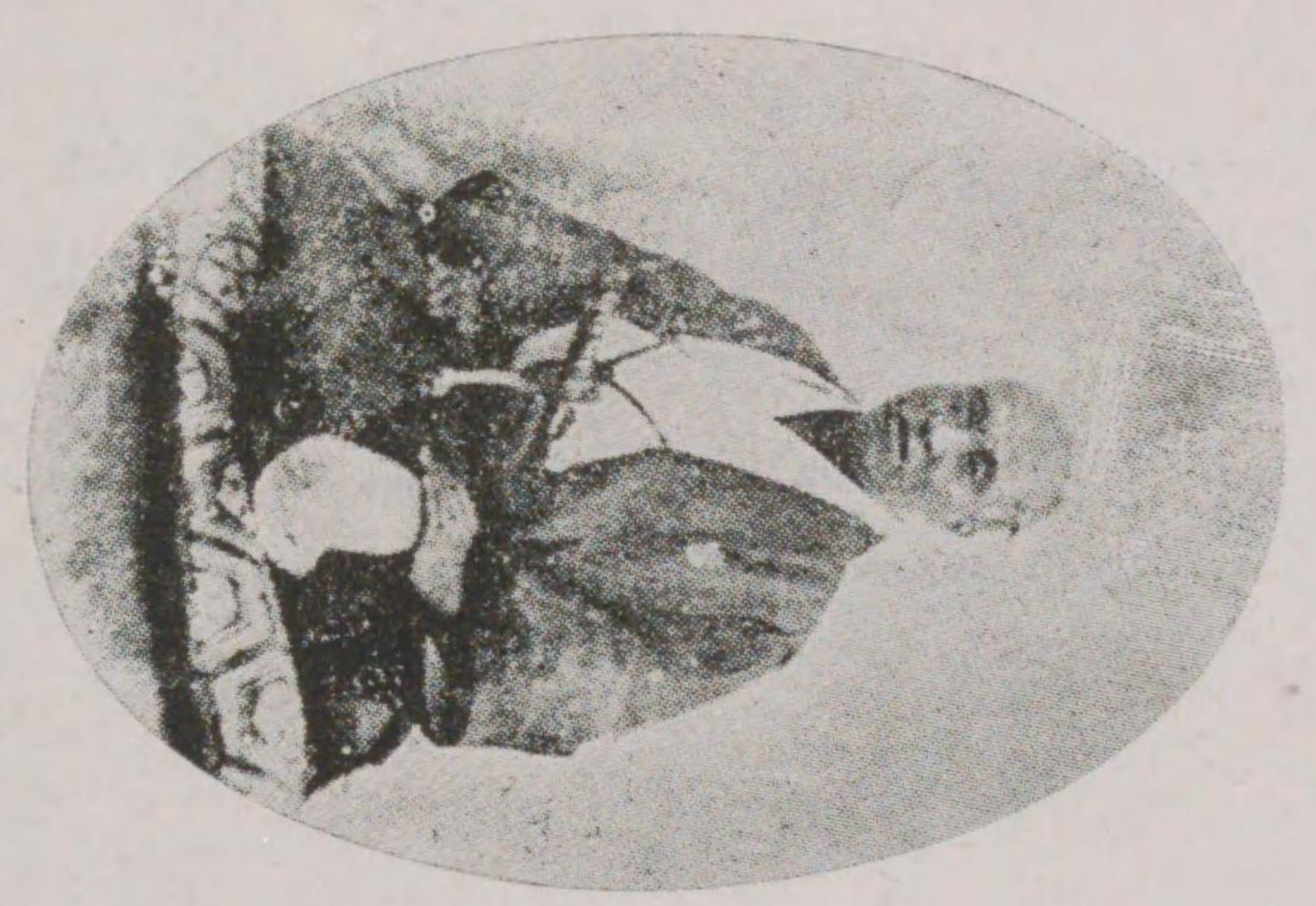
本派本願寺大法主谷光尊の寄附金により明治十六年九月に創設。山城の麓に在り。二十二年市制實施當時は蘇鐵の景前尙り。あとこしりた所役市鳥兒鹿時一精りよ花樹其が郎一成野池士博學理秋年八十二治明  
蟲發を見。植學物上に貢獻せし由緒有す



明治十一年發布、十一條八十節、  
別に事務章程三十五條あり



産馬會社規則書



知 識 衆 雄

岩村縣令工事  
の再起を圖る

帖佐鹽田修築  
の進捗

十一年十二月  
經費豫算書

上つてゐた。而して岩村縣令赴任後も、帖佐・加治木兩郷士族に命じてあつた鹽田開拓掛は、表面上十一年一月迄繼續してゐた。十年十二月、工事再起のこゝとが始めて具體的に取上げられ、大久保内務卿に對して、この修築費金九萬六千八百二十圓七十九錢四厘の下渡を伺出で、且つ先に交附の本縣臨時費の内仕拂殘を以て之に支出すること、並に落成の上は、十ヶ年餘下年季引を以て縣民に入札拂をなすの議を稟議した。翌十一年四月、帖佐郷の分目論見金四千八百二十八圓九錢四厘の一時繰替貸渡の認可を得たので、土木課九等屬村田吉景を主任として、直に帖佐鹽田の修築に再着手し、早くも同年九月に至つて一部竣工せるものと見え、同郷松原浦住民に對して借地を許し、また製鹽を試みしめてゐる。尙十二月迄には、他の八九分の工事を進捗した。且つ舊工事に較べて弊害少く、十一年十二月の經費豫算書は次の如くなつてゐる。

政府指令金高  
二四、八二八・〇九四  
帖佐鹽田修築再起業より落成までの費額  
一五、〇五八・〇〇四  
明治十一年五月十一日より同十一月三十日まで人足賃金及び諸品代  
等支出の分  
内 七、四七三・一九四  
明治十一年十二月一日以後落成まで着手すべき堤防修繕人足賃及び  
諸品代  
九、七七〇・〇九〇  
残 餘 高 五、四四四・八八四・二五五・四



帖佐鹽田拂下  
と加治木鹽田  
着手の豫算

又この帖佐鹽田落成の上拂下の豫算は、反別四十五町八反八畝二十五歩四厘の地代六萬八千八百三十二圓七十錢となる見込であつた。一方、加治木鹽田修築に關しては、其經費豫算凡そ六萬九千九百三十九圓七十錢拂下豫算反別六十四町七畝九歩三厘の代價九萬六千九百九圓六十五錢として、右帖佐鹽田修築費の殘額と同鹽田拂下代價との合計、金七萬八千六百二圓餘を以て漸次加治木鹽田再起業へ振向けることとし、この工事を十二年中に必ず奏功すべく、その地所賣却金の内を以て政府繰替金を還納するものとした。

工事の遷延

帖佐松原浦鹽田の拂下

然るに帖佐鹽田は土功遷延して、十二年二三月豫定の拂下行はれず、従つて加治木鹽田修築が再着手されたのは四月となり、當初の計劃一年半成功の工程も順延の己むなきこととなつた。斯くて、先の松原浦住民に對する借地を廢し、十三年一月同浦鹽田四十五町歩の入札を行つて、結局反當り百二十圓二ヶ年賦上納の條件にて加治木郷稻恒(鹿之助)上床(浩藏)林(太右衛門)組へ拂下と決した。帖佐鹽田松原浦の工事は十三年二月全く竣工し、所要日時二十ヶ月、工費一萬七千六百四十二圓十五錢七厘、開拓鹽田四十五町三反四畝二十四歩を得た。又加治木鹽田は十二年八月請負を以て逐次進捗しつゝあつた。而るに、帖佐

帖佐鹽田の竣工

再度政府へ繰替  
金下付を請ふ

鹽田拂下が遷延せる爲め、既に實施せる加治木鹽田修築の工費補填の必要を生じ、折から十三年一月、地方長官會議に、出京中の渡邊大書記官をして、此加治木鹽田の請負工事費と築造未着手分經費繰替下付を上申せしめた。

加治木郷鹽田築造費政府繰替金仕譯書 (明治十三年二月)

六一、四七七・七七三

加治木鹽田築造費目論見高

三五、九〇四・六〇八

再着手以來明治十三年二月に至る加治木鹽田築造費

内 七、五五九・五一一

帖佐郷鹽田築造費殘流用の分

二八、三四五・〇九六

明治十三年二月上申の政府繰替下附額

二五、五七三・一六五

築造未着手に屬する金額にして、爾後入札を以て請負せしめたる時、政府より繰替下付さるべき分

五三、九一八・二六一

政府繰替下付金の總額

〔備考〕 加治木鹽田築造目論見金高に就ては、明治十一年十二月上申に於ては金六萬九千九百三十九圓餘であつたが、實際着手に臨み、かく減少したのである。

政府の認下條  
件變更

之に對し、政府は拂下認可に關する條件中、堤防の修繕は永世官費を民費負擔と改めしめたので、三月、縣廳に於ては、入札人に對し、之を承諾せしむると共に代價は八十圓に減額し、この旨松方内務卿、佐野大藏卿に伺出でたのである。

帖佐鹽田拂下  
代價仕譯書

帖佐郷鹽田拂下代價仕譯書 (明治十三年三月)

三六、〇〇〇・〇〇〇

築造反別凡そ四五町歩拂下代總額 (一反歩に付金八〇圓)



第一編 縣政の整備

加治木郷鹽田  
拂下代價見積  
書

内 三、六〇〇〇〇〇

許可即時上納金

三二、四〇〇〇〇〇

明治十四年末上納金

加治木郷鹽田拂下代價見積書 (同上)

四八、〇〇〇〇〇〇

築造反別凡そ八〇町步拂下代 (一反歩に付金六〇圓)

一七、九一八二六一

政府繰替金還納不足金へ引去る (但し帖佐郷鹽田拂下代を以て政府繰替金に對し不足金を加治木郷鹽田拂下代價の内より償還すべき分)

三〇、〇八一七三九

以上 殘 額 (別途上納すべき分)

加治木郷鹽田築造費政府繰替金上納仕譯書 (同上)

六一、四七七七七三

加治木郷鹽田築造目論見金高

五三、九一八二六一

政府より繰替金

七、五五九五一二

帖佐郷鹽田築造費より流用の分

三六、〇〇〇〇〇〇

帖佐郷鹽田拂下代より上納の分

一七、九一八二六一

加治木郷鹽田拂下代の内より上納の分

政府交附額の  
合計

四月政府は上申通り之を認可し、差當り二萬八千三百四十五圓九錢六厘の貸下げを許可し、十四年中帖佐郷鹽田拂下代皆納次第之を還附すべきものとした。この後十五年に至り、加治木郷向江濱に繼續築造した鹽田の築造費二萬五千五百七十三圓十六錢五厘の繰替貸與を許可したので、政府交附額は前

加治木鹽田工  
事の繼續

後合計五萬三千九百十八圓二十六錢一厘となつたのである。

加治木鹽田拂  
下の

田邊格之丞等  
の拂下出願

斯くて、十三年四月頃加治木鹽田繼續工事に着手したが、之と共に、關係町村戸長の意見に徴し、同地方の人情が耕地を有利とするに鑑み、右開拓地鹽田の一部を水田とすることとしたのである。即ち同郷築造地は總反別凡そ八十町步の概算であつたが、工事竣工の實測上では、堤塘及び畔溝敷地等を除き鹽田、水田合して反別六十一町九反六畝十一歩となつた。而して此築造地概算八十町步(六〇圓)は總額四萬八千圓、二ヶ年賦にて帖佐鹽田拂下人と同じ反土村士族稻恒鹿之助外一名に對して拂下許可された。然るに、此拂下人に於て結局資本に窮してゐることが知れるに至つたので、十四年九月右拂下を取消し、十五年改めてこの兩所を公賣處分に附ることとなつたが、やがて鹿兒島沙見町田邊格之丞外二名より兩郷築造地總反別百七町四反七畝二十八歩を代價金五萬三百圓を以て、十五年より二十二年まで年割上納の條件を以て拂下を出願した。仍て六月縣では、この拂下代金を以て年々政府繰替金に對し返納皆濟することを稟議し、翌十六年七月内務卿の允可を得たのである。田邊格之丞等は爾來開墾に着手したが、干満の差激しく、時を経るにつれて堤防崩



鹿兒島授産會社の再着手

壊し、遂に其修理に堪へずして兩三年の後該地を返還したのである。十七年十一月南内務權少書記官來縣の折該地を實檢し、修理其法を得れば成功の見込あるを説いたので、後に福山健偉等士族授産會社が再び事業に着手した。

鹿兒島授産場

鹿兒島授産場

授産場設立の理由

舊藩時代隱居及び戸主の内重役勤務のものにして老年者功勞者へは終身養料三石六斗より十三石迄を給し、且つ英艦侵入の時臺場を死守した者には所謂臺場兵士賞典として、及び長藩犯闕の時九門警衛勤務の者等には現米四石宛を兵器方卒二三男並びに該番所詰の者、廢寺に依る貧困僧侶へは一石八斗より三石六斗迄を給與した。之等は祿制の公布後も、十年まで別途を以て支給し來り、家祿と同視されて居たので、丁丑の役後成規を履行するに當り、殆んど活路を失ふに至つた。是に於て、岩村縣令は之が救濟の爲め、十二年一月内務・大藏兩卿に對して、米一萬六千石(平均一人四分)、其換算金九萬六千圓三ヶ年間交付のことを稟議する所あつたが、聞届けられなかつた。然し、その儘に差置き難かつたから、更に同年十月、勸業資本として、金二十五萬圓貸下を稟議し、十二月に至り、金十萬圓貸下(十二年七月より十五年六月までは無利子、六年七月より満期迄一年三分の利)

授産金十萬圓の貸下

鹿兒島授産場の設立と當初の事業

子毎年五月の允可を得た。その内六萬五千圓は、即ち授産事業の資金に充て、別に三萬五千圓を以て公債證書を購求し、其利子を重加して返納の方途を立て、翌十三年四月を以て、山下町舊米藏跡に設けたのが鹿兒島授産場である。事業着手の當初、その一切の事務は鹿兒島郡長に委任し、従つて到底新規企劃の暇なく、至困者を本場に招集して、舊慣の各業に従事せしむるに過ぎなかつた。併し開設初年度に於ける成績を見るに、製作品目は筆紙傘、燐寸、櫛、竹細工、素緞糸、挽織物、足袋の十種で、之に依つて就業し得たもの七百五十七名であつた。翌十四年、初年度の暫定的方針を捨て、織物裁縫、製紙、製藥の四種目とし、且つ製絲場を設けて更に授産の一途を開いた。而して同年就業者は男女併せて三百一十一名(男三十二名、女二百七十九名)であつた。

十七年の改組

其後十五年不況に際して、漸く收支相償はざるに至り、且つ郡役所は事務多端にして、到底十分の結果を見るべくもなかつたので、爰に十七年六月限り事業を還納せしめて縣廳直轄となし、鹿兒島縣授産場と改稱して、事業の充實を企圖した。之と共に、上記公債證書券面三萬五千圓の内二萬五千圓を割いて、養蠶製糸の模範事業場の開設を圖るものとし、事業繼續の爲め、返納延期を

資金の分割と返納延期



稟議した。七月允可(十七年七月より向三ヶ年間無)を得、本場の事業上生ずる所の利益及び公債證書利子等は逐次資金に繰込み、以て事業の擴張をなすの目途が立つに至つた。

而して、先づ家居多く、細事に適する女子に産を授けて、家計を裨補せしむる所あらんとして、紙巻煙草の一部を設け、又飛白織の一部を設けた。なほ紙巻煙草を六科に分ち、飛白織部を四科に分ち、各分業とし、相當の給料を與へて糊口を救ひ、又貯蓄法を設けて熟業の後獨立の資金に充てしむることゝした。かくて取敢へず經費九千六百五十八圓の豫算を以て、十七年九月より十八年

六月までの試業期限を開始した。當時事業上、製藍法に於ては、未だ不充分であつたが、十九年四月農商務省工務局勤務山岡次郎を染色調査として出張を請ひ、飛白製造及び山藍製法につき教示を受けることゝなり、一層改良に向つた。二十一年に至つて、更に一科業を起すの餘裕を得たが、今や事業擴張に際し、資金尙不充分であつたので、同年三月蠶絲講習所資金二萬五千圓を授産場資金に戻し、元の如く十萬圓を以て、同場を運用することゝなつた。今十七年九月以後五年間の同場事業成績を掲げると、次の如くである。

煙草と飛白織

製藍法の改良

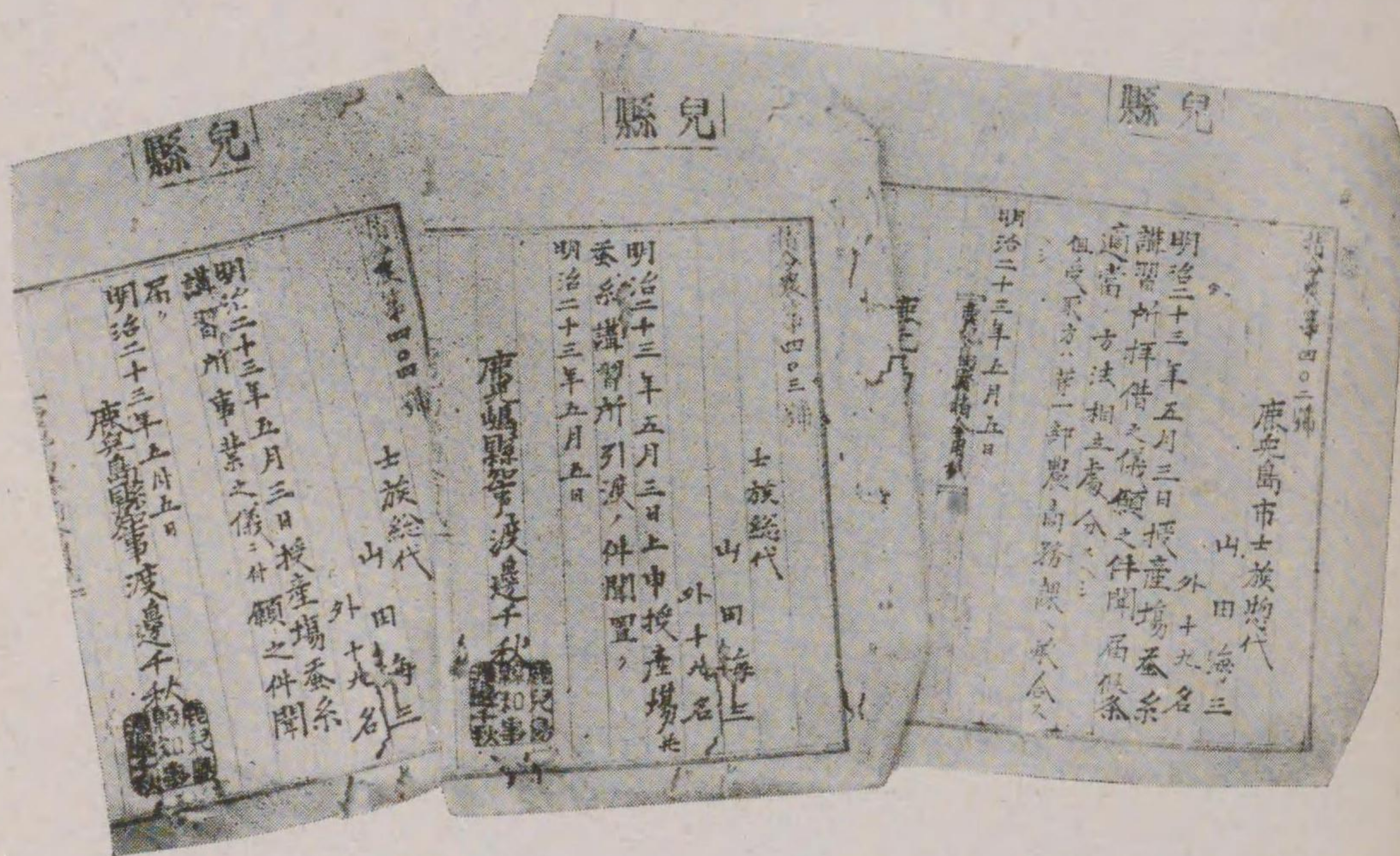
資金を元に復す  
十七年九月乃至二十一年の  
事業成績

鹿兒島縣授産場



明治十三年四月創設  
鹿兒島市下荒田町

渡邊知事指令書



明治二十三年五月鹿兒島縣授産場  
三向。りな令指の際の管移に營民てしと  
す稱改と社産授縣島兒鹿りよ月十年五十

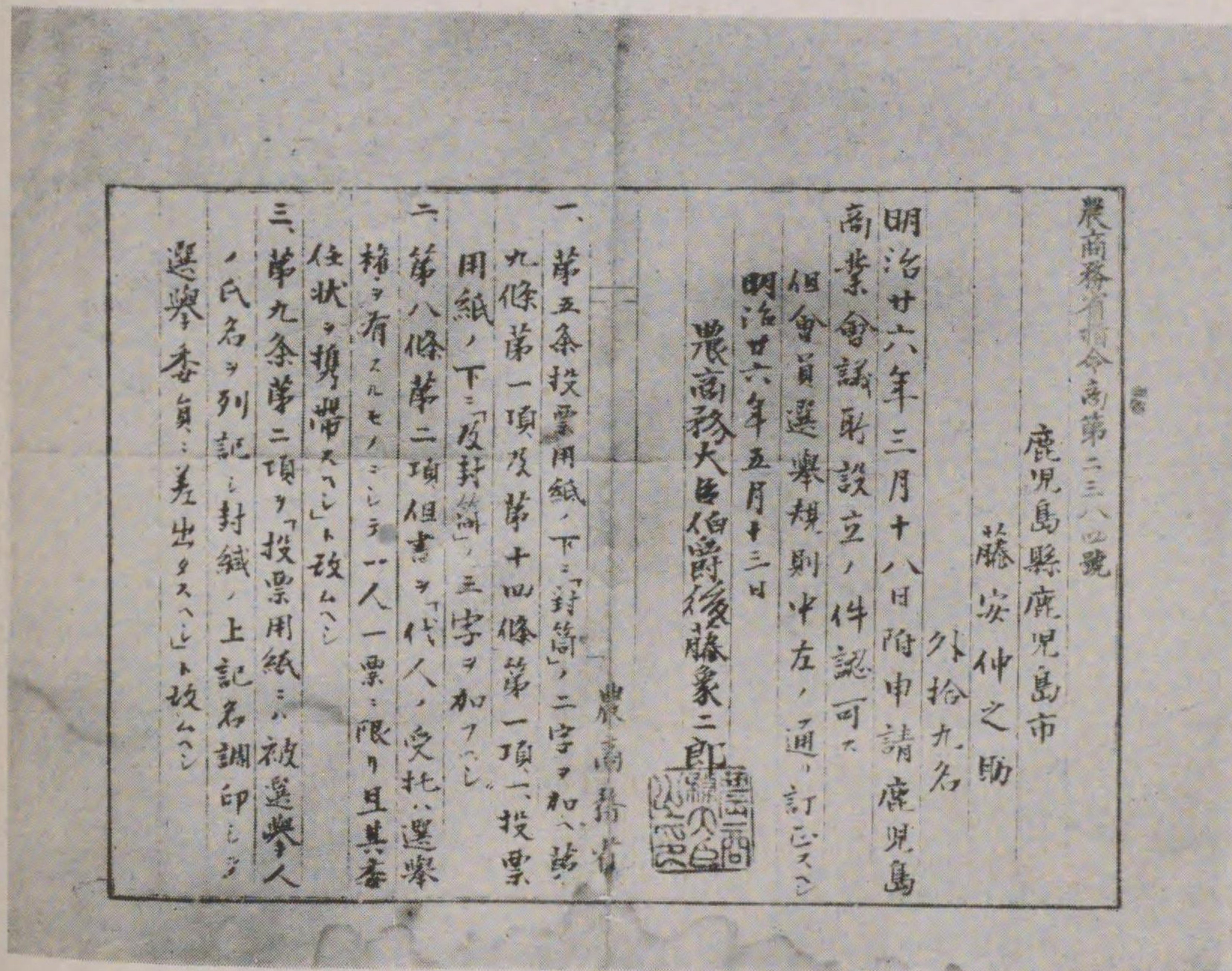


鹿兒島商業會議所（前）



明治十五年商法會議所として設立、鹿兒島築町所在の藩政時代の下會所を事務所とせしが、三十一年二月増築し、のち大正二年現在の建物を落成せり

後藤農商務大臣認可指令書



明治十五年商法會議所、二十二年商工會議所たりしを、二十六年商業會議所條例により改設の認可を與へしもの

| 製造高      | 製造高      | 製造高    |
|----------|----------|--------|
| 飛白織 賣却高  | 紙卷 賣却高   | 受業者貯金高 |
| 製造高      | 製造高      | 製造高    |
| 受業者      | 受業者      | 受業者    |
| 同十七年九月迄  | 同十八年十二月迄 | 同十九年分  |
| 同十八年十二月迄 | 同十九年分    | 同二十年分  |
| 同十九年分    | 同二十年分    | 同二十一年分 |
| 同二十年分    | 同二十一年分   |        |
| 同二十一年分   |          |        |

授産場蠶糸講習所の民管移

縣下士族全部を以てする會社

前述の如く、二十三年に至り、政府は貸下金による官營事業を擧げて民業に移すの方針を採つたので、本縣に於ても授産場並に蠶絲講習所の事業を民間に渡すこととし、同年五月士族總代十九名を縣廳に招集して協議の結果、授産場並に蠶絲講習所の事業は、縣下士族（大島郡を除く）戸主全部を以てする會社組織として、右事業を踏襲することとし、從來の授産金は士族戸主一同より改めて借用し、辨濟の法は利引一時上納に據ることとし、決し、參集總代がそのまゝ請願委員となり、直に其手續を了した。この請願は六月三日附を以て許可せられたので、渡邊知事は縣授産場拜借資本金より生じた剩餘金一萬三千七百五十三圓八十八錢六厘、及び蠶絲講習所拜借資本金より生じた剩餘金八十四圓五錢



鹿兒島縣共同  
授産會社の設  
立

織物授産場

二厘、合計一萬三千八百三十七圓九十三錢八厘を交付した。一方、士族總代は更に二十七名を選出して、合せて四十六名を以て縣下士族總代とし、同年八月縣の援助の下に創立總會を開き、一會社を組織して名稱を鹿兒島縣共同授産會社と決し、役員を選擧、縣よりの資金引繼等一切の手續を完了した。その役員には、社長山崎良純、副社長有村連、同赤塚源五郎の重役の外、士族總代(千戸)として鹿兒島市山出海三外四十二名が始めて選出された。又この時引繼いだ資本金は、總額十三萬千五百九圓より、九十ヶ年賦利引一時上納金に相當する一萬千九百九圓を差引いた十二萬四百圓であつた。斯くして、創設以來殆んど滿十年間に亘つた縣授産場は、一應その使命を達成し、新に民營會社として更新したが、其事業は繼續し、織物・煙草・蠶絲三業の發達に邁進したのである。

織物授産場

舊鹿兒島藩の織物製造所は廢藩置縣後猶ほ繼續せられたが、丁丑の擾亂に際して建物・器械悉く兵燹に罹つて廢絶した。十一年の春に至つて、縣勸業課主管として從來の事業を繼ぎ、一般常用の衣帶を初歩とし、漸次絹綿の移入を防ぐ爲め、遊手の士族婦女子をして就産せしむることとし、同年四月中、資金貸

授産資金一萬  
圓の貸與

組織方法

織物授産場の  
廢止

與のことを内務卿へ具狀した。十月に至り、金一萬圓貸下(同年七月より向五ヶ年賦、毎年五月限り返納の定)の指令を受け、十二年五月を以て縣營織物事業を易居町に開始した。その敷地は舊出米藏跡の官有地五百八十坪餘を占め、貸下金中建築費に四千六百圓餘を支出し、殘金五千三百圓餘を以て事業の資本に充てたのである。その組織は京都西陣流であつて、多田武二を教師として開設し、次いで卒業生の中より教師を拔擢して十六年には五名を數へた。生徒定員は百三十名(絲紡四十名、織機九十名)で、同年迄に卒業者百五名を出した。なほ生徒卒業の時、賞與として織機壹組並に附屬品を下與して之を獎勵し、絹綿織製品(平均一ヶ月二百反)は場内に賣下場を設け、未だ他に移出するに至つてゐなかつたが、資金はこの織立物の賣却を以て運轉した。然るに漸く其事業旺盛ならんとする十四・十五年以來一般物價低落の影響によつて、その維持に苦しむこととなり、加之、十六年七月より年賦返納の時期に達したので、五月特に願つて据置期間を二十一年度迄延期し、同年七月より二十六年度迄の年賦返納のことを許された。爰に、前述の如く十七年七月より鹿兒島授産場を縣の直轄に歸したので、その飛白織は本場の事業と相類し、同



様の事業を二場にて營むは不便であり、兩者を合併して授産事業の擴張を計るに如かなかつたから、織物授産場の事業は十七年八月限り廢止することとし、十九年二月合併のことを届出でたのであつた。而して本場建物器械等一切精算して、殘金千八百七十六圓八錢五厘を餘すのみであつた。之は一面本場の事業が士族婦女子への授産を主とし、營利を目的としなかつたに依る當然の成行であつた。是を以て十九年三月、松方大藏大臣より爾後五十三ヶ年賦、一割利引返納のことを許され、千八百七十六圓八錢五厘を一時に還納し、殘金八千二百二十三圓九十一錢五厘は棄捐せられたのである。

蠶糸講習所

蠶絲講習所

本縣養蠶製絲事業には、明治十四年製絲場の設置あり、追々製絲傳習者を出し、稍、養蠶製絲の利益を曉知するに至つた。其後十六年九州沖繩八縣聯合共進會を本縣に開設するに當り、始めて他縣の製品を實地に對照研究する機會を得、多大の刺戟を受けたのであつた。即ち縣當局では、此機に乗じ一層改良擴張を謀らんとし、十七年五月上記の如く、士族救助授産資金中、二萬五千圓を養蠶製絲資金に分割の上申をなし、七月許可せられた。即ち十八年四月四日

蠶糸業擴張の必要加はる

蠶糸講習所の設立、組織と資金

事業期間を十ヶ年と定む

事業の進展

西郷農商務卿の允可を得て、蠶絲講習所(所長吉)を設立し、生徒は士族中特志者を入れ、他日各所に模範となるべき者を養成するものとした。其組織は男子生徒には培養養蠶女子生徒には製絲を傳習し、男女各三十名を定員とし、其他篤志者に對しても質疑に應じ、或は自己の繭を以てする製絲傳習の便を得せしむるものとした。又其維持費は前記二萬五千圓を以て之に充て、其利子を傳習費とするのである。尤もこの講習所は必ずしも永久施設とするを要せず、假に制限を十ヶ年と定め、其以上に及んでは更に適當の方法に改正すべきを期したもので、毎戸に應ずる比較的小規模なる養蠶普及の方針の下に、當初は悉く上州風の坐繰器械を採用したのである。既にして蠶絲講習所は開所し、爾來二十一年に至る間に男子生徒十九名の卒業者を出し、二十年來彼等は何れも各地の傳習所に於て教授の任に當り、又製絲卒業の女子四十九名も、二十年二ヶ所の小製絲場に於て授産をなすに至つた。又各蠶糸業組合に於ける輸出生絲の手法は何れも講習所を基準としたから、糸縷の細大より束結の裝飾等に至る迄概ね統一され、合同販賣により同一商票を付して販賣したので成績頗る上つた。而も元來講習所は専ら傳



資金の繰替

習を主とし、別段利益を顧みる違なかつたにも拘らず、幸ひ創始以來糸價の高騰に遇つて、資金に缺損を生ずることはなかつた。二十一年三月に至り、經伺の上、十九年四月縣下養蠶振興資金として別に縣廳へ貸下の許可を受けた二萬五千圓を蠶絲講習所の資金に組替へ、従前の同所資金は授産場資金に結込むこととなつた。猶ほ同年七月、同所の貸下金(即ち管内蠶糖二業振興資金)は四ヶ年分割年々下渡の筈の處、既に三ヶ年分一萬八千圓は交附濟であつたが、同年春、事業擴張の爲め二十二年度下渡豫定の七千圓を士族授産金貸下豫定金額殘餘(十七年六月七日十指令によるもの)の中より繰上げ下渡の許可を得たのである。

縣廳直轄の蠶糖授産資金

士族授産と蠶糖二業擴張の要

士族授産事業に於て養蠶製絲の相當せることは已に輿論の歸する所となつた。管内士族の數は凡そ五萬餘戸で、其十分一は舊城下に居住し、其他は各鄉村に散在するものであつたが、當時本縣民産の改善には畑作の改良が最も急務であつて、加之良耕地となすに足る原野が甚だ多かつたから、桑蔗の繁殖を圖り、大に蠶業製糖の振興を期すべき理由があつた。之には縣下一般に蠶業を勧誘し、糖業は既に慣行ある大隅北部に於て之を誘導するの方針とし、南

蠶糖資金二萬五千圓の貸下

資金運用方法の變更

農事社

知識兼雄の牧農事業

島は金久支廳に委ねて、擴張の法を講ずるものとしたのである。既に士族授産の諸事業は蠶糖二業に向けても恩貸せらるゝもの少くなかつたが、其業概ね小範圍に止つてゐたから、縣廳に於ては右の如き殖産改良の氣運に乗じ、一層斯業を助長せんことを期し、之が資金として、特に本縣授産豫定殘額中より金二萬五千圓を縣に委任を受け、其還納方法は事業上の益金を以て積立て、二十年目に完納することとし、十九年二月この旨谷農商務大臣へ稟申し、同年四月、二萬五千圓(四ヶ年分割下渡とし、二十一年度より無利)貸下の指令を受けた。然るに、十八年設置の縣蠶絲講習所の事業は、その後運用資金の増額を必要とし、且つ糖業改良方策に於ては、大島々廳所轄勸業資金として十萬圓の貸與を得、内地の糖業は特に資金の運用を認めなかつたので、二十一年春、この蠶糖授産資金は蠶絲講習所の資金に組換へたのである。

農事社

農事社々長知識兼雄七之丞は牧農論者として本縣に於ける先驅者で、其牧農論

には、彼のウイルスに負ふ所があつたといはれる。彼は既に明治元年以來牧農に志し、自作地に於て乳牛を飼育し、牛乳製法をも始めたが、同四年吉野牧に



牛乳製造場を興す

於ける牧畜蕃殖に着手し、同八月其借地を出願許可せられて乳牛等を放育した。大山權大參事も此事業を後援し、十月永吉村原良畠地三反餘を牛乳製造の爲め貸渡したので、彼は此處に牛乳製造場を造立し、恰も同年冬本縣士族拔田仲兵衛が東京築地牛馬會社に於てコンデンスミルク等の製法を傳習して歸縣したので、縣廳の勸奨によつて之を試み、又其製造費として、翌年一月生産方より二百二十一圓餘を借用し得た。先に吉野牧場借用の時、舊藩以來の牧馬は尙五十九頭餘を數へたが、五年五月縣廳より下渡の許可を得て卸農馬等とし、或は賣却したのである。翌六年出京中、大山權令の意を承け、歸縣後九月、副長として牧畜會社に參じた。同年、縣廳が吉野牧場内樹木拂下をなすや、十二月之を總て牧畜寒暑の凌ぎとして支配山に許可せられ、この間又島津家の依頼に應じて其預托馬を飼育などした。牧畜會社とは、その後八年三月關係を絶つたが、五月勸農局へ上申して、牛馬羊並に農具の貸下を許され、社中の石神彦太郎をして、勸農局試驗場にて飼養法の見學と貸下種畜の輸送をなさしめたのである。爰に於て八月、知識兼文白濱諸兵衛と謀り、農事社を起し、其社則を定め、吉野牧場は更めて官地拜借として内務省に出願し、翌月大久保内務

吉野牧の借用

勸農局貸下の牧畜と農具

農事社を起す

卿より之を許可せられた。翌九年には、更に熊本鎮臺工兵第六方面に交渉して、舊練兵場一萬四千餘坪を借用し、社用地の擴張を圖つた。この間、七年十月隈之城士族の薩摩郡高江郷舊牧に於ける牧牛事業も同社の支社となつた。

設立當時の社業

〔補説〕明治四年知識兼雄が藩廳より借用せる吉野牧場は凡そ八百町で、其内谷合等三百町を除き、一町一頭として牛馬五百頭蕃殖の計劃であつた。八年、農事社結社當時迄の飼育牧畜は牡牛五頭、牝牛六十二頭、牡馬十一頭、支那羊種牝牡二十頭であつたが、同年勸農局より西洋種牛馬羊を貸下げられたので、之等は殆んど廢棄したのである。社の事業は吉野牧の外、縣下各地に及んで畜牛馬の貸渡をなし、其出張牧畜用家屋十棟に餘り、相對借地々所も三千坪を數へてゐた。而して之等社産は總て換算して六千九百五十五圓に上り、社員の出資金二千百圓を合して九千五十五圓が設立當時の農事社の資本金となつたのである。八年勸農局貸下の牧畜は戦後農事社より岩村縣令への上申に據れば、牛十七頭、驢八頭、馬二頭、羊二十二頭、農具は計二十二品であつた。

丁丑役の打撃

授産金の貸下と農事社の再起

丁丑の役が農事社に與へた打撃は極めて大きく、社用地家作は焼失し、先に勸農局より貸與の種畜農具も牛七頭、馬一頭、驢馬二頭、羊三頭及び農具七種を殘すのみとなつた。十一年三月、知識兼雄は牧場再興を期し、十月政府より授産資金一萬圓の貸下を受け、其抵當として新に金祿公債證券面一萬五百三



吉野原に關する借地上の紛議

十圓を縣廳へ納付した。而して後述する如く、別に産馬會社を起したので、農事社は其牧馬部を棄て、専ら牧牛開墾に従事することとしたのである。然るに曩に明治九年二月私學校の吉野原開拓に際し、大山縣令は農事社借地の内字寺山三十餘町餘を差出さしめ、士族鮫島正親外四名へ開墾許可したので、始め爾後數次に互り開拓地に供出せしめたので、五月知識兼雄は之が返地を歎願したが、何ら指令なくして丁丑役に至つたのである。戦後、社業再起を圖るや、知識兼雄は岩村縣令に對して、従前の事情を陳述し、縣より政府へ處分申請をなした結果、十五年三月、知識兼雄の借地に對する大山縣令の開墾許可は取消し、差支なき地を兼雄より返還させ、この内を以て開墾人へ下渡處分をなすべきものとなした。斯くて借地地籍上の紛議も結了したので、十六年一月農商務省の許可を得て、社則に改正を加へ、甘蔗栽培部を増設し、愈、社運の盛大を期した。之より先、犢牛は年々蕃殖し、開墾地は増加し、同十六年牧牛總數百四十二頭内洋牛十六頭、和洋雜種五十一頭、種七十五頭、開墾面積八十町歩、移住者三十二戸に達してゐた。併しながら、十七年極度の物價低落に際し、經營上苦慮する所尠からず、同年よりの年賦返納期限に對しても延期を出願せざるを得なかつた。そ

甘蔗栽培部を増設、社業の推移

知識四郎

の後二十年頃、景氣の恢復につれて社業稍、擧つたが、同年秋壁虱の發生は甚大の被害を及した。又この頃、農家肥料不足の補填策として、同社飼育の牛馬七十餘頭を分配又は貸與し、彼我の収益を計つた。一方知識兼雄の次男四郎が、駒場農學校を卒業し、更に東京の北辰社にあつて牛酪製造法を研究し、二十年六月歸社したので、専ら牧場の改良を計り、面目を新にすることゝなつた。また兼て農商務省より貸與されてあつた洋種牧牛も漸次蕃殖した。仍て社員一同益、事業擴張を志し、良種々牛の増加を望むこと切なるものがあつて、二十年二月犢牛四頭上納並に新に拜借のことを出願し、又翌二十一年春には満期の貸與金返納の延期を出願した。而して、二十二年農商務省の農具貸與内規廢棄に際しては、特に同社貸與の農具は無代下付を許され、種牛馬の處分に於ても、翌二十三年一月貸與の七頭を下與された。斯くして、以後尙同社は事業の進歩に少からざる寄與をなしたが、明治三十九年知識四郎逝去し、事業は遂に閉鎖の已むなきに至つた。

産馬會社

産馬熱の勃興

産馬會社

既に明治八年農事社興り、其嚆吹末吉等の産馬地方に對する貸馬の法は、柏



産馬會社の設立と授産金の貸下

木號の如き優良の種馬によつて瞭然たる成績を挙げたので、從來の如き小規模なる事業に甘んずるを許さないこととなつた。即ち九年十月、同志等相謀り、大山縣令に依つて政府へ無抵當五萬圓の資本金拜借を出願したが、間もなく丁丑の役に際會した。十一年二月、知識兼雄以下六名(内三名迄は農事社々員であつた)發起して舊計劃を擴張し、新に同志四百七十七名を募り、鹿兒島山下町に産馬會社を組織し、資本として五萬圓の士族授産金貸下の認可を請うた。岩村縣令は此舉に賛して、内務省に懇請する所あり、十月十一日採用せられて、授産金三萬圓貸下、結社のことは會社條例制定迄縣限り認可せられた。蓋し岩村縣令の産馬會社に對する援助は、獨り一個の營利會社に對するものでなく、廣く戰後疲弊の農村更生の意圖にあつた。即ち之を縣の保護會社とすることとし、授産金貸與申請と同時に内務省より一名の監督官派出を請ひ、また十一月同社に對して命令書を交付した。間もなく、内務六等屬中島吉利出張し、縣勸業課畜産主任屬中島泰雄と共にその設立に盡力し、十二年一月株主會に於て役員の選定(社長知議兼雄)其他を議決し、二月事業を開始したのである。

會社の組織

縣の保護會社

舊藩主の後援

三年十月以來は仕立馬方法を設けた。然るに、此方法を以て縣下産馬地方一般に擴張せんとするには尙數十萬圓の資本を要し、且つ産馬の要諦は種牡馬の改良にあつたから、十四年六月社則を改正して、牝馬の貸付は洋種の外停止し、種馬貸付の一手とし、馬質改良の速成と産出の増加に伴ふ糶賣代價の増收を圖つた。又同年七月農商務省より牡馬二頭を貸下られ、十月には管内産馬競進會開催に際し、縣當局と協同して特に政府に請うて審査官の派遣を得た。之より先、同會社の事業に對しては、舊藩主島津忠義に於ても賛同する所あり、十四年の社則改正に際し、進んで同社に加盟し、且つ産馬蕃息勉勵の一書を渡邊縣令に寄せたことは、官民の同社に對する後援扶助に與つて力があつた。

社則と經營狀況

〔補説〕明治十一年の産馬會社規則に據れば、結社盟約の期間を十一年より十三ヶ年と定め、四萬二千圓を以て資本とし、内三萬圓は貸下金、一萬二千圓は一株二十五圓、四百八十株の應募金に依るものとした。創設當時未だこの種事業に對する一般の認識は淺かつたので、應募株の如きは同年中定數に不足すること百二十五株に及び、十二年廣く各地に勸誘の結果五百二株になつたのである。又この頃に至り、漸く縣下主なる産馬地方は會社加入の地となつたが、貸付事業の實際は、借主の立場より見て牝馬に比して牡馬は利薄く、且つ當時父馬の價額が極めて騰貴してゐたので、預人が少かつた。社金の運用に就て、十二年一月より翌



糶庭市の開設

年三月迄を見ると、役員給料・巡回旅費其他二千二圓餘を益金より差引く時は、四百六十二圓餘の利あるに過ぎず、他に控除してあつた二才馬仕立費の現有金八千餘圓の利益はあつたが、産馬改良の要訣たる牡馬貸付事業の擴張は到底出来なかつたのである。又糶庭市開設は十三年春期には贈啖郡長江村、秋期には給黎郡前ノ濱村、穎娃郡御領村に開設してをり、規則記載の二十ヶ所施行の如きは到底實現しなかつたやうである。同社の所有馬は大部分内國種本縣産を購入供用したもので、政府貸下馬も血種の向上せる者少く、縣下固有馬も選擇粗漏にして、社業の進歩圓滑を缺いたのは過半この點に係つてゐた。

爾後の事業成績

産馬會社爾後の事業成績は、株數に於て十三年三十八株を追募して、十五年總數五百十八株に達し、所有馬は十六年に種馬七十四頭、牝馬九百三十五頭、仕立馬百四十九頭を備へ、また十三年より十五年迄の二年間に宮内省陸軍省其他大阪廣島熊本各鎮臺の用となるもの四百五十餘頭を數へた。併しながら、一面十七八年頃は一般に馬の價額暴落し、金融亦閉塞し、爲めに最初五ヶ年後と豫定せる利潤配當期にもその実績はまだ半途に達せざるの状態であり、且つ恒吉郷穎娃郷其他に貸付馬代年賦金の滞納續出し、整理上之を貸付金證書に變更して年々徴收するの已むなきに至つた。即ち、貸下金据置年限たる十六年度に至つて、延納（同年七月より二十一年迄無利子据置、同）の事を請願し、縣は

社業の蹉跌

貸下金延納を請ふ

改組と社運の振起

監督上嚴重社務の整理を命じ、貸付現馬の返入等をなさしめたが、十八年一月農商務省に實情を具して右延期方を請願した。一方當時農商務省より貸與の牝牡馬は追々病死、又は老衰して蕃殖の用をなさず、且つ當時漸く從來の體軀短小の在來馬を嫌ひ、洋種蕃殖の風潮となつたので、十七年七月西洋種牝牡馬四頭餘の拜借を出願したが、許可せられなかつた。茲に於て、臨時會を開いて役員の改選をなし、東郷重持を社長とし、十七年九月新に牛馬取締規則を設けて、縣廳公認の牛馬札を附與し、牛馬籍を設け、盜難に備ふると共に、無鑑札賣買の惡弊矯正に努めた。ついで十八年七月前記貸下金延納が聞届けられたので、之を機として大に社運の振起を謀つたが、偶、馬匹の價格も昂騰に傾き、稍、改良の好機に向つた。然るに、同社は既に良種馬に缺乏を告げてゐたので、翌年二月内外種馬の貸與を再願し、本縣よりも一時貸下が困難ならば漸次に貸與せられ度きを副申し、二十一年更に資本金の貸下を出願したが、何れも却下せられた。二十二年二月農商務省種牛馬貸與規則廢止に際しては、本縣關係者は概ね代價拂下を願出でたが、十五年來産馬會社へ拜借の洋種牝馬第二吾妻號の如き病馬は、特に無代價下付を受けたのであ

種馬の缺乏

貸與馬の處分を受く



つた。その後産馬會社は谷山に設置の國營軍馬育成所の後援により一時社業を挽回したが、二十六年十二月解散の已むなきに至つた。

桑原組

桑原組

舊藩桑原組の再興

桑原組は元來鹿兒島藩養蠶方を繼承し、専ら蠶業を營み來つたものであるが、丁丑の役後全く廢絶に歸したのを、鹿兒島郡西田村士族桂禮一、有川勘助等が其再興を謀り、藥師馬場町に於て舊名を襲うて設立したのである。十三年七月、一萬五千圓の授産金を得、抵當は地所十六町を提出し、尙事業進行につれて生すべき地所建物機械を之に充つるものとした。かくて大に養蠶製糸及び織物の業を興すべく、差當り十四年蠶種の製造を創め、廣く當業者に頒布した。もと桂等は舊藩中屢、信州上州、奥州邊へ出向き、自ら其業に精熟せるもので、其經營方針は一時に高價の桑園を求めて事業の急進を圖るよりは、廉價且つ便利の桑地を求め、徐々に盛大を期するにあつたから、外面的には比較的微小なるが如く思はれる所があつた。なほ十四年、同組は資金補充の目的を以て官林の拂下を出願し、十六年迄には買収した土地も尠くなく、横井の桑園四町歩餘には桑苗一萬五千本を植付け、犬迫村に貸下の官有地二十三町歩中、八

所有の桑園

經營方針

事業の顛覆

授産資金處分と桑原組

一農社

町歩餘に桑苗三萬餘本を植付け、又吉野村島堀に四町餘を開墾した。該事業起業の際には、良種の桑苗は遠く他縣より購求しなければならず、且つ物價の騰貴に依つて諸入費が増嵩したが、その後屢、風災に遭遇し、蠶病の發生に悩まされ、實地の方法を誤つて原蠶紙を空しくする等のことがあつて、逐年損失を重ね、當初の目的中の織物も開業の域に至らなかつたと思はれる。斯くて、十八九年景氣恢復の時を迎へ、漸く事業盛んならんとする時、恰も十九年度より貸下金の返納の時期となつた。時に縣廳に於ても、一般蠶業を大に興起せんとしてゐた時であつたから、十一月返納延期を上願し、翌二十年三月間届けられた。然し、程なく二十二年の授産資金處分内規による貸下金處分に際會して事業恢復の餘地はなかつたので、四月に至つて抵當品の處分を請ふの止むなきに至つた。爾後、同組は猶ほ二十五、六年頃まで存続したが、數年ならずして解散したものと考へられる。

一農社

一農社々員は概ね年少氣鋭にして、其計劃には稍粗大奔放なものがあつたのを特色とする。即ち明治十五年、澁谷宗之丞、平野友章、川俣國彦、久保吉之進、



泰西混同農場

資金二萬圓の貸下  
一農社設立の由來

社地を肝屬郡川東村に卜す

支社の設置と牛乳販賣

諏訪耕夫等八十名は大隅に荒蕪地を拓いて泰西混同農場を興し、無産の士族を之に移住せしむる計劃を立て、資本金三萬圓拜借を出願した。縣では、十七年四月其筋へ稟議し、六月を以て本縣へ金二萬圓貸下のことが允可せられた。元來出願人の内二十名は農商務省所管下總種畜場に於て泰西混合農業を研究し、明治十二年同場に於て責善社と稱する一社を起して開墾牧畜に従事し、農器を改良し、大に爲すあらんとした。而して耕牧地を總房常野の間に索め、たが適地を得なかつたので、十五年社員一名を縣下に派し、計劃を縣令に具情して、管下に適地探求の爲め縣吏の巡回を許された。恰も來縣中の岩山農務局長も之を賛し、同局員一名を同行せしめたので、遂に地所を大隅國肝屬郡川東村百十六町步餘の官有地に卜定し、此處に本社を設けたのである。

既に貸與の授産資本は、豫定より少きこと一萬圓で、當初の計劃は縮少せざるを得なかつたが、彼等は七月事業を開始し、間もなく鹿兒島樋之口通町に支社(後二十年二月上之園町に移す)を設け、又社員二名を東京群馬千葉等に派して、洋牛二頭を購求し、洋牛牝一頭、牝二頭を農商務省より拜借し、洋牛蕃殖の旁ら、十七年末より支社に於て牛乳販賣を創めた。一方その開拓せんとする地方は、管内著名の

改良牛の貸與

社業失敗の原因

授産資金處分と一農社

種畜農具の無償下付

馬産地たる恒吉郷岩川郷に接近し、農業の外に産馬改良上の便宜が少くなかつた。十八年十月、彼等は改良種牝牛四頭を貸與せられたが、十九年に至つて、純粹洋牛の良種を得ること出來ず、勿論海外より購求する資力もないとの理由で、農商務省飼養の純粹短角種牛牝牝各一頭の貸與を出願してゐる。なほ十七年四月、同社員平城仙一外數名は脱盟し、六月別に農商務省より資金の貸下を受けて開墾事業を起し、十九年更に此の内より伊集院兼孝が分離した。

上述の如く、彼等の事業は綿密精細なるに似て、誇大粗漏の弊を免れず、又八十名の社員に對し統率の器を缺き、下總に於ける農牧法を直に採つて氣候風土の異なる大隅に適用し、甘蔗栽培の如き經驗に乏しき事業を經營する等、幾多の敗因を含んでゐたので、二十二年利引完済金の返納を命ぜらるゝに至り、翌年二月の返納期に社有財産豫算額を以て假定返納のことを請ひ、更に三月の延期々限にも手段なく、遂に抵當品公賣處分の指令を受けたが、七月更に六十日の猶豫を請うてゐる。一方、二十二年農商務省農具貸與内規廢止に際し、二月、貸與農具の無償下付を受け、又種牛馬貸與規則廢止に當つても、畜養の七頭並に其生産仔牛は翌二十三年一月下與せられた。この外契約外に、其種牛を



縣下畜牛馬改良に對する功績

製糖社

安田爲倍

大阪綿糖共進會

農商務省製糖試驗所

社業の現状と士族自活の方針

以て社有社外の畜牛に配して得た生産牛の數は少くなく、又馬匹にあつては十九年十一月貸下の谷越號外一頭を以て民間に種付けたので、之等の血種は何れも縣下に普及し、その畜牛馬改良の基本となつたのである。

製糖社

製糖社は本縣糖業の改良に盡瘁せる點に於て、又士族授産事業として着實眞摯なる點に於て注目すべきもの、一であつた。明治十二年、大隅郡田神村の士族安田爲倍外五十七名が團結し、士族就産の目的を以て糖業の擴張を營めることに起源してゐる。翌年大阪に於ける綿糖共進會に刺戟せられる所あり、又同年大隅に農商務省農務局製糖試驗所が設置され、機械製糖の實効に鑑みて益、斯業を擴張し、蔗作に従事する者日々に増加した。これにつれて、資金の増額を要したので、十五年に至り、同盟者所有の地券を抵當として、資本金五萬圓の貸下を出願した。縣廳に於ては、その事業を調査したる處、同年植付反別三百餘町歩に及び、器械の購入、製造所の増築、製糖諸費等に多額の増額を要し、又荒地を開墾し、將來自活の基礎を確立せんとするが如き遠大の方針に對しては、到底同盟者の資力の及ぶ限りでないことも明瞭であり、且つ發起人

三萬圓年割貸下を許可する大隅地方糖業開發に對する功績

無利子延納の寛典

授産資金處分

事業の結末

安田爲倍の如き、資性篤實にして民望も少くなかつたので、之を助成するを必要と認め、十六年一月減額して三萬圓貸與のことを農商務省に出願した。二月之を聞届けられ、同年其所有甘蔗園百三十三町歩餘、搾汁機七十一臺、製糖場四十七所を數へ、其事業は大隅地方の糖業開發に資すること多大であり、特に新方法の採用に積極的であつた。

然るに十八年九月の暴風雨は蔗圃、建物等に多大の損害を與へ、加之翌年重ねて暴風害に罹り、同年又寒害を蒙る等、連續的の災害を受け、又同十九年社友の内樺山吉二が蠶業に轉じて解盟せる等のことがあつたが、猶ほ不撓勉事業挽回に努力した。然るに、明治二十一年より貸下金年賦返納の期に當つたので、同年十月縣を通じて無利子返納延期のことを出願し、十一月之を許され、且つ二十一年より五ヶ年据置、二十七年以降三十六年度迄年賦無利子返納の寛典を蒙つた。ついで二十二年、授産資金處分に當り、三月、社有財産を豫算し、其假定金額限り返納のことを請うたが、聞届けられなかつたので、同月末三百圓返納し、殘金は抵當の處分を乞ふの止むなきに至つた。同社は爾後事業を縮少し、二十五年には資金五千圓餘に減額して僅に餘勢を維持した。



薩摩製糖組

薩摩製糖組

同志百二十三名

製糖社が大隅を根據とせるに對し、薩摩地方に於て頗る多數の同志を擁してゐたのが、この薩摩製糖組であつた。即ち明治十四年士族百二十三名の團結に成り、平佐地方及び穎娃村字仙田、知覽村字南別府等を中心として、蔗園凡そ二百町歩餘を擁して製糖業を興したものである。爾來細心の計劃を樹て、各自資財を投擲して事業の振興に努力したが、新式機械の整備に、技術上資金上幾多の難關に遇つたので、十五年中農商務省へ西洋形製糖器械一個の貸下を出願したが、不幸却下せられた。しかし柏田六右衛門、折田兼至、兒玉榮壽等三十餘名の同志は、各自己の所有土地を提供して之を擔保とし、十七年六月更に士族授産金の貸與を請ひ、九月資金一萬圓の貸下を允許せられた。爰に於て同志一同勇奮して力を事業の伸展に傾倒したが、頻年の風災霜害により、兩三年にして志氣漸く沮喪せんとするに至つた。併しながら、なほ之に屈せず、十九年屋久島安房村官有地九十餘町の開墾地より五十四萬六百餘斤の甘蔗莖を買入れ、黒糖約四萬斤の製産を見たが、當時の黒糖賣買價額は中等品にして百斤に付約三四圓餘であつたから、その總額も想像し得る程度であつた。

西洋型製糖器械貸下を出願

授産金一萬圓の貸下

頻年の風災

屋久島より蔗莖を購入

授産金の處分と事業の結末

馬毛島牧羊組

馬毛島牧牛の由來

二十二年授産資金處分に際し、翌年二月を以て返納決濟を遂げたことは前述した。その後、折田兼至は居村知覽、松ヶ浦の松崎甚藏と共に、同組の跡を引繼いで初志貫徹を圖つたことがあるが、遂に事業の恢復に至らなかつた。

馬毛島牧羊組

馬毛島に始めて牛を放牧したのは、明治六年中、種子島士族武田龍藏、西村守人が種子島産の牛三頭を放置して以來であると云はれる。彼等はその成績に鑑み、一年の後守人の弟敬一を加へ、郷閭の先覺たる敬一の養父西村甚五右衛門に諮つて、同七年郡知所より借地して更に牛十三頭を放牧したるに、十一年迄に二十七頭蕃殖して四十三頭となつたのみならず、其體軀、骨格等は鹿兒島近傍のものに比して頗る肥大強壯であつたので、愈、同島が牧畜に適當の地なるを認め、十一年春に至り、更に平山準平、八板直哉、植松貞助等を同志に加へて牛牧社を組織した。斯くて社中より同島全島並に四圍海面の一部を、十五ヶ年借地のことを出願したが、勸業寮に於ては、漁獵上の小屋掛等の場所及び避難場を除き、なほ再調を命じた上、十一年より五ヶ年間、彼等二十七名々儀に對し、貸渡許可し、六月更に洋種牡牛三頭の拜借願に對し、洋短角種並にデボン

牛牧社を組織



種子島洋種牛  
移植の嚆矢

勸業寮貸下種  
牛の貸與

下總御料牧場  
種牛の貸下

未だ改良種に  
對する理解尠し

種子島種牛改  
良の端緒を開  
く

牧羊事業

牧羊組を組織

種牝二頭を貸下げた。之れ實に種子島に洋種を入れるの始であつた。併し此二頭は牝にして、直に種付に供し難かつたので、翌十二年三月情を具して更に牝牛の貸下を願ひ、翌月偶、宮崎郡土田退藏より返還の勸業寮貸下牛三頭の内短角種牝一頭を貸與せられたので、直に在來牛三十頭に配した。十四年更に下總御料牧場産の牝牝二頭の貸下を受け、同年末同島放牧の牝牛は八十頭、翌年末百八頭に達し、尙多き時は百四五十頭にも達した。然るに同島畜牛の第一の需要地たる種子島の農民は、初め此改良種を蔑視し購入する者なかつたが、年を経るにつれて其美點は認識せられ、後に馬毛島牛と推稱せられて、種子島全島の種牛を改良するの域に達した。其後三十三年故あつて、馬毛島牧場は鮫島甚七に譲渡せられて、個人經營となつた。

一方牧羊の計劃は既に七年の借地出願書にも附記されてあつたが、當時出願人、島吏共に實地に緬羊を見たる者なく、絨毛食肉の用あるを知るのみであつたと云ふから其抱負が可なり空想的なものであつたことを知り得る。然るに武田龍藏、植松貞助等は十二年に牧羊と併せて飼羊に着手すべく、新に牧羊組を組織して、同年九月牧羊場資本金並に緬羊の貸下を出願し、翌月實地調

農商務省緬羊  
試験地に委託  
さる

試験費の下附

農商務省吏緬  
羊を牽引して  
來島

政府委託を解  
かる

緬羊の貸下、  
機械・羊舎の  
拂下

羊毛を農務局  
へ賣上ぐ

査の上何分の指令に及ぶべきの命を受けた。爾後政府は技師を派して數次調査し、遂に十三年末、翌年度より二ケ年間馬毛島牛牧場を政府の緬羊試験地に充て、其養育管理を牧羊組に托することとなり、十四年一月牛羊牧場開設のため、緬羊<sup>牝牡五</sup>百頭<sup>百頭</sup>及び創業手當として三ヶ月分の飼料費下附の請願に對し、四月羊舎建築費金千圓下渡し、その他の費用は一時本縣に於て繰替交附すべきこと、並に試験中事業擔當人手當年百圓給與の指令を下した。(同年六月府縣の豫備金制が停廢せられたので、馬毛島牧羊に對する繰替渡金は、初年度を十五年七月、十五年七月、十五年七月、十六年七月、夫々概算仕譯書を以て請求交附された。)

之より先十四年六月、農商務省六等屬山口辰次郎、御用掛田邊勇作はメリノ一種牝羊十四頭、牝羊四百八十六頭を牽引して遙々來島し、十六年に至る三ケ年間同島試験の監督指導に當つた。即ち十六年度に至り、豫定の如く政府の委託試験を解かれたので、その六月、武田龍藏等は更に農商務省に對して無抵當緬羊の貸下、並に機械・羊舎拂下<sup>(五ヶ年賦返納)</sup>を請ひ、十七年三月、緬羊二百五十九頭、並に機械羊舎を貸下げられ、著しくその經營は進捗した。即ち十七年迄に生れた羊五十餘頭、十七年收穫の羊毛九百封度餘を農務局へ賣上げるに至つた。猶ほ同島の借地期限は、更に二十年迄五ヶ年繼年季が許可され、また十九年四



災害の頻發

經營維持に努む

牧羊全部の無料下附を受く

口之永良部島牧羊社

伊集院兼盛等に着目

授産金八千圓の貸與

月に至り、二十八年まで十ヶ年延期となつた。然るに、同島牧羊はその後頻發せる寄生虫の爲め約半數を失ひ、又十七年風害によつて約百頭の羊を壓死せしめ、災害相次いだので、十八年縣より野崎善熊の出張を得て、飼養法を習授する等經營維持に努めた。十八、九年來其勉勵の效あつて、稍緬羊蕃殖の狀を呈じたが、事業の進歩に従ひ經費増嵩したので、二十年に至り、爾後一ヶ年料金八圓に減額のことを出願し、縣に於ても、之を認めて上申したが、翌月却下せられた。その後二十二年には、飼養の緬羊百四十九頭を餘すのみとなつたが、政府に請うて其全部を無料下附せられ、全く政府との關係を絶つた。爾後盛衰あつて、三十二年鮫島甚七に讓渡し、其經營の下に大正初期に至つてゐる。

口之永良部島牧羊社

從來殆んど農業なく、僅に鰹釣漁業に依つてゐた。即ち同年一月、伊集院兼盛治十六年始めて牧羊を試みられることとなつた。外四十三名の士族は口之永良部島牧羊社を起し、各自の地所を抵當として、同島牧羊の資金一萬五千圓の貸下を出願し、縣は出願額を八千圓に減じて農商務省へ稟議し、同年三月金八千圓を、無利子五ヶ年据置、十ヶ年賦返納の定を以

下總種畜場より緬羊を拂下當初の事業成績

地理的不利と事業費の増嵩

その後貸下の緬羊

十八年度の事業成績、東京千住製絨所へ羊毛を賣上ぐ

て貸下げられた。また同年七月、メリノ種緬羊牝牝五百頭、該島回着の上貨與のことを出願し、十一月に至り、農商務省所管下總種畜場より緬羊百七十五頭の拂下を許された。爰に於て、同年十一月愈、事業に着手したが、右下附の緬羊は四百餘里の遠海風濤を凌ぎ、五晝夜にして無事口之永良部島に到着し、剩へ翌年百餘の仔羊を分娩し、羊毛百八十圓餘を農務局へ賣上げる成績を示した。併し同牧場は同島東北部の四百町歩の原野にして、鹿兒島は固より種子島よりも航海不便の遠隔の地にあり、飼料その他の運搬費嵩み、到底現有頭數を以てしては、事業の維持にすら苦しむものがあつたから、同年彼等は更に緬羊の貸下を出願し、十八年三月下總及び北海道よりメリノ種牝羊四百頭、スパニッシュメリノ種牝羊十五頭の貸與が許可せられた。一方資金の缺乏に對しては、十七年十二月、更に拜借金五千六百五十四圓三十六錢を貸下げられた。この外同年末、同組總代有馬純行の出願により、コーツウオルド種羊牝六頭、同牝四十四頭、サウスダウン種羊牝十二頭、同牝二十三頭、スパニッシュメリノ種羊牝六頭、合せて九十一頭の貸與を受けた。斯くて十八年度には、緬羊數五百七十六頭、翌十九年には七百七十五頭を有し、東京千住製絨所へ對し



貸下金返納満期と事業の経過

て羊毛の賣上を行つてゐる。爰に同社の貸下金は二十年度に至り返納の期に満ちたが、先に兩回の緬羊運搬に夥多の資金を費し、加之、十七年以來三ヶ年連続の暴風害に羊舎其他は倒壊し、數次の再築修繕に更に資金を費し、當時畜羊費にも苦しむ事情にあつたので、二十一年三月返納延期を上申して許可せられた。なほ二十二年同社藥丸猪八郎(嘗て下總種畜場現業生たり、飼養主)は其牧羊事業擴張の爲め、給黎郡郡村の平山茂樹と共同して、馭謨郡安房村外數村に互る官有原野の貸下を出願してゐる。

授産金處分と事業の結末

而して二十二年、授産資金處分内規により、同社の拜借金も處分を受けることとなつたが、他の四社と共に出願せる、社有財産假定額限り返納のことも許されず、結局四月に至つて抵當品公賣處分を受けるの餘儀なきに至つた。

乘馬飼育會社

乘馬飼育會社

伊勢健彦

事業の内容

本社は明治十六年伊勢健彦、川元覺左衛門等五十九名が發起となり、各自資金を醵集して一社を結び、當才或は二才駒の性質體格の優良なるものを年々百頭を買入れて、篤志者へ養育せしめ、四ヶ年の後四歳に及んで賣却し、その利益は折半するといふ方法を以て、産馬育成の事業をなしたのである。斯かる

産馬の飼育に重點を置く

乘馬飼育會社の創立

若駒養育の法は、生産飼育相半する當時の産馬事業の大勢より見て、又熊本其他隣縣より駄馬買入多く、縣下の良種漸く失はれんとせる狀況より見て、頗る意義ある計劃であつた。彼等は十七年十月に至り、假に東千石馬場町伊勢健彦邸内を事務所として、乘馬飼育會社を設立するに決し、縣に對して創立届を出したが、翌年愈、該業の擴張を企圖し、無産士族をして自活の基礎を確立せしめんとする趣意を以て、各自の地券狀を抵當として、政府に資本金一萬五千圓の拜借を出願した。恰も政府に於ては、軍備擴張を期し、軍馬及び一般乗用馬の養成を奨励してゐた際であり、縣も亦夙に該事業を囑目してゐたので、同年三月、五ヶ年据置、向十ヶ年賦無利子返納を以て、金七千圓拜借を上申し、六月、會社設立認可と共に、資金七千圓は三ヶ年々割を以て貸下げられた。爰に於て、彼等は更に乘馬仕立方に就き、結社同志中申合規約を定め、一株三十圓、六十株となし、金一千八百圓を醵集し、改めて伊勢健彦方に本社を置き、軍馬及び一般乗用馬養成の事業を開始した。以後事業は稍順調に運び、十八年末には早くも飼養馬五十二頭を數へ、又年々四、五十頭の馬匹を谷山軍馬育成所に賣上げ、相當の成績を挙げた。併し一方に於ては、種々の故障の爲めに成績意の如く

授産金七千圓貸與

株主の募集と事業の開始

谷山軍馬育成所



授産金處分と事業の結末

種畜會社

ならず、剩へ政府の貸下授産金整理に際し、二十三年三月末漸く之を完納せるもの、同時に會社の解消を餘儀なくせしめられたのである。

種畜會社

産馬會社、乘馬飼育會社より更に遅れて、明治二十二年八月鹿兒島并に始良、東贈啖、給黎、穎娃の諸郡の有志士族三原喜之助外八十二名が産馬改良資本金二萬五千圓の貸與を受けて興したものに種畜會社がある。産馬會社設立の明治十一年頃には、洋馬を知る者少く、種牡馬は依然和種を用いた爲め、著しき改良を見る事が出来なかつた。又乘馬飼育會社は其目的産駒を購入飼育し、其體格を完全にして賣却するにあつて、兩社の事業共に尙改良の餘地があつた。而してその後、陸軍省、府縣共に年々馬匹の需用を増す傾向にあつたが、之に恰格する馬匹は却て其數を減じつゝあつた。然るに二十年、陸軍省がアルゼリア種馬貸與に當り、縣自ら民間貸付配合牝馬の検査等をなすは繁雜且つ營利の目的に傾く嫌があり、仍て種畜會社をして此改良事業に當らしむることとし、既に組織せし改良組合と氣脈を通じ、兩者並進せしめて牝馬所有者の公益を圖ることとした。即ち二十二年二月、曩に十七年六月及び十八年

洋種馬に對する改良の機未到

陸軍省アルゼリア種馬の貸下  
縣當局種畜會社に種馬事業を委託す

授産金二萬五千圓の貸下

會社の組織

經營の方法

洋種馬普及に對する功績

授産金處分と社業の整理

五月の兩度、農商務省より指令ありし士族授産金貸下豫定金額殘餘の内より、無利子五ヶ年据置、十ヶ年賦返納の定を以て、二萬五千圓の貸與を上申したのである。六月右聞届けられ、貸下金は明治二十二年より五ヶ年据置、向十ヶ年賦無利子返納、また貸下金に對する抵當として、事業に關する財産は一切本縣に取置き、該品目書寫を大藏省へ差出す様指令せられた。仍て、會社は直に事業の施設方法を協議し、事務所を鹿兒島下龍尾町五番地に置き、役員として社長伊地知峻、庶務會計石神彦太郎等を選出した。而して、先づ資本金を創立費、營業費返納金の三に分ち、事業運用期間を十五ヶ年と定め、每半季出納決算の法を堅守するものとした。一方、其經營法は二歳駒の賣却高十分二を收入とし、之を社費に充當するの制を採り、他方牝馬所有者の集合團體たる鹿兒島縣産馬改良組合と特盟して、交尾期には各地に種馬を牽入れ、必ず組合所有の牝馬と配合するものとした。斯くて、同社の事業は一般營利會社と稍其趣を異にし、着實なる施設と遠大なる企圖との下に、洋種馬の普及改善をなすと共に、一面薩摩駿馬の純血を保存する爲め、其血統の進化を考究する所があつた。而して、同社は授産事業としては、着手が甚だ遅れてゐたので、年ならずして



五十ヶ年賦一  
納利引一時返  
種畜社

鹿兒島縣授産  
會社

郷友會殖産部

福山健偉

鹽田事業と養  
蠶事業

授産金十二萬  
圓貸下

二十年七月の農商務省勸業資本金處分内規の施行に際會することゝなつた。縣は同社に對しても、一般と同様一時返納を勧誘したが、未だ十分組織整つてをらざるの際であり、自然目的を變更せざる可らざるは必然であつたので、特に拜借人物代石原半右衛門の名を以て、五十ヶ年賦、一割利引一時返納を願出で、十一月聞届けられて、四千九百五十七圓四十錢を返納した。猶ほ爾後、縣下産馬界の進展につれて、二十六年九月種畜社と改稱し民間會社となつた。

鹿兒島縣授産會社

鹿兒島縣授産會社は別項記述の郷友會の事業中殖産部の組織する所で、明治十八年鹿兒島郡池ノ上町士族福山健偉外二千八百五十一人の士族有志連署の下に興したものであつた。其事業としては、大隅國始良郡木田村官有地新田七十餘町歩の拂下を受け、其堤防を改築して製鹽の業を起し、以て食鹽の自給自足を計り、一面養蠶製絲の業を興さんとするもので、十七年十二月其資本金として十二萬圓の拜借を政府に出願したのである。よつて、縣は翌十八年右貸下のことを副申し、五月二十三日付を以て、十七年度より二十二年迄六ヶ年分割貸下金十二萬圓を下付された。爰に於て、拜借人に於ては貸下金

鹽田部・桑園  
養蠶部  
始良郡木田村  
の鹽田修築工  
事

工事の竣成  
養蠶事業に着  
手

一年割貸下金の  
一時交付を請  
ふ

授産金處分と  
利引一時返納

鹽田事業の經  
過

を折半し、夫々鹽田部、桑園、養蠶部に費消することに決し、直に同年六月始良郡木田村の鹽田堤防改築に着手した。而して、特に内務權少書記官南一郎平が本縣御用掛兼任として、該工事の指導監督に任することゝなつた。爾來拮据黽勵、八月下旬第一工事を終り、第二工事は九月五日、十三日の大暴風雨に遭つて竣成間際に大挫折を喫したが、十一月十三日を以て之をも竣功し、鹽田四十餘町、水田二十餘町を得た。其工事費は實に三萬八百餘圓を要したのである。又一方に於て着手せる養蠶事業も稍成功し、各自栽植の桑樹も逐年増加し、廣く養蠶製絲傳習の方法を設けんとするの運びに至つた。然し、之が實行には更に相當の資金を要し、從來下附の年割にては其資金に乏しかつたので、二十年四月に至り、授産會社々長椎原國幹外二名より、二十一年度以降貸下げの分二萬二千圓を、この際一時に下渡さるべきことを出願した。その結果、二十一年度に二十二年分を繰上げ、同時に貸下げのことを達せられた。二十二年政府の授産資金處分に際して、即納分を翌年二月完納し、爰に政府との關係を脱して、獨立自營することゝなつた。

扱て鹽田事業は十八年竣工後、改良製鹽方法を採用、教師を聘して中國製鹽



鹽田修築事業の瓦解

養蠶製糸事業の經過

養蠶傳習所の開設

川内の桑園と蠶室

私立鹿兒島蠶糸講習所

法に倣ひ、専ら多收量と品質の向上とを計り、水田は之を小作人に貸與し、更に民有水田を變換して鹽田の障礙を除く等、着々事業の進展を見た。然るに、やがて數回の暴風雨に遭ひ、再び舊に還つて用をなさざることゝなつたので、遂に其全部を僅に六百圓餘の低價を以て賣却處分し、舊藩以來前後十六萬五千九百圓餘の巨費と、多大の抱負を以て著手した鹽田事業は瓦解したのである。

一方養蠶製糸業は先づ鹿兒島郡永吉村に一町七反三畝歩餘の苗木場を設けて第一桑園と稱し、また鹿兒島郡坂元村に第二桑園一町六反四畝歩に桑樹八千二百餘株を栽培した。その後、桑苗の成育状況甚だ良好なるに鑑み、更に坂元村二町六反八畝歩を購入して第三桑園となし、着々事業の擴張を圖つた。又養蠶傳習所を新設して縣の蠶絲講習所卒業者を招じて教師となし、各地より生徒を募集して改良飼育法と蠶絲に關する學理を教授し、且つ一般當業者に對しても參觀、實地指導を許した。然し、爾後その成績は次第に不振に陥り、同社所有たる五代會木等の桑園及び蠶室は鹿兒島縣授産社所有の西太良村の桑園蠶室と併合して、新に二千圓の縣費補助を得、鹿兒島縣蠶絲同業組合主管の下に、私立鹿兒島蠶絲講習所として獨立經營した。幾許もなくして、この

荒田町に移轉

縣立鹿屋農學校養蠶科設置を促す

授産會社の解散

製糸協同組

本縣最後の授産事業  
一般蠶糸業の發達と士族の立場

製糸合同販賣の急務

講習所は鹿兒島市内荒田町縣立農學校跡に移し、ついで縣廳との協定により、縣立鹿屋農學校に養蠶科を設置するの條件の下に同校に移讓した。之れ縣立農學校に於ける養蠶科設置の嚆矢となつたものである。斯くて講習所閉鎖し、前記土地は各舊所有者に還付したが、授産會社の事業は其後意の如くならず、三十六年遂に解散の已むなきに至つた。この際、宮崎縣の同志に屬する分を精算せる殘餘四萬七百二十三圓六錢一厘は鹿兒島縣授産社に寄託した。

製糸協同組

明治二十三年、本縣士族にして製糸業に従事するもの一同は、惣代人青山良純外十五名の名を以て、製糸資金として二萬七千四百餘圓の拜借を受けたが、之は本縣士族授産事業中最も遅いものであつた。元來縣下蠶絲業一般の隆興の望まじきことは素より論を待たなかつたが、當時の事情としては士族四萬八千戸の就業を以て先決問題とせざるを得なかつた。故に、明治十七年以來の縣下蠶絲業の發達を見るに、當業者六千二百餘人の内、其十中の八九は士族に屬した。而して其事業上最も緊喫とする處は、同業者團結して製糸合同販賣により、販路の圓滑を圖ることであつたから、十九年より極力之を實行し



縣當局の保護

本縣授産金豫  
定額殘餘を全  
て充つ

製糸協同事業  
の端緒を開く

たが、更に其組織を固くするの必要を認め、上述の資金拜借を請願するに至つたのである。縣に於ても、之を以て蠶糸講習所民間移管後の生絲販賣上必要と認め、二十三年二月、曩に十八年五月指令ありし、本縣授産金貸下豫定額の殘金二萬七千四百七十七圓六十四錢全部を此際願人等へ貸與し、返納方は五十ヶ年賦一割利引金五千四百三十六圓八十錢八厘一時上納とせられんことを上申し、同年三月政府も之を允許した。爰に後述する所の本縣製絲協同事業の端緒は成つたのである。

飲肥商社

飲肥商社

大藏省拜借金

事業の擴張

製糸起業を企  
つ

この商社は、明治六年日向國那珂郡飲肥大區内人民協議して、飲肥郷楠原村に設立したもので、小林寛等が惣代人として大藏省より一萬一千三百三十圓を八ヶ年賦返納にて拜借して、林産物を始め、生絲、茶、楮、榿、節、砂糖、煙草等の物産を取扱ひ、純益金は年毎に精算して資本金に組入れ來つた。十一年十二月に至つて、更に十萬圓増資を協議し、同區平野村、油津並に大阪に支店を設け、金融貸付業をも爲し、一方製絲起業を目的とする支社開設の爲め、新に資金二萬圓の貸下を出願したが實現するに至らなかつた。

士族共同組織  
共有金の運用  
方法

士族共同組織  
たるの特色

この社の特色とする所は社員は勿論、同區内士族總體よりなる共同組織にあつた。而してこの共有金の運用に關しては、士族總代人をして商社の事務一切に當らしめ、其任期を一ヶ年とし、又其改選は頭取、肝煎の協議を以てするものとした。又商社は社長、元締、役或は頭取、副頭取等の重役があつたが、共有組織たるの特色はこれらの重役に對し、士族一同の監督權が頗る強かつたことにも現はれてゐる。又純益金は四分一を非常準備金に、四分二は資本金額に供し、其殘金を共同の土木起功、區内學校費に充つるものとしてゐた。然し商社の事業は地租改正費に係る郷内の内紛に煩はされたこと多かつた。

飲肥製糸場の  
設置

〔補説〕十三年五月に至り、飲肥商社と分離し、同所士族松田茂太郎外二名で製絲場の事業を擴張することとし、金祿公債證書を抵當として資本金五萬圓の拜借を出願した。之に對して、十月松方内務卿より金一萬五千圓を無利子五ヶ年間据置、年三分利付十ヶ年賦返納の條件を以て本縣へ貸下げられた。よつて其抵當公債證書二萬三百圓を差出し、十四年十月に抵當金相當の金員の交付を得た。

都城製茶會社

都城製茶會社

明治十一、二年政府によつて都城に設置の紅茶傳習所卒業者十二名は十三年春より協同して該業に従事し、既に紅綠茶七千斤の製造高を見た。然るに



授産金五千圓の貸下

横濱輸出を試む

都城製茶會社の設立

延岡會社

會社の設立

授産金一萬圓の貸下

其資金は他借を以て支辨し來つたものであつたので、同郷宮丸村佐藤源吉外六十四名より、士族授産紅茶製造資本金として五千圓の拜借を出願した。十四年十二月聞届けられ、十四年七月より向ふ三ヶ年据置、年三朱利付、五ヶ年賦上納の定を以て、願の通り貸下を受け、相當の抵當を縣に提供して、事業の擴張を圖つたのである。而して其製茶は、延岡會社の夫と共に横濱輸出を試みたが、偶、價額の暴落に遭つて失敗し、原茶を抵當として横濱三重製茶會社に荷爲替を取組み、僅に一時の急を救つたが、十五年十一月更に縣を通じて農商務省に之が返濟資金の貸與を請うてゐる。なほ同社は十三年假設立以來、資金の調理等に三年を費し、十六年六月に至つて、資本金一萬圓(内五千圓貸下金、五千圓株金應募高)を以て正式に社號を立て、縣の認可を得て設立したのである。

延岡會社

延岡會社は明治十二年三月、延岡士族四屋俊平等の發起により、同地士族就産の爲め、最初製茶、養蠶、製紙の三業を興すを目的として設立せられたもので、資本金(士族所有の公債證書募集高五萬圓を基とし、之に政府拜借金五萬圓を加へて十萬圓の計劃)として五萬圓の國庫貸下を出願し、十一月一萬圓の貸下を許可せられたので、十三年一月開業した。最初紅茶

災害並到る

舊佐上原藩士族授産情  
藩士窮乏の事

藩主授産會社の設立を劃策

製造に着手したが、時價變動に因つて忽ち損失を來し、風帆船を購入して運輸業を創めたが、是亦失敗した。加之、同地方稀有の洪水、十五年春の大火に遇ふ等、災害並び到るの不幸に遭遇した。故に止むを得ず、曩に抵當として縣廳に差入れた公債證書七千圓の下戻を請願したが、農商務卿は之を許可せず、再び三千圓の拜借を出願した。縣廳に於ては、その憫察すべき事情を見て、特に鹿兒島授産場資金の内金二千圓を三ヶ年賦で貸與し、事業を維持せしめた。

舊佐上原藩士族授産

舊佐上原藩主は島津氏の分族であり、維新後明治二年故あつて藩廳を廣瀬(下田島村)に移した。是時に方つて、士民一同相従つて右兩村に土地を購求し、家屋を建築したが、之が爲め莫大の入費を要し、加之従前給與の地高を廢して、廩米渡となし、十分一の減祿となつたので、生計に苦しむものが尠くなかつた。藩主は之が對策として一の會社を設立し、窮士扶助の路を開かんとし、其社則も略、定つたが、折柄廢藩置縣に際會して、自ら水泡に歸した。茲に於て、同藩士族は適宜農、商工に従事し、百方糊口の策を得るに汲々としたが、多くは失敗を招き、止むを得ず、或は地所を賣却し、又は家屋を抵當とする者が續出した。こ



丁丑役の打撃

開墾事業に着手

開墾地の擴張と資金貸與の請願

渡邊縣令自ら視察

中村義行・椎原孝助の授産事業

授産金一萬圓の貸下

の状態を一層悲惨ならしめたものは、丁丑の役に遭遇したことであつた。役後、幸に金祿公債證書の恩賜に與り、一時の危急を免がれることを得たが、連年の負債償却の爲め、結局活路を見出すことは出来なかつたのである。爰に至つて、士族等も大いに覺悟する所があり、有志の者奮つて公債證書の殘餘其他各自應分の資財を醸集し、僅に一萬二千圓を得、十四年に至り、七町餘を開墾し、甘蔗を栽植した。然も、更に廣瀬に於て百餘町歩の荒野を開墾し、甘蔗栽培及び製糖の事業を起さんとし、同年下田島村外一ヶ村居住舊藩士一同五百五名連署、郡長近藤千賀良の意見書を附し、縣に保護を出願したのであつた。縣廳に於ては、渡邊縣令自ら實地に臨み、又係員を派遣して調査の上、事實差措き難きを諒知し、同年五月農商務省に對し、授産金三萬圓貸下のことを上申した。然るに當時、時を同じうして鹿兒島士族中村義行・椎原孝助より、興産の爲め會社を設立し度き旨を以て、資本金五萬圓の拜借を出願したので、十五年六月縣では、之についても稟議し、九月、農商務省は管内一般を通觀し、双方緩急酌量の上、更に伺出づべき旨を達した。仍て、縣では舊佐土原藩士族救済に決し、翌年四月前額を減殺して、一萬圓許可されたのである。然るに十六年、宮崎縣分置

により、本件も宮崎縣へ引繼がれるに至つた。

高鍋會社 保存社 上江社 有隣社 榮達社

この高鍋會社以下の各社はともに資本金は多きは二萬五千圓、少きは一萬圓であつて、高鍋會社は同地士族の共有、保存社は同郷士族黒水長慥外數名、上江社は同郷士族横尾栗外數名の結社であつた。又有隣社は佐土原士族の共有、榮達社は同士族田原武外數名の結社であつた。而して高鍋、保存、上江の三社は高鍋に、有隣、榮達の兩社は佐土原に在り、何れも明治十二年の創立で、その業は金穀貸付であつた。創業以來、十三、十四兩年の如きは何れも多少の潤益を得たが、十五年來の金融壅塞と、米價下落に影響されて、返納の期に至つても其の利子すら収入することが出来なかつた。

〔補説〕 本文述ぶる所は本縣士族授産事業の代表的のものであるが、外に授産乃至開墾事業は頗る多かつた。

先づ鑛山業に於ては、明治十二年四月鹿兒島士族澁谷國安外一名が其借區地鹿籠金山開坑の爲め、三十萬圓の拜借金を出願したが、之は許可とならなかつた。牧畜業に於ては、古來の牧場地にして維新以來の廢牧を開發せんとする者少くなかつたが、顯娃郡顯娃村顯娃新牧跡の開墾は十四年野村忍助、柴善次郎外九名の結社により着手せられ、其一部は葡萄園に、他の一部は牧牛の爲め使用した

高鍋會社 保存社 上江社 有隣社 榮達社

其他の士族開墾事業

鹿籠金山開坑資金

顯娃新牧跡の開墾



種子島國上村  
故牧場の開墾

薩摩郡内廢牧  
の開墾

葡萄栽植と各  
地の開墾事業

永吉士族の養  
蠶事業

高橋村の開拓  
事業

其他の綿・糖  
開墾事業

鹽田開拓事業

其他開墾の諸  
事業之市海面埋  
立事業

池田湖の湖内  
開墾事業

郷友會加治木  
支部の開墾事  
業

第一編 縣政の整備

のである。種子島國上村に於ける故牧場の開墾も、十五年種子島西之表士族平山寛藏・八板直哉外一名及び鹿兒島池之上町士族三原經倫の手によつて着手せられた。この外、十五年八月同島國上村日高菊之助外二名が同村原野十二町の借用を出願してゐるが、之は開届けられなかつた。稍後れて、二十一年五月薩摩郡平佐村田中彌七郎、楠元村落合訓平、白和町安中黙は薩摩郡廢牧を二十九年まで借用、開墾に従事した。十四年中鹿兒島郡坂元村士族伊集院兼盛外十四名が大隅國大隅郡中俣村並に市來村の原野の開墾を企て、又櫻島西道村士族上山惟休等が同島松浦村、藤野村の開墾を行はんとせる如きは、何れも葡萄栽植を目的とするものであつた。次に蠶業開興の爲めのもつとして、十三年七月一萬五千圓の貸下金を受けて蠶業を開いた鹿兒島郡西田村士族相良小彌太外九名の前述桑原組の外、十五年六月、日置郡永吉村士族上原次右衛門外二名が開墾せる同村官有原野四町二反九畝十歩も、蠶業開興の爲め桑樹を栽植するものであつて、同年七月之を允可せられた。

この外、綿糖業を目的とする開墾には、阿多郡高橋村に於ける寺尾庄兵衛外三名の開拓事業は同村内原野凡そ百町歩に及ぶ海面に、夥多の資金を投抛して柴柵を構築し、土砂を打止し、苗松を栽植して、風潮を防禦する等その開墾に努め、地質相應の木綿・甘蔗等を栽培せんとせるもので、十五年五月農商務省より右地所を七ヶ年無料貸渡、開墾成功の上拂下の指令を受けた。同じく綿糖開墾事業に取調郡安房村宇春日の下官有地原野七町四反六畝二十歩の地があり、一は川邊郡武田村士族久米精太郎、他は給黎郡々村士族平山茂樹が二十年より三ヶ年間に無代貸下、年期明け相當代價拂下を許可せられて、綿業・糖業に従事してゐる。鹽田開拓事業は各地に之を試みるものが少くなかつた。即ち明治十三年七月、鹽山郡宇宿村士族宮里伸一が同郡鹽屋村字井樋ノ尻水面約十三町三反餘を五ヶ年季の許可の下に埋立に着手せることや、同年八月熊毛郡西之表村士族永山甚太夫外五名が協力して同村宇中島北海面四反二畝、同南海面一町二反三畝餘を一ヶ年季を以て開拓せんとし、また十五年五月、中甞の士族鹽田里一が甞島郡小島村字岩立浦水面二町七反餘を年季五ヶ年の許可を得て埋立に着手し、同年十月、嶮嶮郡小濱村小濱新右衛門外四名が同地區内海面凡そ五十町餘歩の開墾に従事せる如きは、何れもこの例であつた。

この外單なる農地開拓の事業に至つては、其數最も多かつたことは當然であるが、大隅嶮嶮郡眞孝村宇濱之市の海面凡そ九十三町三反歩餘は、島津家に於て既に大山縣令在職中、耕地開墾の目的を以て埋立許可を得て着手したものであるが、十三年四ヶ年季の許可を以て工事の擴張を爲してゐる。また耕地開墾事業として特記すべき一に、揖宿郡池田湖の湖内開墾掘鑿がある。此事業は十六年鹿兒島士族川上長雲外八名の出願せるもので、この湖は周圍凡そ四里十町餘に亙るが、明治五年より水路頼娃郡仙田村の方へ切流れ、湖内は自然減水し、周圍水面の露出するもの三ヶ村に係る反別凡六十町餘歩に及び、村民の利益尠からざるものがあつたから、自費協力以て水路を掘下げ、耕地を擴張せんことを期し、翌年八月開墾掘鑿のこと許可せられた。又十八年四月鹿兒島郷友會加治木部會員千有餘名結合して開墾に當らんとし、惣代法元仲藏外三名の名を以て農商

第五章 産業



務省に對し地所拂下を出願したが、同年六月宇小鹿倉一ヶ所限り許可せられた。

第二節 産業上の諸施設

勸業試験場

縣の勸業上の施設機關としては、先づ勸業試験場の設立を擧げなければならぬ。勸業試験場は鹿兒島に第一、第二試験場があり、その外鹿兒島に桑苗場、鹿兒島と宮崎とに杉檜苗木仕立場が設置せられ、指宿郡山川の舊藩植物場は本縣植物場として復興せられた。第一試験場は明治十一年鹿兒島西田村(古川)新上橋近傍に設置せるもので、十二年度に於ては、事創始に係り、種子苗木類の購求には充分の餘地がなかつたが、十三年度に於て試験試作せるもの、穀類十三種、蔬菜二十四種、其他各種の植物を内外に購求して播種栽植した。今具體的にその試作せる穀菽菜果を擧げると、瓜哇米(白鬚赤鬚の二種)、内國米種(八萬石田萬石稻、霧島糯稻)、粟(方言朋張)、内外小麥(裸麥、大麥、小麥)、玉蜀黍、菜豆(方言モ)、豌豆、野天門、西瓜、葱(秋田葱、岩槻葱、千住葱)、菜類(體菜、唐菜、山東菜、苤藍、蕪菁、櫻島蘿蔔、外國種細根菜)、蘆粟(清國種、米國種)、落花生(外國種本、縣在來種)、廣東甘蔗、綿(米國種、陸草綿等)、有加利樹(青護謨、赤護謨等六種)であつた。第二試験場は同じく鹿兒島舊兵士學校跡地(後方)に設けたもので、内外國一般の

第二試験場

第一試験場

桑苗木場

植物中有益と認むるものを栽植し、縣内に良種を普及せしむるを以て主意とし、第一試験場に先立つて着手したが、此二場は縣會の議決によつて、十四年度廢止となつた。即ち十三年一月、上記第一試験場を桑苗木場に改設し、同年九月特に勸業課は一般に對し、桑苗蠶種の縣外取寄方を斡旋し、又苗木場仕立場の拂下を圖つたのである。その試植する所、十三年までに一萬三千六百本で、内五千本は東京植物御苑より無代價下渡分、其餘の八千六百本は總て上州地方の良種で、即ち十二年度地方稅購入の分である。同年は不幸七月中兩度の暴風雨の爲め、試験成績に於て失敗であつたが、同年十二月一般へ拂下げた桑樹は十六種、一萬八百七十九本(内十本の魯桑を母木として残す)、拂下人員二百八十名に及んだ。次に鹿兒島苗木場の設立は明治十年末にあつて、その趣旨は専ら縣下に養樹法を勸誘獎勵するにあつた。故に設置以來夥多の木種を播し、又苗木の栽培に従事して、樹林擴張の途を謀つた。然るに、當場は大隅、日向を主とする山林地方へ對する苗木分配に不便であつたので、十三年二月に至り、本縣の意見を其筋へ稟議の上、曩に縣で借地せる宮崎郡上別府村四町三反六畝餘の地に更に苗木仕立場を設け、桑苗を上州其他に取り、楮苗を土佐に購ひ、各良苗を

明治十三年拂下の桑苗

杉檜苗木立場

宮崎苗木場の分置



織物授産場と  
鹿兒島授産場

植物試験場

農商務省より  
設置の各試験  
所

移植栽培するものとし、その理想としては兩苗木場を以て、數年後縣下の楮山  
 秃林を悉く鬱山幽林たらしむるの意圖であつた。十三年度以後十八年度迄  
 に拂下をなしたる苗木百二十九萬本、種類は杉・檜・桑有カリ樹・櫻・楮・カナメ樹・落  
 葉松・西洋葡萄の九種で、杉・檜・桑を最多とし、楮之に次いでゐた。  
 次に同十一年士族授産の機關として設置され、十二年五月開業した織物授  
 産場に就ては、その内務省より許可せられたのは本縣勸業試験場の名義であ  
 つて、十二年十二月許可を受けて設立した鹿兒島授産場も亦その内容に於て  
 勸業試験場の機能をも有した。この外十六年に至つて、縣植物試験場が設置  
 されたが、其の成立は揖宿郡福元村字熊野町所在の舊藩植物場の荒廢せるを  
 養護し、且つ將來龍眼木・荔枝其他金合歡等の珍樹を蕃植せしむるを目的とし、  
 十六年三月伺經の上、植物試験場となしたのである。此の外、早くより農商務  
 省(同省設置以前は内務省勸農局)より本縣に對して設置せられたものに、延岡次いで都城に於  
 ける紅茶傳習所、北大隅地方に於ける糖業試験所、又大島郡に於て數年繼續せ  
 る改良糖業試験所及び馬毛島に於ける牧羊試験があり、それらは何れも一時  
 的のものではあつたが、間接には都城製茶會社、大隅製糖社、馬毛島牧羊組等の

興業館

最初の出品内  
容

商法會議所

事業を促進せしめ、本縣當業者に對して影響する所少くなかつた。  
 次に興業館に就ては、その開設は明治十六年、時の渡邊縣令が縣下商工業の  
 改良發達を計る爲め之が設立を企劃し、本派本願寺法主大谷光尊この舉に賛  
 して、金一萬五千圓を寄附して建設されたものである。時恰も本縣は第二回  
 九州沖繩聯合共進會の主催縣となつたので、これが會場たるの必要からも、こ  
 の種勸業上の施設が痛感せられてゐたのであつた。即ち、同年四月建築に着  
 手し、九月竣工開館し、明治二十七年物産陳列場と改稱せられるまで興業館と  
 稱したのである。十六年七月三日の出品心得に例示せるものを見るに、種粃・  
 玄米・粟・大豆・蕎麥等の穀類、鋤山刀・斧・鎌等の農具、製糖養蠶製絲製茶製紙鍛  
 冶鑄物等の器械、漁具、獵具、大工・木挽・左官等の器具、材木・薪炭等専ら實用のもの  
 を主とし、特に種子・農具に就いては農事改良の參考品たるを旨としてゐた。  
 明治十一年澁澤榮一等の發起により初めて東京商法會議所が設立せられ  
 てより、大阪・京都及び各地にその設置を見るに至つた。本縣では十四年來縣  
 勸業課に於て、既設の二府十二縣に於ける組織方法等を調査し、同年末勸業課  
 員長山信順等四名は鹿兒島商法會議所設立に關する「鄙見略述」及び「商業會議



創立の認可

設立當時の組織

商業學校の設置

所之性質を頒布して之が設立の必要を勸説したが、翌十五年三月に至り、山田海三外十五名の發起で鹿兒島商法會議所を創設すべく其創立願を提出した。同月二十四日渡邊縣令の五月農商務卿の許可を得、築町舊下會所に事務所を開設した。尙設立資金として縣より五百圓を下付し、他は議員の醵金に依るものとしたのである。當時の規則に據れば、當所は諸商人或は諸商會社の社員等を議員とし、別に會社又は組合より委員を出さんと望む者あるときは、會頭は定式會議に於て衆議を以て之を許否するものとしてあつた。役員は理事本員として會頭一名、副會頭一名、書記、筆生、會計方、理事委員として内外國商業事務委員八名、運輸船舶事務委員四名、及び農工業事務委員六名を置いた。會頭は議員一同の互選投票を以て之を定め、其任期を一ケ年とし、毎年二月第一の定式會に於て改選し、理事委員は毎年同上の會議に於て、投票を以て其半數を改選するものとした。設立以來、同所の事業中主なるものは、明治十六年一月縣令の許可を得て、會議所内に商業學校を設立し、商賈の前途を利すると共に、進んで商業の面目を一新し、以て將來外國人と輸贏を争ふに足る人物を養成せんと圖つた。然しながら、資金缺乏の爲めに一年を経ずして閉鎖した。又同年十

印刷所の設置と商業雜誌の發刊

その後の改組

勸業委員の設置

勸業委員の職務

通信事務

月會議所内に印刷所を設け、商業雜誌を發行して大に輿論の喚起に努めたが、之亦資金の不足に制せられて、一年に達せずして廢刊の已むなきに至つた。この教育と印刷との二業は當時僅に八十二名の會員を有する商法會議所として其負擔餘りに大に過ぎ、結局失敗に終つたが、當時の高邁なる理想精神をよく表してゐるものである。猶ほ創立當時の會頭は山田海三であつた。爾後明治二十二年に至つて、同所は改組して鹿兒島商工會議所と改め、會頭宮里正靜、副會頭青木靜左衛門となり、次いで二十六年五月商業會議所條例に則つて鹿兒島商業會議所となつたのである。次に勸業委員の設置は明治十四年の縣會に於ける議決に基いて、十二月始めて各郡に三十六人が配置せられた。而して同時に定められた職務假規程に據ると、勸業委員の職務は農商工其他諸營業に互る所定の調査と報告を主とし、部内の功勞者の實績を調査して褒賞等を具狀し、篤志家間の農談會、又は漁業上或は害虫驅除等の會に參會指導する等の事もその任務とした。又堤防道路の通塞、山林の盛衰等に係る殖産の利弊上要用と認むるものは、之が見込書を作つて縣廳へ具狀するが、特に農事や商況等に關する通信事務は重要



勸業年報

勸業委員事務  
の簡易化

町村の勸業委  
員

勸業會準則

職務の一つとなつてゐた。この通信取扱は各郡に於ける勸業委員の外、縣廳の勸業課に於て爲すもので、農商工業の利害及び其盛衰の狀況等に付き、廣く氣脈を通じ、智識の交換を爲すの目的を以て行はれたものである。而して、之を分つて臨時報月報、年報の三種とし、年報は縣勸業課が編製した。又内容上の區別では、農事通信、商況通信、工事通信となつてゐた。

この勸業委員に關する諸規程は十六年一月に改定せられたが、大體に於て先の假規程の煩雜を避け、農事通信、商況通信に就て、何れも單に通常臨時の二報とし、前者の如きも其季節毎に通報すればよいこととなつてをり、工事通信は一層簡單となつた。なほ、勸業委員には報酬、旅費、通信費等を支給したが、報酬は年額合計一千二百二十五圓と計上されてゐた。

郡配置の勸業委員に對して、一部町村に於ても勸業委員の設けがあつたが、明治十七年區町村會法、戶長役場區域の改正につれて、當然之に關する規定も改正せられた。即ち縣は同年十一月、前年太政官第一三號布達に基き、農商務卿の認可を得て勸業會準則を定め、右の町村勸業委員及び勸業會に對して一定の基準を與へた。この町村勸業委員は、各地の狀況に依つて一戶長役場若

勸業委員經費  
を協議費に移す

勸業諮問會

勸業諮問會の  
組織

町村勸業委員  
機構の改正

しくは二三戶長役場部内を以て區劃を分ち、勸業上の事項に就き、郡長又は戶長の諮問に答ふるを任務とし、その給料、旅費、日當等は地方税支辨を改めて、町村協議費から支辨するものとなつた。勸業會は町村若しくは聯合町村會に於て、農業會、商業會、工業會、其他同業會等適宜單一の各會、又は農商工合併の勸業會を設立するもので、主務官署よりの諮問を審議し、意見を陳述する外、勸業上の利害に關して、意見書又は報告書を提出するのである。

勸業委員の設置と相次いで設置された勸業諮問會は、明治十六年五月太政官第一三號布達に基いて翌年五月より開設され、縣内農商工の名望ある者を選んで會員とし、最初毎年一月中に於て開くものとしたが、十八年三月に緊要の事件ある場合に開くこととなつた。會議の諮問案は縣令がすべて之を發する外、會員は三名以上の賛成を経て建議することも出來た。會期は概ね十日と定め、會員は郡長によつて定員四十五名を選出するものとし、任期三ヶ年であつた。又諮問會を分つて農業部、商工業部とし、會頭には縣令を推した。扱て十六年度以來の本縣町村勸業委員の實情は、人員は一役場に付き、概ね一名で、間々二三名を置いたが、給料は最高月給五圓を超ゆるものなく、最も少



勸業委員の待遇を改む

勸業委員を知事の特選とす

勸業報告の改正

定期報・臨時報

きに至つては僅に年五圓に止るものすらあつた。故に到底其人を得ること難く、又其任を完うするもの稀で、多くは只戸長役場に隸屬し、通信事務の調査を爲すを以て事とせる狀況であり、而も委員の給料を増加することは十七年の改正以來次第に増嵩せる町村費の克く支へ得る所ではなかつた。依つて、十九年來農商務省が勸業委員制度の改變を圖るや、二十年五月經伺の上、新一郡役所部内に定員二名を置き、其手當は月十二圓以下八圓以上とし、外に旅費及び職務取扱費として五圓以下三圓以上を給することとし、この手當並に旅費・職務取扱費は新に地方稅勸業費を以て支辨するものとした。就中本縣に於ては、未だ郡役所部内連合町村會の設がなかつたから、委員の選舉及び職務の順序上、委員は新に知事の特選としたのである。

之より先、勸業報告に關しては、明治十八年六月農商工務山林通信規則並に通信事項を定め、十四年の達及び右に屬する追達は總て廢止した。この規則によるに、各郡役所及び通信員は農商工山林に關する事件を本廳に報告し、本廳は各郡役所及び通信員に諮問應答することとし、その通信の中特に報告期限を定むるものを定期報、臨時報告を要すべきものを臨時報とするの外、各農

農事巡回教師の設置

甲乙農事巡回教師の別

本縣に於ける農事巡回教師

博覽會・共進會・品評會

商工山林の通信は毎年之を調査報告するを要し、每五年調査するものは明治十七年分を第一回と定めてゐる。

なほ明治十八年八月來、農商務省は農業の改良の爲めに農事巡回教師を設置したが、最初は普通農事及び養蠶製絲製茶の四に對して之を設け、逐次糖業・害虫牧畜に及すものとしたのである。之を甲乙二部に分ち、甲部は本省農務局員を充て、全國所定の農區を巡回せしめ、乙部は一府縣内を限り巡回せしめた。乙部巡回教師は地方官をして、管内老練者にして名望あり、且つ學理にも通ずる者を選出せしめて本省より任命した。但し無給であつて、旅費其他手當金を本省より支給されるのみであつたから、相當の矜持を持つて事に當つたのである。地方官は又其巡回期節及び其區劃を定める必要があつた。

本縣茶業巡回教師として、十九年始、當時鹿兒島居住の宮崎縣上別府村士族長尾久太郎を採用したが、尙桑樹の栽植其他に就ても指導せしめたのである。

本期に於ける勸業施設中、特に著しい事例は博覽會共進會等の開催である。明治十年第一回内國勸業博覽會が東京上野に開かれてより、博覽會開設の趨勢は漸次地方に波及し、競うて各種共進會を開催するに至つた。本縣に於て



内國勸業博覽會と本縣

出品心得書を頒つ

大阪綿糖共進會と本縣  
松方勸農局長  
出場人を勸告

は當時未だ博覽會の何たるかを解するものは少かつたが當初は自然當局の勸奨により中央に於ける博覽會共進會に對する參加の形を採つたのである。第一回内國勸業博覽會には縣内よりも出品者があつたが折しも丁丑の役に際會して其出品は未だ出陳を見ずして灰燼に歸したのであつた。故に、十四年の第二回内國勸業博覽會に際しては、本縣にとつては殆んど創始ともいふべく、縣當局に於ても之が參加に就ては最も力を注ぎ、その爲め十二年九月、岩村縣令は政府に對して、その出品資金金二千圓の貸與を申請したが、聞届けられなかつた。しかし、縣は委員を設け、同年十月管内に出品心得書を頒布して、博覽會の趣旨より縣内重要物産中出品に適する各品目に至る迄、一々叮嚀懇切なる解説を示して出品方を勸奨した。而して、この博覽會に本縣出品者中入賞せるものは綿糸(濱崎太)、金鑛(濫谷)、製金々鑛(島津忠義代)、陶碟扁額花瓶(柿元尙)、山藍(喜最)、馬(會社)、鯉節(森吉)、煙草(外五人)以下に於て十七人で、褒狀を受けたものに至つては、沈壽官、高鍋、飮肥、兩商社以下五十件を數へた。

また右内國勸業博覽會の前年、大阪府に開かれた綿糖共進會には、縣の勸奨に應じて出品する者綿十七名、砂糖百四名を數へ、特に松方勸農局長の勸めに

十五年米麥大豆煙草菜種及山林共進會と本縣

十六年水産博覽會と本縣

慶海漁譜・漁撈説略

十八年全国繭生糸織物陶漆器共進會と本縣

よつて、大隅郡垂水村川畑市兵衛を選抜して同會に出場せしめた。この共進會入賞者は綿に一人、砂糖に十七人で、外に製糖に關する追賞者一人であつた。次に十五年春、東京上野に於て開設された米麥大豆煙草菜種及び山林共進會に於ては、褒賞に米三十二人、麥十一人、大豆四人、煙草六十四人、菜種十九人、山林二十一人、追賞に煙草四人、山林九人があつた。就中國分の山内俊延、松田宗一は煙草に一等、山元正助は山林に二等、川畑梓は麥・大豆の七等を受賞した。

翌十六年三月より六月迄、東京上野公園に於て開かれた水産博覽會に對しては、鯉節を始め、鹽鱒、鹽魚、鰯、乾鯛、鮪節、乾鯆、乾鯖、乾車鰻、鯉、鯖、介殼製品、海綿、埴製品、布、海苔等の出品多く、其入賞は二等二、三等四、四等八、外に褒狀十六を數へた。

殊に縣勸業課出陳(調製者三等)の慶海漁譜、漁撈説略、板屋蚶錄、松魚殖道圖、漁業規程雜纂、管内水産統計表の六種は三等賞を受け、刊行の漁譜の如きは多大の感銘を與へたものである。同年九月より十月二十日迄、兵庫縣々會議事堂に於て開設の第二回製茶共進會には、縣下出品數三十八點、此人員三十二人、褒賞者四人を數へた。

越へて十八年、東京上野公園に開設の全國繭生糸織物陶漆器共進會(自四月一日至六月廿一日)には、縣下出品二百十種(繭十六、生絲十一、器械取木綿絲二、木綿織物五十五、交織物八、陶飲食器七十一、



九州沖繩八縣  
聯合共進會と  
本縣

第二回を本縣  
主催す

管内の共進  
會・品評會

漆飲食、此人員百三十七名を數へ、褒賞者九名に及んだ。特に陶磁器に關して、  
 沈壽官(日置郡苗川村)、川原源助(始良郡山田村)、青木宗兵衛(上同)は其功勞を賞せられた。  
 次に地方的共進會の開催について第一に擧ぐべきは、九州沖繩聯合共進會  
 で、之が九州沖繩の八縣に對して各部内の産業を刺戟したことは著しく、各縣  
 内大小の品評會もこれに倣つて行はれるやうになつたことは否めない。こ  
 の聯合共進會は、最初明治十五年十月一日より同三十日迄長崎縣長崎公園で、  
 九州沖繩六縣(十八年より八縣參加)の聯合を以て生絲繭茶蠟砂糖の五種目について行は  
 れたもので、順次各縣が主催縣となつて開設し、その出品々目も年と共に多き  
 を加へるやうになつた。特に翌十六年には、鹿兒島に於て開設されることゝ  
 なつたので、之に先立ち十五年十一月、内務省に對して該會褒賞金の交附を申  
 請し、翌月該會規則並に出品目錄申告書式及び審査法の裁可を請うた。十六  
 年四月、上局の指示によつて出品種類中茶を蠶繭に代へて、煙草蠶繭砂糖麻苧  
 生絲織物の六種共進會と爲し、前述の如く之を機として設立せられた興業館  
 に於て、十月二十日より十一月二十八日迄四十日間開催せられたのである。  
 次に管内に於ける共進會中、比較的早期に屬したものは、明治十四年十月

管内産馬競進  
會

管内勸業博覽  
會

管内繭生糸品  
評會

各郡の品評會

民設品評會の  
開設

五日より同九日迄五日間開設された管内産馬競進會を擧ぐべきで、其出馬は  
 薩隅日三州の産にして、二才以上の牝牡馬滿一ヶ年以上畜養するものに限る  
 ものであつた。この後、計劃のみで實現には至らなかつたが、縣主催の勸業博  
 覽會として最も規模の大きかつたものに、十七年の管内勸業博覽會がある。  
 即ち同年九月十日より十月九日まで興業館に於てし、出品々目は第一區より  
 第六區に至り勸業全般に亙るものとなつてゐた。然るに十七年の暴風雨に  
 より、一般の困難が豫想されたので、同年七月に至つて中止された。翌十八年  
 六月二十四日より同三十日迄第一回を開催せる管内繭生糸品評會(後に茶を加ふ)は  
 縣蠶絲業の發達上特筆すべき功績を残したものである。  
 また縣内各郡の品評會は十八、九年より漸く盛となり、十七年八月高城、薩摩、北  
 伊佐、六郡繭生糸品評會(翌年高城、伊佐、薩摩、出水、鹿島、五)が十九年に阿多、給黎、掛  
 田水、六郡繭生糸品評會(郡繭生絲製茶品評會と改む)が十九年に宿願、娃、川、邊  
 生絲品評會が二十年には肝屬、北、大、南、諸、縣四郡繭品評會が何れも第一回を開設し  
 てゐる。この外、十九年十月薩摩郡平佐村有志の主催せる稻穂品評會、二十年  
 十一月鹿屋郷中名田崎、祓川三村の米品評會等、各村有志によつて漸く民設品  
 評會も開かれるやうになつた。



第三節 農業

一 耕地及農民

明治二十一年本縣農事調査に據れば、本縣の農業戸數は十七萬二千八百三十五戸、同人員は八十二萬四千四百六十三人で、戸數は管下總戸數の八三・五二%、人員は管下總人口の八四・六七%に當つてゐる。又同調査中別の計算に於ては農業戸數十八萬四千六百二十七戸、内專業十五萬二千六百二十戸、兼業三萬二千七百となつてをり、之に據れば專業農家は全農家の八割三分を占め、兼業農家は未だ比較的少數であつた。自作・小作別では、自作七萬五千五百四十二戸、自作兼小作九萬九千六百四十八戸、小作一萬三千百八十四戸で、各全農家に對する割合は三八・八〇%、五四・〇五%、七一・一五%である。即ち自作兼小作が過半を占め、小作は可なり少數であり、爰に本縣農家の一特色が見られる。また農業人員は八十八萬三千四百人中、直接生産を負擔する壯年層(十五歳以上)は五一・四一%で比較的その數少く、從つて負擔は大きいといはねばならない。

本縣の土地反別は、明治二十一年現在に於て、官民有合せて總反別四十五萬

明治二十一年  
本縣農業戸數

自作・小作別

農業人員中の  
生産負擔者

本縣土地反別

總反別中の割

耕地反別

作付反別

一戸當・一人  
當の耕地・作  
付反別

九千八百九十二町二段官有十四萬八千四百七十七町二段、其内譯は田五萬三千六百八十一町五段官有十五町七段、民有五萬九千九百五十八町四段官有三百四十九町九段、山林十五萬二千八百八十六町五段官有九萬九千六百五十八町二、民有十五萬七千九百九十九町一、原野七萬八千九十八町八段官有四萬二千七百三十三町二段、民有三萬五千六百六十三町六段、宅地一萬三千四百五十五町一段官有十五町四段、民有一萬三千四百五十五町一段、鹽田三百一十一町一段官有無、民有三、其他五千八百九十八町一段、其他五千八百九十八町一段官有五千六百六十三町二、民有四百四十六町六段となつてゐる。即ち、其總反別に對する割合は田一一・六七%、畑三四・四一%、山林三二・六八%、原野一六・九八%、宅地二・九三%、鹽田〇・〇七%、其他一・二六%で、田畑合計は四六・〇八%となる。然し、前記別の調査に據る耕地反別に就て云へば、その合計は二十一萬一千九百十六町一段で、内、田五萬三千九百六十二町四段、畑十五萬七千九百五十三町七段となつてゐるが、何れにしても總耕地反別の七割五分は畑地の占むる所で、これは本縣農業を見る上に不可缺の一要件である。また作付反別は各種作合せて二十六萬一千五百二十一町二段で、右耕地反別及び作付反別を一戸當・一人當にすれば、一戸當耕地反別(畑)は一町一段四畝二十三歩、作付反別は一町四段一畝三步で、一人當では耕地反別(畑)二段四畝二歩、作付反別二段九畝二十一歩となる。



農家所有廣狹別反別

一戸當耕作反別

田畑一枚當地積

第一編 縣政の整備

次に全農家を其所有田畑廣狹別に見ると、其地二十一町に於ては、

二町歩以上一〇町歩未満 一四七、五七三戸 一八四・九〇%

一〇町歩以上 二五、二八〇 一四・五四%

計 一七三、八一九 五六%

となる。又一戸當耕作反別の廣狹では、

田畑八十反歩未満 一〇一、五二一戸 五四・二四%

八反歩以上一町五反未満 五五、二二八 二九・四五%

計 一八七、二五七 一〇〇・〇〇%

となる。即ち所有田畑に於ては、全農家の殆んど八五%が二町未満を所有してゐるが、實際耕作者の過半数は八段歩未満の田畑を耕作してゐたに過ぎない。次に田畑一枚當地積は次の如くで、區劃上の面積は極めて狭い。

(田) 地 五畝歩未満 六八、七六枚 五・九%

五畝歩以上一段歩未満 二九、五九 三・〇%

一段歩以上二段歩未満 一七、三六 一・五%

平均 四畝二〇歩 平均 八畝一九歩

(畑) 地 一段歩未満 一、三三、〇〇枚 六七・九%

一段歩以上二段歩未満 三、七、八五 三・〇%

二段歩以上 二、三三、三九 一・二%

荒地

切換畑

秣場

農業の本縣總生産に對する地位

猶ほ耕地に就て若干附記すれば、明治二十一年に於ける荒地は田一千百二十八町六段、畑二百九十八町四段合計一千四百二十七町に達してゐた。又畑地總反別の約三分の一に當る五萬七千七百十三町三段は切換畑で、其年限は各郡によつて異なるが、最長三十年<sup>阿多</sup>、最短一ヶ年<sup>谿山、阿多、日置、薩摩、南伊、佐北、伊、佐、菱刈</sup>、普通三年乃至十年の間にあつた。農家經濟に特に關係の深い秣場は、官有一千八百三十八町一段、民有一萬六百十八町、計一萬二千四百五十六町一段で、鹿兒島、出水、菱刈、肝屬の四郡に特に官有秣場多く、民有地では出水、熊毛、始良、東嶺、西嶺、原薩摩の各郡は何れも五百町歩以上の秣場を有してゐた。

二 農家經濟

前述の如く、本縣に於ては全生産中農業は其首位を占めるのみならず、その重要性は特に高いものがあり、之を土地に就て見れば、管内民有地は三十一萬一千四百八十七町二段で、その内田畑は二十一萬一千五百七十四町九段に達し、全民有地の四六・〇%に當り、戸數に於ては、農家數十七萬二千八百三十五戸で、全戸數の八三・五二%に當る。又生産總額中農産物約七百二十八萬二千六百二十八圓で、全生産額の八三・五七%の多きに達するのである。又作付反